之によつて、小作人の收入は全農業收益の減少に伴つて、或は之を超えて減少してゐること、而も恐慌以來、土地所有者の搾取率は相對的に急激增加してゐることを知ることが出來る。

又、聯合州に於ける調査は左の如くなつてゐる。（「リバティー」一九三一年五月三〇日）

	耕種資本	農產物市價	差引	誉の大さ
アラハバット	一四三・〇	七三・三	(一)六九・七	一三・〇
ラオ・バレーリー	一三七・〇	五九・八	(一)七七・二	一六・〇
サルタンプール	七三・〇	三〇・〇	(一)四三・〇	七・〇
ウナオ	五八・〇	三六・〇	(一)二二・〇	六・七
ゴラクプール	二四・五	一二・三	(一)一二・二	四・七
五縣平均	八七・一	四二・三	(一)四四・八	九・四八

パンジャーブの Risalewala 八〇〇エーカーは、有良なる灌漑地で、政府直轄の下に三九箇の小作に分割されてゐるが、事情を家族及び成人一人當りの收入について見れば、深刻なる計數を得るのである。

	一九二七―二八	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一
家族當り一日	〇―一四―〇	一―二一六	〇―一二一	〇―一一八
同　一勞働日	二―一一四	二―七―四	一―三―二	〇―三―七
成人男子當一日	〇―六―八	〇―八―一〇	〇―五―九	〇―〇―九
同　一勞働日	〇―一二―一〇	一―二―八	〇―三―八	〇―一―七

之を一ルピー七十三錢として換算すると、家族一日當りの收入は八錢となり、成年男子一日當り三錢と云ふ狀態である。この收益から彼等が高利貸に支拂ひ、衣服に支拂はねばならぬとすれば、其生活たるやおよそ非人間的存在であると云ふことが出來る。

第三部　印度に於ける工業政策

第一章　印度の手工品製造の衰退とイギリス

遙か遠い昔から農業と結合した手織機、紡績車は、印度社會の基礎をなしてゐた。農業に從事する家族の婦女の手により、古來より蓄積されて蜘蛛の巢を營むが如き技術により精巧を極めた其成品は——有名なるダッカのモスリンの優秀なるは幅一ヤード長二〇ヤードのものが指輪を通すことが出來、其生產に六ケ月を要したと云ふ——印度の名を爲に喧傳し、歐洲はこの勞働の美事な成果を輸入し、之に對して貴金屬を與へ、ベンガルのキャリコと corahs は東印度會社初期の重要輸入品であつた。

これ等の著名なる織維成品は、就中モスリンは Dacca, Krishnagar, Chunderee を中心に、綿布は Lucknow（西北州）產の chintzes, Ahmedabad 產の dhoties, dopattas が、又絹緣付を以ては中部諸州の Nagpur, Umrer, Paoni の名が知られ、マドラスは palampore の良品を以て聞えてゐた。更に絹布は Murshidabad, Maldah 其他ベルガンの町々が輸出需要に應じ、又 Ahmedabad, Benares は美麗なる紋織の、Poona, Yeola 等の地方は色織成品の Kashmir, Amritsar, Ludhiana 及び其他のパンジャーブの町々はカシミヤ・ショールの名を以て知られる羊毛製品の、それ〴〵の中心地を成してゐた。[1]

これ等の優れた成品の交易を目指した所の東印度會社が、次第に其支配を此等の手工品製造者達の上に及ぼした事は當然の途行である。卽ち會社は一方には十七世紀後半に歐洲市場開拓の意圖を以て彼地の流行趣味を研究せしむる爲に織人を派遣して生産を之に適合せんめんと計り、他方には既に述べた所のかの様々な牧歌的收奪を含む前貸制度を以つて、この手工品生産者を自己の手中に緊縛して行つたのである。

東印度會社の抑壓と强制の下に輸出された印度商品の歐洲へ流入は、然し乍ら、漸く隆盛に向はんとするイギリス製造業者に取つては、重大なる敵手であつた。されば早くウイリアム三世の治下からジョージ三世の世にかけて（一七〇〇―一八二四年）、イギリスは印度の各種加工織布の輸入を禁じ、或は高率なる禁止的關稅を附して自國市場からの排除に努めたのである。[2] 然し、未加工のモスリン、キャリコ其他の纖維製品の大陸への再輸出には課稅されなかつた。

H. H. Wilson は云ふ。『それはイギリスによつて印度に爲された不正の陰鬱なる事例である。印度製の絹及び綿製品が、イギリス市場に、今日までイングランド製品より五〇%乃至六〇%低廉なる價格を以て、尙利益を擧げて販賣しうると云ふことは、（一八一三年の）議會の證據に述べられてゐる。其結果、從價の七〇――八〇%の關稅乃至積極的禁止によつて、イギリス製品を保護することが必要となつた。この高率關稅と禁止手段がなかつたならば、ペイゼリーとマンチェスターの紡績業は其生産を中止し、蒸氣機關によるも尙殆ど活動を開始し得なかつたであらう。それ等は印度製造者の犧牲に於て創設せられたのである。彼等は同一條件の下では敵し得ない競爭者を叩き陷す爲に、政治的不正の武器を使用したのである。[3]』と。

他方に、イギリスが印度に於て得た支配權は又印度手工業の破壞に役立つた。かの土地制度の改革を中心とする舊社會機構の意識的な破壞はもとよりであるが、彼等はベンガルには生糸のみを生産せしめんとし、加工は之を抑制すべき志向を抱いてゐた事にも其例證を見出すことが出來る。[4]

此の如く、印度に輸入されるイギリス商品は僅に二・五%の關稅を支拂つて流入した時に際し、印度の製品は高率關稅を以て遇され、時にそれは從價の四〇%にすら及んだものがあつた。主要なる印度製品に對するイギリスの關稅は次の如く示されてゐる。

	一八一二年	一八二四年	一八三二年
モスリン（從價）	二七・½%	三七・½%	一〇・〇%
キャリコ（同）	七一・½%	六七・½%	一〇・〇%
其他綿製品（同）	二七・½%	五〇・〇%	二〇・〇%
羊毛織ショール（同）	七一・〇%	六七・½%	三〇・〇%
マット（同）	六八・½%	五〇・〇%	二〇・〇%
絹製品（同）	禁止	禁止	二〇―三〇・%
生糸	從價二磅―一三―四 附加稅一ポンド當四志 一〇〇ポンド當り 〇―一九―一	一ポンド當四志	一ポンド當一片
綿絹織		六・〇%	二〇・〇%

1、D. R. Gadgil, The Industrial Evolution of India, pp. 37—8.
2、例（ば一七二〇年には毛織業者の反對から綿布使用禁止の法律が出された。
3、R. Dutt, The Economic History of India, Vol. I. p. 262
4、R. Dutt, ibid. p. 293

砂　糖（cwt.當り）	一―三―〇	一―三―〇	一八〇
飾用篠製品（從價）	七一・〇%	五〇・〇%	三〇・〇%

R. Dutt, ibid. p. 294

○即ち課稅は、一八二四年にも尙極めて重く、一九三二年に至つて一般に著しく輕減されてゐる。この事は、既に明なる如く、印度に於ては、イギリスによる社會機構の意識的破壞は此年までに一應押し進められ、他方イギリスは、かの印度の收奪を含む本源的蓄積と產業革命に基く近代工業の確立とによつて、世界市場に我手に收め、其商品は印度に對して一八一三年以降自由にされた貿易によつて夥しく流入し、さしも鞏固であつた此國の農業と家內工業との結合を切り破りつゝあつた事態によつて理解することが出來る。

手工的生產の沒落は必然となつた。この沒落は更に、イギリス支配以來頻繁に繰り返された所の饑饉によつて促進された。饑饉は國土の直接の破壞の外に、救濟方策としての鐵道の敷設を齎し、それは更に貨幣經濟の深透と、イギリス商品の浸潤に結果し、かくて手工的生產衰退の因子がかもし出される。

印度國內關稅（鹽金）もこの沒落に與つて力のあつた一要因である。國內關稅は、東印度會社の下ではその吏員の私利を營む手段に供されて、ナワーブの下に於けるよりも過重であつた。Lord Ellenborrough は次の如く述べてゐる。『イギリス製の綿布は二・五%の關稅を以て印度に輸入してゐるが、印度產のそれは、原料に對して五%、綿糸に對して五%、更に綿布成品に對し二・五%を課され、最後に未加工布（白布）として通過證の出された後染色さるべき場合は更に二・五%が課稅されてゐる。かくて印度の綿布は（印度內で消費される所の）一七・五%を支拂ふのである』。印度內で消費される印度製皮革についても亦同樣である。『原料獸皮は五%を支拂ひ、皮革として精製されるものは更に五%（以上）を、靴となつては別に五%を賦課され、かくして合計一五%の課稅となる』。砂糖は、同じく國內生產品の國內消費について、町への移入に對し關稅五%、町稅五%、精製してこの町から移出する場合五%、總て一五%を支拂はねばならない。かゝる國內諸關稅は合して二三五品を下らず、殆ど日常消費の凡てに課稅され、稅關吏の權力の下に行使されてゐたのである。[5] 之を僅少の輸入關稅を除けば、何等の制限もなく國內を跋扈し得たイギリス商品に對比すれば、此處にも亦印度の手工品製造の沒落の必然的原因が見出されるであらう。

貿易に現れた印度製品の衰退とイギリス商品の流入の狀態を示せば次の如くである。

カルカッタを中心とする對英輸出貿易概要（年平均）

	一八〇〇―一三年	一八一三―二三年	一八二四―二九年
綿　花	五、〇五七俵	三四、五五八俵	八、六九三俵（二九年除）
綿製品	四、二八二	一、七七〇	一、〇三〇
生　糸	一、一四七	四、八六〇	七、八五六
絹製品	不詳	六、七七二（一九―二三年）	九、〇二八

即ち原料は一般に增加してゐるが、綿製品は著しく減少し、殊に一八二九年には四三三千ポンドに下つてゐる。之に反して英國商品（外國商品をも含む）の同港輸入は次の狀勢を示してゐる。（Dutt, ibid. p. 298）

5、エレンボローの東印度會社社長に呈する文書、一八三五年。記載の事實は Holt Mackenjee の內國關稅撤廢勸告を機として Lord William Bentinck の下に組織された調査委員會の報告によつてゐる。（R. Dutt, ibid. pp. 306―7）

	一八一三―二三年	一八二四―二九年
廣　幅　布（個）	五、三一四	八、九八一
綿糸ヤーン（千封度）	不詳	一一〇（二七―二九）
同　撚　糸（同）	不詳	四九一（二七―二九）
綿　布　類（磅）	六四、四四九（一八二三年）	一八四、八一五

かくてカルカッタ仕出のイギリス向棉花輸出は、一八一三年より二七ケ年にして、同額の綿製品の同港輸入によつて代置されイギリスは今や印度を主要なる商品市場として見るに至つた[6]。

又一八四〇年の下院特別委員會記錄には、次の問答が見出される。

『土着製造業はイギリス品にとつて代られましたか』『そうです、非常にです』『何年からですか』『主として一八一四年以來と思ひます』『イギリス商品による印度製品の代置は、印度が今や主として、それ等の供給をイギリス商品に待つと云ふ程ですか』『私はそう思ひます』(J. C. Melvill の陳述――Dutt, ibid. Vol. II. pp. 101―2)

イギリスの貿易は、殊に一八三〇年以後は、商船によつて運賃を低減し、自由主義の旗も高らかに進出し、本國では印度商品に對する障壁を低くし、印度内地では國内關税を撤廢す(一八三六年)るに至つた。この事態は、イギリス商品が今や印度の手工的生産者を再起しえざる程度に掩壓し去つた事を證明するものである[7]。

(6、東印度・支那協會議長 G. G. de H. Larpent 氏によれば、綿貨に關する英印の關係は左の如く示される。(Dutt, ibid. Vol. II. p. 103)

	一八一四年	一八二一年	一八二八年	一八三五年
イギリスへの輸出	一、二六七	五三四	四二三	三〇六（千個）
インドへの輸出	八一八	一九、一三九	四二、八二二	五一、七七七（千ヤード）

7、海運が既に此時以來完全にイギリスの手中にあることを指摘することは必要である。一八〇〇年までは、倘數隻の船がカルカッタに於て進水したが、一八四〇年には其處の造船所は完全に放棄され、又印度人を乘せたイギリス船は、イギリス製造船として取扱はれなかつた。印度造船業に對するこの直接的打撃は極めて大であつた。(Dutt, ibid. Vol. I. p. 115)

第二章　工業の發達と土着資本の抑制

第一節　工業の發達

印度の經濟生活は、イギリス資本に超利潤を保證し、印度に於けるイギリスの獨占を維持すると云ふ目的に適應せしめられてゐる。從つてその經濟的發展は、原則として本國の利益の爲に歪曲され、片輪な發展をとげてゐる。

印度統治初期に於けるイギリスの貿易の保護政策は、印度手工製造者の犧牲に於てイギリス産業の發達する過程を示してゐるが、今や形勢は一變し、イギリスの機械生産品は努濤の勢を以て完全に印度を併呑してしまつた。イギリスは自由貿易論を強力なる武器として役立しめつゝ印度を彼の重要なる市場に轉化した。かくてイギリス産業資本は、植民地印度の確保に重大なる意義を感じ來り、他方に印度の事實上の統一（一八四九年）と共に、長くこの國を「乳牛」たらしめる爲に、印度を本國製造工業の原料生産國とすると云ふ問題が具體的に日程に上されるのである。[1]

一、鐵道の敷設と其の發展

最初に、それ自身巨大なる利潤の源泉であり、同時に市場開拓の武器、商品の販賣と等しく印度の産物を廣汎に商品化せしめる所の、鐵道の開設が考究された。

最初の印度鐵道會社は、イギリス資本によつて一八四五年に設立された東印度鐵道、大印度半島鐵道の兩社である。然し尙當時は廣汎に前資本主義的經濟を殘存してゐた印度にあつては、鐵道は一の未知數の企業であつた。其爲に一八五四年にこの兩鐵道が營業するに至るまでは、或は試驗線を敷設し（一八五〇年）或は印度政府の積極的保護について論議を繰り返してゐたのである。

時の總督 Lord Dalhousie (1848—56)は、イギリス商品市場の增大と印度原料市場の開發の爲に鐵道が如何に重要なる因子であるかを明確に把持してゐた。一八五三年の覺書に彼は語つてゐる。『イギリスは印度が既に或程度生産する棉花を渴望してゐる。若し奥地平原から二三の海港へ至る適當なる運輸手段が備るならば、棉花の生産は質量共に豐となるでなるであらう。それは印度奥地市場のイギリス商品に對する需要を增大せしめ、以て貿易の能力增進を達得するに至る』[2]と。

然し乍ら、當時イギリス資本を印度に招來する爲には、彼等を誘ふ强力な刺戟が必要であつた。されば設立された鐵道會社は、一、所要土地の無償讓與、二、一ルピー＝二シ二片の割合で支拂ふ四・五%の利益保證（後に五%）、の厚い保護を與へられた。但し、三、過剩利益金は政府、會社間に折半し、四、二五—五〇年後に於て政府は時價に於て買上げ

1、印度手工的生産の破壞に代る近代的工業には、東印度會社の手にベンガルの製絲場（イタリー式）、インヂゴー栽培園工場がある。又外國輸入品の爲に直に失敗に終つたが砂糖製造工場等、其他小規模乍ら石炭も生産された。然し、いづれも小部分で且つそれ等はこの商業會社の利益に從屬せしめられ、近代的な意味での工業投資と云ふことは出來ない。

2、Jathar & Beri, Indian Economics Vol. II. p. 210

うる權利を留保するとの條件が附されてゐる。又同時に政府は實質上或程度の監督權を持つことゝなつた。

かくて一八五四年、東印度鐵道はカルカッタよりラニガンジへ至る三七・五哩を開設し、後にデーリーへの延長許可に際して四・五%の利益保證を得、大印度半島鐵道は同じくボンベイ、カルヤン間三七哩を、更に其後延長に際して前者と同樣の保護を得、更に一八五六年にはマドラス鐵道がマドラス、アルコット間六五哩を開業するに至つた。續いてこの利益保證の爲にシンド鐵道、ボイベイ・バロダ・ベンガル鐵道、カルカッタ東南鐵道會社が設立されたが、いづれも五九年以前には開業を見るに至らなかつた。最初の三會社は、一八五七年には其延長二八八哩に達し、與へられた利益保證は會社統治の終了する一八五八年まで、東印度鐵道一、五二八千磅、大印度半島鐵道四五六千磅、マドラス鐵道二六一千磅、合計二、二四五千磅を算へられる。[3]

一八五七―五八年のセポイの反亂は、政治上には名目上のモグール帝國の滅亡、東印度會社支配の終焉に結果したが經濟的には、軍事上の理由を當面の急務としその鐵道の急速なる增加、敷設を見るに至つた。かくて鐵道の總行程は一八六一年には既に一、五八八哩に達し、四ケ年に一、三〇〇哩の增加を示したのである。この趨勢は、かの棉花景氣と共に其後も持續され、一八六七年の總哩程は三、九三六哩、僅々十ケ年に約十四倍に達してゐる。

この增加は、當然にイギリス製造工業の利益と一致した。何故ならば、消費的商品の印度奥地への販路の進展を暫く措くとしても、スエズ運河の開通(一八六九年)以前には、總べての鐵道建設材料は凡ゆる橋梁、枕木、一鳴の電線すらも、喜望峰をイギリス船によつて回漕せねばならなかつたし、又鐵道の發展に伴つて港灣の修築を要し、其材料をもイギリスが供給したからである。

之等のことは、印度勞働者の技術的低位から來る諸障害と共に、諸經費を著しく增大せしめた。又政府の與へた利益保證は、鐵道會社が其資金を『泥土に投じようと』關係なく本國資本を保護してゐた。されば鐵道は哩當り三萬磅に價し、曾てなき浪費的な事業であつた。William Thornton 氏は云ふ『鐵道會社は、彼等が如何なる大失錯(ブランダー)を行つても、彼等の經費に對する完全な時價の利益を妨げるものでない事を知つてゐる』と。(一八七二年)又 Sir John Lawrence も下院委員會に於て述べてゐる『五%の利益保證によつて資本家は何事にでも同意する。彼等は鐵道が成功せるや否やには余り注意を拂はない。五%は彼等が滿足する好利率であり、何が行はれてゐようとおかまひなしである。鐵道が不當に高價となつた理由の一は、正に此處にある』(一八七三年)と。[4]

かゝる狀態の下では鐵道の利益が五%に達しなかつたことは當然である(それは一九〇〇年まで持續された)。鐵道豫算に於ける缺損は一八六九年には一、六六五萬ルピーに達し、保證された資本は一八七一年三月末九四、七二五千磅、その內九二、四一七千磅が消費され、政府による直接消費額五、三九八千磅を合して總支出は約一億磅に及んでゐる。[5]

3、R. Dutt, ibid. Vol. II. p.176

4、R. Dutt, ibid. Vol. II. pp. 356—7.

5、Moral and Material Progress and Condition of India, 1872—3. p. 75
Lord Lawrence は一八六七年の覺書に於て印度民衆の損失を次の如く計算してゐる。政府の土地の寄附、爲替變動並に監督の爲の失費七・五百萬磅、純收入以上に支拂つた利子一四・五百萬、保證利子支拂額四・五百萬磅、と推定されると、(R. Dutt, ibid. pp. 338—9)

保證制度はかくて漸く印度財政の障碍となり、今や批判の對象となつた。此處に於て、一八六九年以降、政府は自ら建設を司り、年額二〇〇萬磅を限度として起債し、之が需要に充ることを決意した。其後十ケ年（一八七〇—一八八〇年）の直營時代に、鐵道は七、三〇〇哩（一八七七年）に達し、支出は二四、六四五千磅に及んだ。

然し乍ら七〇年代の十ケ年は、印度財政にとつては困難なる時であつた。七〇年代の初から、印度はルピーの下落に惱まれ始めた。一〇ルピー＝一磅、一ルピー＝二志のルピー相場はやがて一志五片に下つた。而もイギリスでの起債は利拂も亦金を基礎とする爲に、財政の負擔は急激に增大した。のみならず、一八七四年、七九年と續く饑饉、一八七八年のアフガン戰爭は、この負擔を益々過重とした。かくて國營建設は此處に挫折し、一八七〇年代を以て建設は再び新なる保證制度に代置されねばならなくなつた。然しとに角、此期までの投資は Lord G. Hamilton を首班とする委員會に於ける Arthur Cotton 氏の記述によれば、國營、保證資本を合して事業經費一一二百萬磅、土地價格八百萬磅、現存負債額五〇百萬磅、合計一七〇百萬磅に達し、鐵路七、五〇〇哩を以て見れば、哩當り二萬三千磅となり、國庫に對する負擔は株式利子四・五百萬磅、土地及び負債利率四％として三百萬磅、合計七・五百萬磅に當り、純收を控除して年額三百萬磅の缺損を示す狀態にあつた。[67]

新保證制度は、一、前制度よりは低い利益保證（通常三・五％）、二、新建設線は最長二十五ケ年の後、十ケ年の間を置き投資額を以て政府は之を買收し、三、超過利益は五分の三を政府の有とする、と云ふ以前よりは薄い保護を以て始められた。然しこの利益保證は資本家に取つては何よりの保護である。ベンガル・ナグプール鐵道、マドラス・南マラッタ鐵道等の建設は此時期に行はれ、全哩程は一八八七—八八年には一四、三七六哩に及んだ。一方、八〇年代には、東印度鐵道、東ベンガル鐵道（八四年）、シンド・パンジーャブ鐵道（八八年）、南印度鐵道（九〇年）、大印度半島鐵道（一九〇〇年）等の買收あり、かくて印度鐵道への投資は一八九一年には次の如くなつてゐる（單位百萬ルピー）。

國有線	一、三三五・五	土民王國線	八六・〇
同（買收線）	二八一・一	外國所有線	一六・九
保證會社線	四九二・一	調査及炭坑等	九・〇
國家援助線	五六・一	合計	二、二七六・七

R. Dutt, ibid. pp. 548—9 更に一九〇一年には三、四〇一・六百萬ルピー（二二六・八百萬磅）となつた。

又鐵路の發達は次の如くなつてゐる。

一八五三年	二〇哩	一八七七年	七、三二二哩
一八五七年	二八八	一八七七—八年	一四、三七六
一八六七年	三、九三六	一八九七年	二一、一三三
尙一九二二—三年には三七、六一八哩、一九三二年四二、八一三哩である。			
一九〇〇年	二四、七六〇哩	一九一三—四年	三四、六五六
一九一〇年	三二、〇九九		

利益保證の爲の支出は、一八五八年以後、一九一八—一九年までに總額二〇八、三四四千磅、內收入一五六、八一七千磅、純支出五一、五二七千磅に及んでゐる。

かくて一八五〇年に印度に根柢を置いた鐵道は『其の凡ゆる直接的且つ現實的要求の充足の爲に必要な總ての工業を同時に發展せしむる事なくして、鐵道網を維持することは困難である。それは直接に鐵道と關係のない工業諸部門に

6、R. Dutt, ibid. p. 365.

於ける機械の利用を結果しなければならぬ』のであつたし、かくて鐵道制度は印度に於て『實質上、近代工業の先驅者となる』としたかの偉大なる豫言(一八五三年)をば、其後次第に實現したのである。

鐵道の開拓は、舊い印度の社會が依つて以て永續してゐた所の孤立性を破壞し去つた。それは印度人をして全く新しい技術を習はしめ、鐵道に伴ふ電線は印度を蓋ひ、從來單なる小港に過なかつたボンベイ、吃水一〇呎以上の船舶を拒んでゐたカラチ、百哩の奥地にあつて僅に二三の堤防によつて守られてゐたカルカッタの諸港は、鐵道の能力に適應して改築された。それは直接に需要する石炭山を開掘せしめ——一八五四年ベンガル・ラニガンジに始めて開坑する——他方に又イギリス資本主義の發達に適應して、インドに對する他の投資を刺戟するに至つた。かくして『鐵道は印度を Nation たらしめた』(Sir Edward Arnold) のである。

吾々は次に諸工業の發達を概觀しよう。

二、近代的諸工業の發達

一、炭礦業

鐵道の開設は先づ直接に石炭の需要を喚起した。それは綿業、黄麻工業と共に十九世紀に於ける印度の三主要産業を構成するものである。炭坑は早くベンガル・ブルドワン (Burdwan) 地方に於て(一八一四年)開拓され、三二年には二、三千の勞働者を擁してゐたが、當時印度に未だ近代工業の整備しない結果、船舶用炭としてシンガポールに輸送されてゐた。この狀態は、其後約二〇ケ年間何等の進展を示さず、鐵道開設の一八五四年には僅に三炭山が採掘されるに止まつてゐた。

然し此年ベンガルの Damuda basin を通じた東印度鐵道敷設の結果、炭業は續々として起り、一八七九—八〇年には五十六礦を數えうるに至つたが、當時の交通狀態は、此地方より他の鐵道への供給を不可能ならしめてゐた。其後、石炭の需要は、鐵道の急速の延長、木材の著しい減少と共に喚起されたが、この需要の增加は、主として本國よりの輸入炭によつて充され、特にスエズ運河の開通は、之等の輸入炭の地位を甚しく强化したのである。其爲に、印度炭業は打擊を蒙り、一八六九年の生産高四六七千噸は續く三ケ年には著しく減少し、これが以前の水準に復舊するまでには、一八七五—七六年を待たねばならぬ狀況に陷落せしめられた。

印度に於ける石炭生産の漸次的上向は、一八七〇年代に初まる近代的諸工業の發達に依存してゐる。然し乍ら、例へばボンベイは輸入炭の約七〇%を占むることによつて示される所の、炭坑地方と諸鐵道との連絡の不備は、依然として之等の輸入炭の地位を確保せしめてゐる。即ち一八八〇年に於て、印度炭業は二萬の從員を使役してゐたが、尙年額六〇萬噸の輸入を示してゐたのである。發達は、かくて、一八八六年までは遲々としてゐた。[7]

略此年以後、鐵道は勿論、黄麻業、紡績業の躍進並に新市場ビルマの獲得によつて炭業は著しく改善された。狀態は次の如くなつてゐる。(Gadgil, ibid. p. 87)

生産(千噸)	一八八五年	一八九〇年	一八九四年
	一、二九四	二、一六九	二、八〇一

7、Gadgil, The Industrial Evolutinn of India, p. 65

礦山數			六八
人員(千人)			二二・七
			八二
			三三・〇
			一九二
			一二三
			四三・二

だが、この四分の三はベンガル炭田より産し、それ等の殆ど總ては奥地に在り、且つ一方に於ける鐵道運賃の高率と相俟つて輸送を高價ならしめ、全印度的需要を充足するには至らないのであつた。只此期に於て注意すべきは初めて輸出が行はれたと云ふことである。然し、その輸出も一八九〇―九一年に二六千噸、九四―五年に五四千噸を數へたに過ぎず、年輸入高八〇〇千噸に比較すれば、末だ極めて微々たるものであつた。

急速なる發展は、一八九〇年代に至つて漸く見出される。(Gadgil, ibid. p. 124)

生産(千噸)	一九〇一年	一九一一年	一九一四年
	六、〇三八	一二、〇五二	一五、七三八
人員(千人)	八九	九九	一一六
			一五一

この傾向は今世紀に至つても依然として持續してゐる。

今世紀に入つてから、炭業は、一方に於ける輸出の增加と輸入の相對的減少[8]、他方に於ける鐵道用炭の全生産に對する比率の減少によつて特徴付けられてゐる。鐵道用炭は一九〇二年以降殆ど外國炭を排除して、印度炭が九五――九九%を占めてゐるが、全生産高に對比して約三〇%(一九〇六年)並に三一%(一九〇九―一三年)に當り、之を以前の三八%(一八九五年)に比較すれば、生産の增加に反比例して減少してゐるのを見る。これは將に、印度に於ける近代工業の急速なる發展の事實に照應してゐる。

二、石油業

近代的操業は、一八八七年までは見られなかつた所の石油業は――一八八五年、生産一、五四七千ガロン――機械の發達によつて、又何物よりも、自由なる資本主義の帝國主義への轉化によつて、著しく其重要性を加へた。印度では殊にビルマの併合によつて、イギリス資本の手に油田の開拓は急速度を以つて進行させられてゐる。(千ガロン)

一八九〇年	四、一三二	一九〇〇年	一一四、八三〇
一八九六年	一五、〇四九	一九〇五年	二五九、三四三

Gadgil, ibid. p. 127 及び Morison, The Economic Transition in India, p. 174.

三、黄麻工業

イギリス・ダンディーに於ける手織機を用ひる黄麻マニュファクチュアーの設立と印度原料黄麻の吸收は、略々一八三〇年まで麻布とガンニー・バッグを獨占的に生産した所のベンガルの手織機を衰退せしめてゐる。偶々クリミヤ戰爭の勃發は、從來大麻の供給國たるロシアを戰亂の渦中に置くことによつて、世界市場に於けるダンディの制覇を齎したが、この狀勢が印度に於も製麻工場を設立(一八五四年)せしめるに至つたのである。だが、印度では其後の十ケ年は、僅に一工場を增したに止まつてゐた。

然し、既に世界市場を確保してゐる條件の下にあつて、原料を獨占的に供給し且つ豐富に廉價なる勞働力を擁する此國に、イギリスの資本が着眼しない筈はない。一六六三―六四年以後に導入された動力織機は、今や印度をして優勢な

8、輸入は一八八一―九五年間は殆ど停滯してゐた。此年以後一九〇九年までは減少を示し、再び炭價高騰の爲に增加してゐるが、一方の輸出增加と殆ど相殺されてゐる。(Gadgil, ibid. p. 125)

る地位に立たしめ、黄麻會社の配當は一八六八年から一八七三年の間に、一五%から二五%に上昇するに至り、資本は續々とし流入しダンディはアジア、オーストラリア市場からすらも驅逐され始めた。其發生が既にイギリス資本によつて行はれた斯業は、爾後も依然としてイギリス資本の手に存續し、原料生産と需要地（外國）の關係から大部分がカルカッタを中心として營まれてゐる。

發展は次の如き樣相を示してゐる。

	一八七九―八〇 一八八二―八四平均	一八八四―八五 一八八八―八九平均	一八八九―九〇 一八九二―九四平均
工場數	二一	二四	二六
錘數(千)	八八・〇	一三八・四	一七二・六
織機數(千)	五・五	七・〇	八・三
勞働者數(千)	三八・八	五二・七	六四・三
公稱資本(一〇萬ルピー)	二七〇・七	三四一・六	四〇二・六
輸出バッグ(百萬ヤード)	五四・九	七七・〇	一一一・五
麻布(百萬ヤード)	四・四	一五・四	四一・〇

Indian Year Book

	一八九四―九五 一八九八―九九平均	一八九九―一九〇〇 一九〇三―〇四平均	一九〇四―〇五 一九一八―一九平均	一〇〇九―一〇 一九一三―一四平均
工場數	三一	三六	四六	六〇
錘數(千)	二四四・八	三三四・六	五一〇・五	六九一・八
織機數(千)	一一・七	一六・二	二四・八	三三・五
勞働者數(千)	八六・七	一一四・二	一六五・〇	二〇八・四
公稱資本(一〇萬ルピー)	五二二・一	六八〇・〇	九六〇・〇	一、二〇九・〇
輸出バッグ(百萬ヤード)	一七一・二	二〇六・五	二五七・八	三三九・一
麻布(百萬ヤード)	一八二・〇	四二七・二	六九八・〇	九七〇・〇

世界市場を獨占してゐる黄麻工業は、從つて高度に組織されてゐる。卽ち工場數に比較して錘數、織機の增加は生産規模の擴大を示し、又勞働者に對比する錘數の增加は生産の高度化を物語つてゐる。『能率的組織の點では黄麻工業は他に比肩するものがない』のであり、既に一八八六年には製麻工業協會が組織されてゐる。

四、綿　業

上に述べた諸企業は殆ど全部がイギリス資本によつて營まれる所のものであり、特にそれ等が十九世紀の最後の二十年に發展を見たと云ふことは、帝國主義に轉換しつゝあるイギリス資本主義の實相を物語るものである。

然し綿業は之と趣を異にする。印度に於ける綿業は、既にランカシヤの世界征服の後に、土着資本を主として營まれ從つて其發展には、植民地對本國工業の、換言すれば一般に植民地工業阻害の問題が內包されてゐる。この點に於て、それは、印度に於ける工業發展の指標とも見ることが出來る。ランカシヤの資本は、飽まで印度を販賣市場たらしめることに利益を見出し、自由貿易主義を眞向からこの資本の武器として振り翳し來つたが、資本主義は自己の姿に似せて世界を創る所の過程を、この印度にも除外しなかつたのである。

印度に於ける近代的綿工業は、一八五一年C・S・ダヴアと稱する拜火敎徒たる一紳商の指導の下に（操業同五四年）ボンベイに發端する。だがそれは、一八七五年まで何等活潑なる發展示さなかつた。卽ち、一八六一年にはボンベイを中心として十二の工場は存在したが、かの未曾有の棉花景氣、原棉の異常なる高騰は、窮極には却つてその打擊を未だ若い土着の工場と手紡に加へたのみならず、この景氣の直後に續く恐慌は、ボンベイの貿易を低め、信用機關を破壞し去り、印度綿業を、事態の恢復には一八七一年を待たねばならぬ狀態に置いたのであつた。だがこの恐慌は、諸多の諸計畫が泡沫と消え去つた後に、綿工業の將來の多望なることを暗示もした（手工業の衰微）。發展は除々にではあつたが、辿られ初めた。一八七二―七三年の二〇工場（ボンベイ一八、ベンガル二）、同七四年のボンベイ九工場は、七五年の三六、七六年の三九と增加し、七九年印度には五六の工場、一、四五三千今の錘一三千臺の織機と四三千人の勞働者を擁

するまでに至つた。[9]

略七〇年代の後に初まるイギリス資本主義の轉換の時代に相應して、印度にも亦紡績工場の續立が見出される。十九世紀の最後の廿ケ年に於ける全印度綿業の發達を次に表示しよう。（各六月末現在）

	工場	錘數	織機	勞働者數	棉花消費高
		千	千	千	千（ハンドレッド・ウエイト）
一八八一年	五七	一、五一三	一三・七	四六・四	一、三二六
一八八六年	九五	二、二六二	一七・五	七四・四	二、二五一
一八九一年	一三四	三、三五二	二四・五	一一一・〇	四、一二六
一八九六年	一五五	三、九三三	三七・三	一四五・四	四、九三三

Indian Year Book.

一八八五年新機械の導入（リング紡績機，revoluting top-flat card）以來、全體として發達は急テンポを以て行はれた。又その生産品の性質上，工場は各地に漸次移植され、原棉生産地を圍んで、ナグプール、アーメダバッド、ショラプール等に及び初めた。

然し乍ら織機に比して紡錘の優勢なる點は、此時代までの印度綿業を特徴付けるものとして注意に値する。かゝる優位は、粗糸のみがランカシアとの競爭に於て利益あること、從つて國內市場を尙ランカシアに蹂躙せしめてゐることを示し、其結果としてこれ等の綿糸を輸出に振り向けると云ふ事情を齎らしてゐる。輸出は支那及び日本を對象とし，其數量は一八七九―九八〇年、二六、七〇五ポンド、一八八五―九六年、七九、三二四千ポンド、並に一八九〇―九一年の一七〇、五一九千ポンドと增加してゐる。然し一方國內市場に於ては、一九〇一年に於てすら、印度に消費さるゝ綿布の六三%が輸入に依存し、三七%のみが自國に於て生産されてゐたのであつた。[10]

今世紀に入つてからの發展は次の數字によつて示される。（全印度）

	工場	錘	織機	勞働者	原料消費高
		千	千	千	千C・W・T
一九〇一年	一九三	五、〇〇七	四一・二	一七二・九	四、七三一
一九〇六年	二一七	五、二八〇	五二・六	二〇八・六	七、〇八二
一九一一年	二六三	六、三五七	八五・四	二三〇・六	六、六七一
一九一三年	二七二	六、五九七	九四・一	二五三・八	七、三三六

Indian Year Book.

最初の五ケ年の發達は、前世紀末に於ける二回の大饑饉と一九〇二年のアメリカの棉花投機による高價格の爲に、更に前世紀末五ケ年から約十年に亘る支那市場の不活潑を反映して、隆盛ではなかつた。然るに一九〇五年以後には一部にはスワデジ運動の効果を示し、他方には印度には若干の經濟界の好轉さに現れ、加ふるに電氣の導入は長時間勞働を可能ならしめ，生産は設備の增加に比して大となつた。一九〇七年の世界的不況の後は、世界大戰まで綿業の發展は順調である。

然しこの順調な發展の年代に於て、印度綿業の曆史に一變化を齎すべき宿命ある事態が起り初めた。卽ちそれは、支

9、Gadgil, ibid. p. 61.
10、Gadgil, idid. p. 85.

那に於ける、又日本に於ける綿業の勃興であり、印度幣制の改革である。就中日本の綿業は、印度が持つ最大の市場——全輸出の三分の一を占むる——支那に於て、印度製品と鋭い對立を示した。この市場に於ける印度綿糸の不安定性は、やがて生産を國内市場向織布へと向はしめ、綿業には織機の増大が漸く顯著となり、同時に綿糸生産に細糸に轉向せんとする傾向が明瞭に表れてきた。かくて印度紡績業は、次第に本國ランカシアとの對立關係につき進むのである。

五、栽培園

其生産行程が農業部門により多く依存する點で、栽培園は、純粋な工業と異つてゐる、寧ろそれは、農業政策に關連して取扱はるべきであるが、便宜上此處に記述する。

栽培園は、印度に於ては、今日、茶、珈琲、護謨園を主要なるものとし、北印度は其九〇%までを、又 Coorg を除いてマドラス、ビルマ等に於ても其大半が、イギリス人資本の支配と監督の下に、個人乃至會社の巨大なる所有地に於て、賃勞働によつて營まれ、製茶工場、並に珈琲、護謨の生産の場合は半製品として簡單なる加工工場設備を附屬してゐる。

栽培園の濫觴は印度藍の生産であつた。インヂゴーは、衆知の如く商業資本時代の印度貿易の大宗であつたが、十九世紀の初期には、既に東印度會社の底知れぬ暴政と結びついて、投機業者によつて生産への參與が試みられてゐた。彼等は一志の資本をも持たずして印度に渡航し、東印度會社吏員より借入れた資金によつて、或はゼミングールの土地の又は自らゼミンダールたる權利を得た土地の小作人と契約し、一定面積を之が栽培に當てしめ、收獲は一定額を以て强制的に買取るの方法を用ひ、或は耕作者に資金を前貸する方法を通じて之を緊縛し、生産物を自己の手に收めてゐたのである。農民は一度この前貸を受けんか、結果は以後、彼は自由人たる狀態を失つて、『部分的奴隷の狀態』(Lord Macaulay, 1840) に陷つた[11]。

だが、かゝる收奪の方法は、必然に小作農民の反抗を引き起し、殊に一八五九年のセポイの反亂以降、インヂゴーの生産は停頓し、一方獨乙に於ける人造藍の發見以來、即ち一九世紀の末年以來衰退を見るに至つた。

茶園の採つた行程は之と異つてゐる。茶の栽培に適するアッサムは、森林乃至山地で、其處には少數の土民を見るのみであつた。東印度會社が茶の栽培に着目したのは一八五三年である。會社はこの年に初めて試園を開設し五ケ年後之をアッサム茶業會社と改めた。然し、一八五〇年までは、其の茶園面積も一・九千エーカーに止まり、何等の發展を示してゐない。

一八五四年の Assam Clearance Rule は、然し乍ら、茶園開拓の爲に絶大なる便宜と刺戟を與へたものである。この法令は、若干土着民の保護を規定しはしたが、同時に投機業者に無制限に土地を委讓することを備へたものである。從つて茶園地の委讓を巡つて、凡ゆる虚欺と策謀と醜行が急激にくり返された。茶園の土地は個人乃至會社の手に續々として與へられ、賃勞働を以て營まれるこれ等の茶園は、日に日に增加し、殊に七〇年以後は飛躍的に發展した。かくて既に今日、印度の茶は世界需要の約四〇%を供給しうるまでに至つてゐる。

11、Gadgil, ibid. pp. 53—4.
彼等栽培業者の得たる利得は、例へはベンガルでは地代並に勞賃支拂高年一、六八〇千磅であるが、商品はカルカッタで二、四〇三千磅に、更にロンドンで三、六〇〇千磅となつた事情によつて推知される。(R.Dutt, ibid. p. 279)

アッサムに於ける茶園の發達

	面積 千エーカー	生産 百萬ポンド
一八五〇年	一・九	〇・二
一八五九年	七・六	一・二
一八六九年	二五・二	四・七
一八七九—九年	一七三・〇	三四・〇

Gadgil, ibid. p. 55

珈琲園は一八三〇年マイソールに端を發したが、隆盛に赴いたのは一八六〇年の後である。然し七九年以後は樹病とブラジル・コーヒーの發展の故に印度・コーヒーは甚しく壓迫された。それは、ブラジルの政治的動亂によつて一八八六年から一八九六年の短期間に一時好轉を示しはしたが、一般に沈滯し、現に其面積は僅に茶園の十分の一に過ぎぬ狀態である。

	面積 千エーカー	生産 百萬ポンド
一八八〇—八四年	二四一・〇	五七・〇
一九〇一—〇四年	五〇〇・〇	一九五・〇
一九一〇年	五三三・〇	二四九・〇

護謨の栽培園は一九〇〇年に開始された。然し其性質上、ビルマの一部、マラバール沿海地方にのみ行はれてゐる。かくて現在印度栽培園は茶業の占むる所であるとしても過言ではない。

吾々に以上に、鐵道の導入を契機とする印度の主要工業の、戰前までの發展を概述した。それは一九一一年の國勢調査に依つて一應次の如く概括する事が出來る。

勞働者一〇萬以上の工業群は、栽培園八一〇・四千人、繊維工業五五七・六千人、鑛業二二四・一千人、運輸關係一二五・一千人　合計して一、七一七・二千人、全勞働者數二、一〇五・八千人に對し八一%に當る。又二〇人以上を雇傭する工場數は七、一一三、內機械を使用するもの四、五六九工場である。主要なる産業に於ける勞働者數は次の如くなつてゐる。（千人）

綿業	三〇八・二	炭業	一四三・〇
黄麻業	二二二・三	金山	二八・六
鐵道工業	九八・七	煉瓦	四六・二
機械器具	二三・一	製紛	四二・四
印刷	四一・六		
茶園	七〇三・六		
珈琲園	五七・六		
藍園	三〇・八		

然しこの植民地に於ける工業の發展は、必ずしまイギリス資本の利益に合致するものではない。殊に綿業に於てその對立は顯著である。發展は様々な阻害政策によつて曲歪され、壓制されてゐる。次項はこの阻害を問題とする。

第二節　土着工業阻害政策

印度を其商品市場たらしめんとする、其工業原料資源地とせんとする凡ゆるイギリスの努力、その努力のうちに印度の工業化、殊に綿業に於ける土着資本工業が必然に生じて來たこと、而してそれは、次第に、印度市場を獨占する本國製造工業の利益と對立せねばならないこと、等については上に述べた所である。

かくて今や、印度の工業的發展を阻止し、飽までそれを農業植民地として隷屬せしめんとするイギリスの志向が、諸政策を通じて具體化され始めた。公然に或は陰然に印度の蓄積を防ぎ、且つ工業の發達を阻害せんとする之等の政策が世界大戰まで、一貫して印度に强要されてゐる。この阻害政策を、以下特に關稅と貨幣政策について檢討する。

一、關税を通じて

一八五七年のセポイの反亂は、イギリスの壓政に抗する民衆の憤懣を反映して、意外の重大なる事態を導いた。この暴動は其範圍の廣大なることと交通の不備の故に鎭壓の爲めに巨額の失費を齎らし、印度財政の基礎を脅した。その當面の財政の急迫を、印度政府は、輸入税引上の處置によつて充さねばならなかつた。即ち關税は五九年、綿糸類は從來の從價三・五%から五%に、綿織物其他の商品は五%から一〇%に[12]、奢侈品は二〇%に等々、全般に亘つて引上られ、翌六〇年綿糸類關税についてイギリス綿布業者の反對の故に、更に財務長官 James Wilson によつて一樣に一〇%に改正されたのである。

一八六三年には財政に於ける好轉を表面の理由とし、南北戰爭に原因するイギリス綿業救濟を目圖して綿絲、綿布共に以前の水準に復歸し、六四年には、一般關税も亦七・五%に低減され、六七年には更に自由品目が增加された。輸入品が大部分イギリス貨物であり、且つ關税引上の目的が財政收入の補塡にあつたことから、此の引下げはイギリスとしては當然の途行であつた。

然し、よしそれが純粹に財政收入上の理由に基くものであるにせよ、輸入關税の設置は、印度を獨占利潤の巨大なる源泉とするイギリス工業資本の意に滿つる所ではない。マンチェスター商業會議所は、一八七四年の議會解散を捕へて好機至れりとし、印度事務大臣に綿貨關税撤廢の覺書を提出し、物價の高騰時に基く從來の課税は、現在に於て之を見れば綿糸關税は印度に於ける實際價格の四%に、綿製品は六%に當り、從つて關税は、下級品に關しては絶對的禁止に

近く、故にそれは土着工業の保護に役立つ旨を强調し、其擁するである。この結果同年イギリス商人及び官吏を以て構成する調査會が任命され、超えて七五年、印度政府を讓歩せしめて關税は一般に五%に引下げられ、綿布類は無競爭高級品の占むる税收（八百萬ルピーのうち七・六百萬ルピー）を犧牲とするを得ず止むなく据置かれたが、政府は其査定價格引下を行ふ旨を明示したのである。

然し乍ら、依然としてマンチェスターの要求は、其政治的勢力を背景として各政黨を牽制し、かくて一八七八年には印度製品が競爭し初めた所の粗製輸入綿製品（一八篠以下の天竺布、三二番手以下の綿糸による生地綿布等）が免除された。この結果細地品輸入に代る大規模な無關税の粗地織物輸入の爲に關税收入は著しく減下し、綿關税の持つ重要性は比較的に低下し、一方、粗製綿布と高級綿布についてイギリス綿業者間に競爭を激化した。政府は Whitby, Stokes 等の反對にも拘らず、之を期として一八八二年には、爾余の綿製品關税を撤廢し、更に「殘余の關税は僅少にして、徵税費を償ふに足らず」とし、鹽、阿片、酒類、武器等の特殊商品を除いて一般關税も悉く廢止し『自由貿易は世界凡ての國を利すると共に之を採用した其國自身に最も利益を與ふ』るものとなした。今やイギリスの資本は自由貿易の諸教訓を充分に印度に適用し得たことを自ら慶賀しつゝ、一八九四年に至る十二ケ年を安全に過したのである。[13]

然し乍らそれは印度に取つては不利益であつた事は云ふ迄もない。第一に印度の幼稚な産業はこれにより何等の國家的補助奬勵もなく一個の個人企業として、既に高度化せる歐洲産業の前に立され、第二に、當時印度には鹽税、營業免

12、セポイ一揆以前は綿製品關税は三・五%より五%に變り、一八四八年まで之等は、外國船による場合倍加されてゐた。この差別はその年以後撤廢されたが、外國貨物は依然として（五九年迄）英貨の倍額を賦課されてゐた。

許稅、土地附加稅等が多數に存在してゐたが、輸入稅廢止による年額一・五百萬磅の減收は、これ等の課稅改廢の機會を失はしめたが故である。

豫算均衡の幸福なる狀態は、つかの間に過ぎ去つた。大公共事業への出資、ビルマ遠征、阿片年收の減少、並にルピー貨の下落は、磅拂ひの本國費の負擔を過重にし、財政は再び危地に陷入り、增稅（一八八六年、鹽稅增徵、石油輸入稅等）と經費節減（饑饉給與の停止、公共事業費削減）もさして効果を齎らなかつた。恰も一八九二年、印度通貨改革に關する Herschell 委員會に於て、ルピー低落の應急處置として採らるべきは、新稅に代つて印度に反對を惹起する可能性の最も少きは關稅にあるとの勸告を得、政府は再び一八九四年三月に一般輸入稅五%を設置し、同年十二月、イギリスが拒否した爲に除外されてゐた綿製品に對し、印度國產綿製品も同率の消費稅を附加すべしとするイギリスの意圖を汲んで、辛じて輸入綿製品をも之に加へた。かくて關稅は綿織物全部並に二〇番手以上の綿絲に對し五%を賦課され、同時に之に照應する印度產の綿布、綿絲に同額の消費稅が賦課せられた。

然し乍ら、この關稅は英印双方を滿足せしめなかつた。殊にイギリスは、一、ビルマに對するイギリス粗糸の竇行に對する懸念——ビルマではイギリス製品の五%の關稅に對し、印度製品は國內貿易の爲に無稅となる——、二、消費稅は生綿糸價格を、輸入品は仕上價格を基礎とすることから、印度產晒、捺染品は保護されること、三、消費稅なき印度糸を用ひた印度綿布は、課稅されるイギリス品の代用となる等の理由から、印度綿布增大の傾に向ついての不安を禁じ得ず一八九六年に至つて、遂に印度政府をして綿糸關稅の撤廢（同時に國產消費稅の廢止）と綿製品輸入稅の三・五%への低下（同額國產消費稅低減）を實現せしめた。この結果イギリス品に對しては總體三七%の免稅、印度綿布については三〇%の增稅となり、其負擔を、印度低級品を使用する貧民階層の上に懸らせたのである、漸く勃興の緖についた未だ若い印度綿業に取つては、之等の打擊は、一九〇一年まで紡錘の增加にも拘らず、棉花消費量が停頓の狀態にあつたことによつて推知することが出來る（因に一九〇一年の輸入綿布は需要量の六三%を占めてゐた）。これ等の關稅率は一九一七—一八年まで有効に實施されてゐた。

この土着工業阻害に關する今一の例を述べよう。總督カーゾン卿の治下に、マドラス政廳は工業の組織並に發達の爲に、アルミニューム、製革、織布の試驗工場を組織し、且つ工業發展の爲に Director of Industry を任命したことがあつた（一九〇八年）。だが、時の印度事務大臣モーレイ卿は、政府の任務は模範工場經營の如き一切の商業活動（the semblance of a commercial venture）に及ぶべきものに非ずとして之を是認しなかつた。又聯合諸州でもそれは同樣な氣運を壓殺したのである。[14] これ等に關しサー・ヴアレンチン・チロルは、かう書いてゐる。『印度の工業的發達に關する吾々の記錄は、過去に於て必ずしも信憑すべき記錄ではなかつた。且つ政府が印度人だけの企業に對する嫉視——でなければ、其性質保護的なるを以て、健全なる商業政策に反する。從つて印度財政狀態が許すに至るや否や、遲滯なく撤廢せらるべきである。』と一八七七年の下院は決議してゐる。

Whitby の指摘する所によれば、印度は北印度、マドラスの饑饉に基く饑饉保險基金の設定、アフガン戰爭、ビルマ戰爭等によつて財政窮迫をつげ、印度で五〇〇萬磅を、イギリスで二〇〇萬磅を借款すると云ふ有樣であり。(R. Dutt, ibid. Vol. II. pp. 412—3) 只僅に一八八二年に歲入餘剩を示したに止まるのである。

14、Knowless, The Economic Development of the Overseas Empire, p. 456

ければ冷淡な從前の態度――を改むべく余儀なくされたのは、單に戰爭の必要に强制されたが爲である[15]』と。

二、弊制改革に關連して

次に工業阻害政策は、其顯著なる事例を、關稅に於ける如く直接的ではないが尙根本的阻害を効果する所の幣制問題に見出すことが出來る。

一八三五年印度幣制が統一されるまでは、幣制は區々に分れ、略ゝヒンヅーは金貨を、モハメダンは銀を主として用ひ其數金貨二七二種、銀貨三四二種の多岐に亘つてゐたのであるが、この混迷を統一せんとする試みは、例へば東印度會社による造幣局の設立とルピー貨幣の鑄造（一七七一年）及び鑄造されたルピーを法貨と決し、一定比率を以て金貨をも法貨として認めた等の諸事實に示される[16]。

銀單本位制の採用、幣制の確然たる統一は一八三五年に發布された。將にイギリス産業資本が、既に東印度會社の埒を越えて印度を强力に把持し始めた時期に當り、かゝる資本の最大の願望に照應するものである。更に一八三七年、同四一年の布告によつて、金は一對十五の比價を以て交換乃至納稅に用ふることを許されたが、一八四八、九年には、オーストラリア、カリフォルニアにゴールド・ラッシュあり、金價値の下落によつて――民衆は納稅を金で支拂ひ――印度政府の損失は莫大に上つた爲に、一八五三年には金貨使用は禁止されてしまつた。

其後、一八五六年以後は、印度に於ては物價上騰し、産業取引の活況を見たが、經濟界は通貨不足の爲に困難を感じよつて同五九年ボンベイ商業會議所は、土民間に於ける金塊流通の事實を指摘して、金貨をも法貨とされんことを政府に陳情した。だがこれは政府の認むる所とはならなかつた。一方に政府は、この事態の應急策として同六一年、印度紙幣法を制定し、翌年之を實施した。かくして印度政府は紙幣發行を獨占し、從つて此處にルピー銀貨及び紙幣が印度の通貨を構成することゝなつた[17]。

然るに六〇年代の最初の五ヶ年は、未曾有の好況が印度に到來した。取引は增大し、物價は高騰し、通貨の需要も亦增加した。一方、此國は六四年に終る十ヶ年に世界生産高に等しき銀の流入を、又二五百萬磅の金の流入（一八六〇―六四年）を見たが[18]、前者は造幣力の不足の爲に、後者は法貨たりえずして、通貨需要の增大に適合することが出來なかつたのである。

かゝる狀勢の下にボンベイ、マドラス、カルカッタの商人等は、其取引の現況より金貨の要を痛感し、三商業會議所は覺書を總督に呈して之が實現を要望した（六四年）。此處に於て時の財務長官 Sir Charles Trevelyan も金貨需要の熾烈なることを認め、之が採用を本國に提議（一ソヴェレン＝一〇ルピー、半ソヴェレン＝五ルピーの金貨）したが（同年）、本國政府の容るゝ所とならず、却つて寧ろ過剩金を本國に送金するを利益となす旨の回答を與へられ[19]、單に印度政府の

15、Palm Dutt, Modern India
16、此場合モグールの金貨は under valuate され、流通界から逃出した。(Jathar & Beri, ibid. Vol. II, p. 327)
17、Jathar & Beri, ibid. Vol. II, p. 328.
18、矢內原忠雄、印度幣制の植民政策的意義（國家學會雜誌、四三卷一〇號）
19、矢內原氏、前揭書。

支拂にのみ金貨を用ふることを許容された。よつて印度政府は之に從つて同年金兌換紙幣の發行を布告した。

超えて一八八六年カルカッタ商業會議所が再び金貨採用を懇願した時に際し、印度政府は Mansfield 委員會——最初の幣制調査委員會——を組織した。委員會は其報告に於て、一、金貨の導入は通貨證券を樹立する途を開くが爲に一五、一〇、五ルピーの金貨を發行すべきこと、二、通貨は金貨、銀貨及び紙幣より構成さるべきことを勸告した。又 Sir Richard Temple も、增大せる取引上の要求、銀獲得の困難なること並に金貨拂送金上の困難を指摘して、金本位制は眞實に印度の要望であると主張した書を印度政府に呈したが(一八七二年)、何れも本國政府の無視か、拒否の運命に遭遇したのである。[19]

然るに獨乙、北米合衆國(七三年)、デンマーク、ノールウェー(七四年)及びラテン諸國に於ける銀自由鑄造の禁止、銀生産の增加、金の減少は、史上有名なる銀貨低落を惹起し、印度に對する銀流入を來し、ルピーの對外價値は、一八七一—七二年の二三・八分の一片より一八七八—七九年の一九・四分の三片へと下落し、金を基礎とする本國費並に軍隊に對する支拂負擔の增大は印度財政を脅し、更に引續くルピーの下落は、元本利子の減價の恐から本國資本の印度流入を阻害した。[20] 此處に於て、ベルカン商業會議所、カルカッタ貿易協會は自由鑄造停止に關する覺書を提出(一八七六年)した。印度政府も亦、之の趨勢に押され本國に金貨採用を申請したが(一八七八年)、イギリスは同年復本位制を採用した米國に對して自己を守るに急であつた爲に、再度之を拒否した。

其後、失敗に終つた國際銀會議(一八八一年)、アメリカ・シャーマン・アクトの廢止(同九一年)等によつて、銀價は七九—八〇年の二〇片から一八九二—九三年の一四・九片に急落した。この結果は Sir David Barbour をして金本位採用の提案を起さしめ、又一八九二年に Herschell 委員會が組織されることゝなつたのである。この委員會の結論に基いて(一八九三年)、銀の自由鑄造の禁止、銀兌換紙幣の發行停止を定むると同時に、金貨一磅＝一五ルピーとしての政府への支拂、純金七・五三三四四グレーン(一志四片)に於て一ルピーを交附すること、及び上記割合に於て金貨、金兌換紙幣發行をなしうることと定めたのである。然し銀は依然として法貨たり、金貨は政府への支拂にのみ認められたが自由鑄造は認られず、印度は出來うる限り銀使用國たらしめられんとしてゐる。[21]

印度の金貨採用の熱烈なる願望にも拘らず、本國政府は一貫して之を拒否し、印度を永く銀を强要した所の理由は、全く本國の利害關係に基いてゐる。イギリスは世界金融市場の把持の爲に、飽くまで金單本位制を維持するの慾望に燃え、其目的の前に印度の要求は犧牲とされた。印度に金貨を許容すれば多額の金が印度に流入する、蓋し印度は出超國である。金の分布に於けるこの變動は、金價の高騰を來し、延いてはイギリスの金本位を脅かすことなしとしない。『印度はイギリスの色黑き侍女である』、イギリスはかゝる政策に反對した。同時に又印度を銀使用國たらしむる事は、

19、Jathar & Beri, ibid. Vol. II. p. 329

20、一オンス當り銀價下落は次の如である。

一八七五年	五八・〇片	一
一八七九年	五二・五片	一
一八八八年	四三・〇片	

ルピー相場が一片下れば、本國勘定の金貨拂をなす爲には一〇百萬ルピー以上の支出增加を必要とすると稱せられる。(V. G. Kale, Introduction to the Study of Indian Economics)

一八九二年	三七・五片	
一八九九年	二七・〇片	

銀の消費市場を渇望するアメリカの要求を滿し、かくて本國の金單本位維持の代償とせんことを慫したのである。[22] 然しそれは、印度にとつては不幸である。印度は低落するルピーより脫出することが出來ず、金を基礎とする本國費、軍隊支拂等は、必然に財政の逼迫を來し、增稅其他の壓迫となつて民衆に振りかゝり、公債其他の起債は著しく不利となり、投資は他日のルピー下落を考慮して不活潑とならざるを得ない。この結果は、それだけの產業の新なる發達を阻害する。一方に阻害的關稅政策の下に微々たる發達を見てゐる既成產業に取つては、爲替の低調によつて受ける所の利益は極めて僅少であると云ふことが出來る。

一八九三年には新制度は、金一志四片を以て一ルピーに換ふることゝした。當時の實際の相場は一志二片が一ルピーに當つてゐたから、印度はこによつて其財政上の負擔を若干輕減することが出來た。其後、數ケ年間に通貨の不足は、ルピーを法定價格に近づけしめたのである。[23]

かくて、今や金本位に前進すべき機會となつた。於此處一八九八年、政府は Fowler 委員會を任命した。この委員會は A. M. Lindsay, L. C. Probyn 氏等の諸提案を附議して後、次の結論に達した。[24]

一、金貨の自由鑄造を許し『通貨に於ける金の割合が、公衆の要求を超過するに至るまで』銀の自由鑄造を停止すること。
二、ルピーを一志四片に確定せしむること。
三、ルピーは無制限法貨たらしむ。
四、政府は金に對してルピーを支拂ふ義務を負ふも、急速なる金準備困難の爲め、ルピーに對して金を支拂はず。
五、ルピーを金に交換しうるに至らしむる準備として、將來の銀貨鑄益金を『紙幣準備基金並に一般國庫とは別個の金準備基金として』積立つること。

この勸告に從つて印度政府は、金の自由鑄造を認め、銀の自由鑄造を停止し、金に對してルピーを支拂ふことを規定した所の印度造幣及び紙幣法を發布し、一ソヴェレン、半ソヴェレン金貨を流通せしむるに至つた。

然るに一八九九年の大饑饉は、農產物の放出を齎らし通貨の不足を來したが、一方銀は九三年以降鑄造されなかつた

21、ハーシェル委員會は印度幣制の缺陷を次の主要點に認めてゐる。
一、銀單本位制並に金本位國との爲替關係の惡化による政府財政の困難なること。卽ち『將來吾々の財政の地位は懸つて爲替にある——若し現在一、五九五千ルピーの赤字にて豫算を組むとして、爲替が一片上れば剩餘金を生じ、又之と逆の場合は三千萬ルピー以上の缺陷を生ずる』云々。（報告、第五節）
二、爲替下落の印度民衆に及ぼす影響。政府歲入の缺損はルピーによる永久的增稅を結果せねばならない。農民について之は地租永久設定のものは輕減されるが、一般は鹽稅其他の壓迫を過重とさせ、ルピー下落によつて受ける利益よりも、更に苦惱を增さしめる。輸出の一時的增大はあつても、受入する金は減少し、ルピーの不斷の低落は印度外國貿易を混亂させ、投機思惑の跋扈する所となる。更にルピー下落が印度の資本家を一時的に利しても、それは貸銀取得者の犧牲に於てゝある。蓋し貸銀の上騰は物價上騰に遲れるものであるから。
三、外國資本は、ルピー下落の爲に流入を阻止される。『ロンドンは貸付市場であり、ロンドンは金で思考する』
四、ルピーで俸給を受ける英國人官吏の損失。之は彼等の間に重大なる不滿を釀す危險を藏する。(Jathar & Beri, ibid. Vol. II pp. 332—336)

22、矢內原氏、前揭論文
23、ルピー爲替相場の平均は次の如くなつてゐる。一八九四年—一志一・½片、一八九六年—一志二・½片、一八九八年—一志三・片⅞ (Jathar & Beri, ibid. p. 338)
24、Jathar & Beri, ibid. pp. 344—345

爲に、農民は、政府の金貨流通の期待に反し手持金を提出し小額面のルピーに代へたのである。故に一九〇〇年にはルピーを新鑄し、この益金を以て金本位準備金を置き、印度の反對にも拘らずこの準備金は本國に存置し、金及び英貨有價證券より成るべきものとした。一方、一九〇二年には、通貨不足の爲め一時的便法たりしロンドンに於ける印度省手形賣出して得たる金をば、紙幣準備に組入れ、之を準備としてルピー紙幣發行を認めた慣行をば（一八九八年の）永久的のものとした。金の自由鑄造に關しては、一八九九―一九〇二年に印度政府の數次の申請は、印度の實情には適せずとの理由を主として、イギリスによつて拒否されて實現を見ず、印度は銀及び銀紙幣の通用を强制されたのである。かくて一九〇〇―〇八年に至る期間の印度幣制は、表面は金に基礎を置き、實際の流通は銀で行ふ所の金の流通せざる金本位制、金爲替本位制が施行されたのである。この以後、金本位準備の爲め本國に存置された資金は、ルピー相場安定の爲に運用されるに至つた。

一九〇八年には印度の饑饉と歐洲に恐慌（ニューヨークに金融恐慌）があつて、ルピーは下落した。印度はルピー維持の爲八百萬磅のロンドン拂手形を出し、一・二百萬ルピー以上の通貨を縮少した。一九〇九年、印度政府は紙幣、金準備基金の大部分を印度に置き、金貨流通の實現を容易ならしむるを要求し、又一九一二年にはボンベイはソヴェレン鑄造所許可を要求したが、本國は共に之を拒んだ。然し、印度輿論の喧きにより一九一三年 A. Chamberlain 氏を首班とする幣制調査委員會を任命し、翌年、金爲替本位を確認する報告が提出されたが、何等具體的政策化せずして大戰に至つた。

ルピー相場の安定は、本國費其他の財政的負擔を實質的に輕減し、かくて印度國內の安定に役立つと同時に、ルピーの安定に出發する通貨伸縮の制度は、國際的商品、從つて貿易關係者――本國製造家、商人、爲替銀行――の要求に應じたことゝなる。然し、國內市場向の生産物價格は、國際市場に影響される所少く、貨幣の直接の對外價値との關係は比較的粗いのであるから、この對外價値の安定の爲の通貨伸縮、從つて物價の運動の不當なる曲否は、國內市場向生産者、並に消費者の經濟的要求を犧牲とするものである。だがとも角もルピーは、一志四片としてこれが到成維持に努力した結果、九三年の一志二・½片より九九年の一志四・½片に上つた。之に伴ふ通貨收縮によつて物價は一七%方下落したが、一八九九―一九一三年は一志四片にて安定した結果、同期に五八%の値上りを見た。之に對し本國商品の値上りは一六・五%であつた。

ルピーの安定は、印度に取つては輸出入貿易に於て爲替に對する投機的不安を除く點で有効であり、ルピーの對外價値が高く定められゝば輸入（機械類をも含めて）を奬勵し、資本の流入に便宜を與へるのである。

一方印度は一八七〇―七一年から一九一八―一九年の四九年間に、二三二百磅及び三五四・七百萬磅の金及び銀を流入したのであるが、然し之等は、金はルピーとはならるが、ルピーは金とならない爲に、金は退藏され、それは銀行制度の不備と共に金の資本化を防止した。一方印度政府は金本位準備、紙幣準備及び一般國庫金としてロンドンに數千萬磅の在外正貨を保有するが、之は政府が國外に於て金の退藏を行ふものである。但しそれはイギリス本國の爲に資本と

25、矢內原氏、前揭書。
ロンドンに保有する印度政府の現金は本國民間に放資されてゐる。M. de P. Webb 氏によれば、一九一二年の貸付先は Samuel Montagu 商會以下三五の銀行會社（總計一、一六五萬磅）に達し、普通第一流の證券を擔保とする必要はあるが、其貸付利子は二――二・五%で、擔保たる證券利子の半に過ぎず、其利鞘は借主の利する所となる。又金本位準備は何等の制限なく、政府の意志によつて用ひられ、本國公債、證券に放資された。

して利用されることを妨げるのではない。金爲替本位制は、かくて金の節約を行ふが、この金は印度に關しては退藏される、卽ちこの制度は、通貨としての金の節約を行はしむる趣旨の下に、實際は、印度資本の蓄積の阻害に役立つたと云ふことが出來る。[25]

第三章　世界大戰と工業の躍進

第一節　工業政策の轉換

世界大戰は世界の經濟的生活の常態を破壞し去り、地球の隅々まで樣々な變化を齎らしたが、印度も亦此の圈外に立つものではなかつた。否それは、世界の他の何れの國にも劣らない急激な變化を加へられた。

大戰の勃發と共に、從來世界市場を略我手に收めてゐたイギリスの凡ゆる工業は、この目的に動員された。イギリス經濟の變歪を、貿易に於て窺へば、輸入の增大は殊に完成品に於て著しく、反對に輸出は減退を示してゐることが判る。

	輸入高				輸出高			
	飮食料品	原料半成品	完成品	其他合計	飮食料品	原料半成品	完成品	其他合計
一九一三年	二七四・二	二一七・七	一六四・一	六五九・一	三二・五	六九・九	四一・三	五二五・二
一九一四年	二七九・五	一八二・六	一三六・四	六〇一・一	二六・九	五九・七	三三八・六	四三〇・七
一九一八年	五六五・八	四四四・一	二六七・五	一、二八五・二	一二・〇	六〇・九	四〇六・五	五〇一・四
一九一九年	六七五・七	五二三・七	二五七・五	一、四六一・四	三三・七	一一一・二	六四一・四	七九八・六
一九二〇年	二一九・七	五八八・四	三九九・八	一、七〇九・八	五〇・九	一四五・五	一一九・七	一、三三四・四
輸入は再輸出を含まず								

船腹並に商品の不足によるイギリスからの物資供給杜絶は、只管本國製品への依存を強要されてゐた印度に於ては、その經濟生活が、爲に痲痺されんとする危險を捲き起した。同時にこの反面に、戰亂の渦中より遠い日、米の進出は著しく、印度産業を、印度に投下されたるイギリス資本の利益を阻害する懼を充分に示した。かくて印度は其國内に於ける物資の自給自足を計らざるを得ない地位に立つたと共に、戰亂の長引くにつれ船舶不足により軍需品を供給しえない本國に代つて、進んでアジヤ東方戰線に物資を供給するの任務を果さねばならなくなつた。政府は、今更乍ら工業阻害政策による工業の無準備に驚愕し、殊に戰備並に戰爭遂行の爲に必要なる重工業及び化學工業の不備を意識し、其發展を促進せしむる政策を進めざるを得なくなつた。

この軍事的目的とイギリス投資の擁護の上に實施される所の新政策は、かくして土着資本に或る程度の工業發展を許すことを意味する。それは又、從來の地主層の支持よりも印度ブルジョアジーを身方に引付けることによつて、既に戰鬪的となつてゐる——一九〇五年の英品ボイコット、戰爭勃發に際しての印度聯隊の反亂とさへなつた——國民革命運動に於ける分裂を計り、以てイギリスに對する血と金の貢納をこの色黑き侍女に强ひ又强ひ得た所の基礎を作つたのである。

新政策は、一九一五年 Lord Harding の公文に示される。曰く『印度の工業的能力を改善すべき明確にして意識的なる政策が、戰後に於て採られねばならぬことは益々明瞭となりつゝある。然らざれは印度は愈々諸外國の製造品の投賣場となるであらう。……この重要なる問題に對する印度輿論の能度は一致的にして、之を無視するを得ざるものである。製造業者、政治家並に評論家は、既に久しく印度工業に對する國家的援助の明確にして是認せられたる政策を要求して迫りつゝある、而して此要求は苟も其地位若くは知識がこの種の問題に何等かの興味を持たしうべき程の各階級すべての印度人の同情を喚起するものである。……戰後に於て、印度は事情の許す限り工業國として立つを得んが爲に政府の與へらる最大の援助を要求する權利があると自ら思考するであらう』[1]と。

一九一六年印度政府は、Sir T. Holland を首班とする工業委員會を任命し、一、印度資本の商業及び工業に於ける有利なる新投資方面、二、工業發達に對する政府の直接的奬勵の方法について調査することゝなし、又一九一七年には印度軍需品局を設け、印度資源の管理並に國内産業、殊に鐵鋼業、化學工業發達の促進を計らせた。

工業委員會の報告は一九一八年に提出された。それは、一、政府は將來印度をして人的にも物的にも益々自足的たらしむる目的を以て工業に對する精力的參與の政策を卒先して採ること、二、工業の奬勵、統制の爲に充分なる行政機關中央及び州に工業省を設置す）並に科學的、技術的指導機關の設置（就中、全印度化學研究指導所——All India Chemical Service）の必要。三、當面の政策として政府所要物資の本國購入の政策を變更し、之を國内に求むる制度を組織すべきこと（カルカッタに帝國資材局を設け、政府の命令と契約を統制すること）其他試驗乃至模範工場（pioneer demonstration）に財政上の援助を與ふること、工業地並に工場狀態の改善、運輸狀態の改善、及び工業銀行を設置すべきこと等を提言してゐる。[2]

1、矢内原忠雄「印度工業と植民政策」（國家學會雜誌第四四卷一〇號）より引用。

2、Vera Anstey, The Economic Development of India, p. 219 其他。

この工業委員會に於ける主張は、Montagu Chelmsford の名に於て一九一九年に提出された、かの有名なる印度憲法改正に關する報告にも等しく見出される。それは、印度の經濟的安定を得しむるのみならず、近代的國家として立たんとする印度國民の要求を充さんが爲の理由により、工業に對する積局政策を力說してゐる。それは、財政自主權の容認、政府と議會の間に一致ありたる事項に關しては本國の干涉を拒否すること、を主張してゐる。この報告は、一九二一年に容認され、同年關稅政策に關聯する利益關係を調査攻究せしむる目的を以て財政委員會が任命された。翌二二年に提出された財政委員會の報告は、次の主要なる事項を含むでゐる。

一、印度國民の福祉の爲に、國內產業の或るものを保護する爲に差等輸入稅率を設くること。

二、保護を與ふべき產業の種類を決定し、保護關稅採用の審議機關としての關稅委員會の設置。

三、印度議會の承認を條件とし、又印度產業若しくは印度の經濟的利益を害せざる場合には、帝國の優先（特惠關稅）を認むること

（多數派報告）英本國への特惠は自由な贈物とし、他の植民地（自治領）とは相互の利益協定によつてのみ許容すること

其他織物消費稅の廢止を提言し、又外國資本の自由なる流入と急激なる工業的進止を强調するものである。

以上のイギリスの政策の變化は、關稅に於て如何に現はれたであらうか。關稅は、先づ財政上の必要と、他方外國商品の防止を目的として、一九一六年に一般關稅を、綿織物に關する輸入、消費稅の三・五%の据置を除き、五%から七・五%に引上げた。[3] 翌一七年三月には、印度事務大臣 Austin Chamberlain は戰時獻金の論據からランカシヤの反對を擊破して、綿織物關稅を等しく七・五%に引上げ、之に反し國產消費稅を三・五%に据置くことを認許した。同年八月には印度に責任政府を實現すると云ふ新政策が、イギリス政府によつて發表され、『今後決定される印度關稅は、印度人の輿論の贊成を充分採用せらるべし』とモンターギュ・チェルムスフォード報告に述べられたのである。

一九一九年には皮革輸出稅（從價一五%）が新設されたが、それは英帝國內に輸出された場合は三分の二の戻稅を與へるものであつた。是は從來ドイツを市場とせる皮革業が大戰によつて市場を失つた結果、國內斯業の保護とイギリス製革業者に利益を與へんことを目的とする。更に一九二一年には一般輸入稅を綿織物を含めて七・五%から一一・%に引上げたが、綿織物消費稅は三・五%に据置かれ、更に一九二二年に一般輸入稅は一五%になつたのに對し綿織物輸入稅は一一%に据置かれた。かくして一時は、生產は躍進し、印度にはすばらしい工業化が待望されるかの如くであつた。

第二節　大戰と各種工業の躍進

諸工業の躍進は次の如く概觀される。

一、黃麻工業

それ自身が軍需用品であり、且つ既に世界市場に確固たる地位を作つてゐた印度黃麻工業は、戰爭準備の爲の各國の需要に應ずべく戰前から急速に發展しつゝあつたが、東部戰線に於ける獨乙の侵入によるロシア亞麻の生產の減退によ

3、關稅の一般取上について次の事實を考慮に入れることは必要である。一九一三―四年に終る五ケ年間にイギリス商品は印度總輸入額の內六二・八%（同帝國、六九・八%）を占めてゐたが、一六―七年には五八・七%（同六五・七）に減じ、一九―二〇年は五一%（同六一%）となり、之に反し日米を含む外國品は、同期間に三〇・二%から三四・三%となり、更に三九%に躍進してゐる

つて、更に見覺ましい飛躍をとげた。印度黄麻工業は、かくて大戰を契機として世界市場を把持するに至り、企業も亦一段と高度化したのである。

	工場	錘數	織機	勞働者	公稱資本	輸出	
						バッグ	クロース
		(千)	(千)	(千)	(一〇萬ルピー)	(百萬ケ)	(百萬ヤード)
一九一三—一四年	六四	七四四・三	三六・〇	二一六・三	一、三〇九・二	三六八・八	一、〇六一・二
一九一四—一五年平均	七三	八二一・二	三九・七	二五九・三	一四〇三・六	六六七・六	一、一五六・〇
一九一八—一九年	七六	八五六・三	四一・〇	二八〇・四	一、五六三・五	三四二・七	一、二七五・一
一九一九—二〇年							

Indian Year Book

二、綿工業

東アフリカ並にアジヤ市場に對する、又印度に對するランカシヤの供給は、船腹不足の爲に著しく支障を來したが、これ等の戰時に於ける貨物供給の攪亂は、印度綿工業をして自足的の地位に立しむべき所の印度政府の政策に影響した加ふるに印度綿工業が土着資本を大部分の構成員とする事情は、印度ブルジョアジーに對するイギリスの懷柔策を加味して、綿工業は保護され、發達してゐる。發達は次の如くなつてゐる。

	工場	錘(千)	織機(千)	一日平均勞働者	棉花消費量(千ハンドレッドウエイト)
一九一三—一四年	二七一	六、七七九	一〇四・二	二六〇・三	七、五〇一
一九一六—一七年	二六三	六、七三九	一一四・六	二七六・八	七、六九四
一九一九—二〇年	二五三	六、七六四	一一九・〇	三一一・一	六、八三三

Indian Year Book.

進展が豫期よりも少ないのは、戰爭に原因する機械輸入の困難と、更に支那市場も此時期に自國に綿工業の發展を持ち、更に日本の躍進した綿工業が印度市場に侵入し始めたことに原因を求められる。

然し乍ら、右表に於て織機數の增加が顯著であることを注意せねばならぬ。それは國內市場並に東洋市場に對する印度綿業の進出を示すものである。又、棉花消費量の減少は輸出綿糸減退による總生產高減退の外に、工場が太番手から細手へ轉換しつゝあつたこと、其結果短纖維の印度棉花に代つて、東アフリカからの中纖維を漸次的に代用してゐた事實を示してゐる。[4]

とも角も戰爭の中頃即ち一九一六年より戰後一九二二年までは、印度綿工業は高價、大收益の時代であつた。例へばボンベイ綿工業の金融上の地位は次表の如くであり、この利益は印度の他の地方の綿工業も等しく享有したものと推測

4、綿糸の生產並に消費は次の如くである。(單位百萬ポンド)

	印度生產	同輸出	輸入	全消費	內印度產	同 %
一九一三—一四年	六八三	二〇七	三五・九	五一二	四七六	九三・〇
一九一八—一九年	六一五	七三	三二・〇	五七四	五四二	九四・四
一九一九—二〇年	六三六	一六一	七・九	四八三	四七五	九八・三
一九二〇—二一年	六六〇	八九	四三・七	六一五	五七一	九二・八

H. L. Dey, The Indian Tariff Problem in relation to Industry & Taxation, p. 102

又戰前即ち一九〇九—一〇年より一九一三——四年に至る二〇番手以下並に三〇番手迄の全生產に對する割合は各々七四%、二三%であつたが、一九二〇—二一年のそれは六七・二%及び三〇・二%となつた (Report of the Tariff Board, Appendix V—Dey, ibid. p. 99)

することが出來る。（單位百萬ルビー）

	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年
拂込資本	七六・五七	八一・〇五	九四・〇一	一六九・八七	一七八・三一	一七九・六三
純收益	三〇・二一	二二・八一	六一・五七	一〇一・〇六	八四・六五	三八・七五
配當	一六・九六	一九・二〇	三七・七二	五九・八二	五三・四八	二九・四四
同配當率	二二・二	二三・七	四〇・一	三五・二	三〇・〇	一六・四

H. L. Dey, ibid, p. 111

いづれにせよこの戰時の好調に乘つて、印度綿工業は其存在を確固たるものとした。發展並に關係の總體は、次の表に於て充分觀取されうるであらう。（單位百萬ヤード）

	純輸入	印度生産	同輸出	全印消費高	内印度生産	同（%）
一九一三―一四年	三、〇四二	一、一六四	一〇四	四、二〇二	一、一六〇	二七・六
一九一八―一九年	九五五	一、四五一	一五八	二、二四八	一、二九三	五七・五
一九一九―二〇年	八三六	一、六四〇	二〇七	二、二六九	一、四三三	六三・二
一九二〇―二一年	一、四〇五	一、五八一	一四〇	二、八四六	一、四四一	五〇・六
一九二一―二二年	九八〇	一、七三二	一五四	二、五五八	一、五七八	六一・三

H. L. Dey, ibid, p 106

三、鐵鋼業

同樣な運命は印度鐵鋼業の上にも訪れた。近代的製法に立つ鐵工業は、此國に於ては一八七五年 Barakar 製鐵工場の最初の溶鑛爐がラニガンジ炭田地に建設されたのを發端とする。然し鐵工業が企業として成功するまでには長い年月が經過せねばならなかつた。打續く缺損の爲に、この製鐵工場はベンガル製鐵會社（Bengal Iron Co.）に讓渡されたが、尙十年の苦心の後一八九九年に初めて株主に配當をなし得た。一九〇〇年代の初期は其年産も僅に三萬五千噸であつた。最初の鋼の生産は一九〇三年に試みられた。然しそれは、一、輸入鋼價の下落による損失と、二、雜多な部分品の小注文のみで生産規模に適應せず、三、原料銑鐵は粗惡にして製鋼に適せず、四、且つ耐火煉瓦、フェローマンガニーズを輸入に依存してゐた等の理由から失敗に終りつた。生産は一九〇七年約五萬噸に達したが（Watsonの推定）、一九一〇年 Singhbhum 及び Manbhum の鐵鑛の開掘と共に再び活況を呈し、一九一四年初めて鋼の生産に成功した。[5]

印度鐵鋼業の發達には、だがタータ鐵鋼會社の寄與を第一とせねばならない。J. N. Tata 氏に依つて一九〇七年スワデシ運動の高潮期に際して容易に創立された會社は、中部州ライプール（Raipur）縣の鐵鑛、Jhuria 炭田、其他製鐵用原料鑛石の有利なる採掘權を獲得し、一九一一年工場設計を完成し、同年初めて銑鐵を生産し、超えて一九一三年最初の鋼を生産した。其産額は一三年七月より一四年六月に至る生産の第二年に於て、銑鐵一五五千噸、完成鋼四九千噸であつた。會社は一三―一四、一四―一五の兩年に各々一〇七千噸、九八千噸の銑鐵を販賣し、株主に配當を行つてゐる。戰爭は歐洲からの供給を杜絶せしめ、米國に待つ輸入は法外なる價格と危險なる遲延を含んでゐた時であるから

5、鋼の生産は既に一八九二年印度陸軍省によりカルカッタ附近で輸入鐵を原料とし、又東印度鐵道會社は同九八年 Jamalpur に二個の十五噸爐と小規模の鋼材工場を設け、屑鐵を原料として行はれたが、何れも經營並に原料共特殊なものである。（Industial Handbook of the Munition Board, pp. 138―9）

政府は國有鐵道用鋼軌道の契約、會社使用原料に對する鐵道運賃の割引等の特典を與へて保護を加へた。加ふるに兵器局は、メソホタミヤ、パレスチナ、東アフリカ及びソロニカの軍事鐵道用としての軌道及び鐵枕木の巨大なる注文を發した。かくて生産設備は一九一六―一七年には最高能力に於て運轉され、生産は一四七・五千噸の銑鐵、一三九・四千噸の鋼並に鋼材九八・七千噸に達した。

されば一九一五―一六年から一九二〇―二一年に至る間は巨利と高率配當の時期であつた。會社の營業狀態は次の如くなつてゐる。（單位千ルピー）

	拂入資本	利潤總計（減價銷却を含む）	減價銷却	普通株配當率	Deffered share 配當率
一九一三―一四年	二三、一七五	二、二六四	三五〇	六	―
一九一六―一七年	二三、一七五	一一、〇七七	三、五〇〇	二〇	二九一
一九一九―二〇年	三九、八〇五	一一、五三一	六、一四五	一六	二〇二¾
一九二一―二二年	九四、六八〇	八、八三七	四、一〇〇	四	―

尙普通株に對する配當率は一四―一五年八%、一五―六年一五%、一七―八年二〇%、一八―九年七%、二〇―二一年一六%である。關稅委員會（一九二四）報告(H. L. Dey. ibid. p. 161)

かゝる好況に乘じ會社は一九一七年に大擴張を決意し、一九一九年には一六二千噸と鐵二七〇・三千、鋼塊一八二・一千、鋼材一二五・九千噸に達したが、米國に注文せられたる器具、裝置、機械が船腹不足によつて遲延し、計畫も遲れ（完成豫定一九二〇―二一年）、遂に其完備（一九二四年）に先立つて大戰が終了した。尙大戰時の高潮に乘じ印度鐵鋼會社が設立（一九一八年）されたが、生産（一九二二年）を見ずして大戰は經過した。

かくて鐵鋼業は其重要性を明確にし、發展した。世紀當初の三五千噸の銑鐵の生産は、一九一四年には一六二千噸となり、同一九年には二三二千噸となつた。之に對して輸入鐵製品は、一三―四年の一、〇一八千噸から一九―二〇年には四二七千噸となつてゐる。然し戰時需要の消滅と共に、之等は苦境に立到らねばならなかつたのである。

四、其他の諸工業

工業の飛躍は當然に炭業に幸運を齎たらした。一九一七年までそれは、最初は南アフリカ炭に壓迫され、次で運輸手段の不足に禍されたが、同年石炭管制所の設けられて以來、工業界の繁盛を如實に反映して、續く四ケ年印度炭業界の黄金時代を作つたのである。印度國內消費高は一九一三年の一四・三百萬噸から二一年には一七・九百萬噸に增加し、國內消費に於ける印度炭の割合は一九〇九―一三年平均の九三・九%から一四―一八年平均は九六・九%に、更に一九―二三年の平均は九七・七%となり、粗惡炭すらも急速に賣捌れる狀態であつた。從つて生産も亦次の如く增加してゐる。

	生産（千噸）	礦山數	一日平均勞働者（千人）
一九一一―一五年平均	一四、七三二	五五四	一二八・九
一九一六―二〇年平均	一八、四八七	七〇〇	一六七・九

Labour Commission's Report 並に Gadgil, Industrial Evolution of India, 3rd editoin, p. 255―58

皮革工業は、印度兵器局の增產奬勵によつて活潑な發展を遂げ、全輸出製品はイギリス陸軍省に輸送された。輸出は一九一三年の一九五千ハンドレッド・ウェイトから一七―一八年の三六二千ハンドレッド・ウェイトとなり、價格も一七・五百萬ルピーから四八・六百萬ルピーに上つた。

其他栽培園も亦好況を示してゐる。茶園は戰時の大部分を繁榮のうちに過し、護謨園は一九一三年の四六千エーカー

から、一九年には一一八・五千エーカーにまで發展する勢であつた。

かくて一九二一年の國勢調査の物語る所によれば、工場數は一五、六〇六に達し、二、六八一、一二五人の勞働者（內男子一、九九四、三一四人、女子六八六、八一一人）を擁し、動力使用工場八、〇一五、內五、一九三工場は蒸氣機關を、一、三三五工場は石油を一、一三七工場は電力を動力として使用してゐる。

主要なる產業狀態は次の如くである。（單位千人）

業	工場	勞働者數
綿業	三五〇・七	鐵道工場 一一二・五
黃麻	二八七・三	金屬、機器 八二・二
精棉壓棉	八三・一	石炭 一八一・六
鐵銅	三九・四	金鑛 二二・二
精油	三三・五	石材、大理石 二五・五
印刷	四九・二	煉瓦、タイル 七五・〇
		砂糖 二二・四
		製粉、製米 五〇・〇
		茶園 七四七・七
		珈琲園 四〇・三

尙發達を示す次の數字がある。（全印度、國勢調査）

業	一九一一年	一九二一年
特殊生產群	一、六八七	二、〇三四
鑛業	五六二	二二四
採石材、加工	五三	一八八
纖維工業	一、四八七	二、〇九八
皮革業	一五八	一七七

業	一九一一年	一九二一年
	千人	千人
	八一〇	八一七
	九二七	二六五
	一二	二六
	五五七	七六〇
	一三	一三

業	一九一一年	一九二一年
製材業	一六八	二九
金屬工業	三七二	七一
硝子製造	四五三	四九
化學業	四五五	七四
食料品工業	七二〇	一〇
衣服工業	九〇	三
家具工業	五〇	二二
建築業	一六三	二八三
運輸交通	二四二	三九五
醫藥其他	六四	一二四
奢侈品	三八九	五七二

業	一九一一年	一九二一年
製材業	三一	三二六
金屬工業	一六四	六三二
硝子製造	七八	八二五
化學業	一〇二	七六二
食料品工業	九二	一、四五一
衣服工業	八	一四〇
家具工業	五	一〇〇
建築業	二七	二八三
運輸交通	一五四	三九五
醫藥其他	一四	一二四
奢侈品	五〇	五七二

第四章　戰後の工業狀態とイギリスの政策

第一節　印度工業保護の途行

一、イギリスの衰凋と政策の變化

戰爭はイギリスの印度に對する政策を根本的に變更せざるを得なくした。一方に軍需品工業の急速なる發達の努力、他方に、間隙に乘ずる諸外國製品の防止の爲の若干産業の關稅保護、それは同時に潮の如き當時の印度革命運動に、傳家の寶刀 divide and rule を施すこと、結付いてゐた。之等の諸過程は前章に記述した所である。

一方にイギリスは、一九二〇年にはまだ權力の絶頂にあると感じてゐた。それは過去の時代の主要な帝國主義競爭者を打ち破り、殆ど二百萬平方哩の地を併合し、戰後の人爲的景氣により、更に大なる膨脹の希望を抱いてゐた。世界市場並に一時的に弱められてゐた印度市場の再征服は容易に達しうるものと考へられ、戰後には五六%に落ちた所の印度輸入に於ける取得分は、一九二〇―二一年には六〇%にまで恢復した。莫大な額の資本が印度に流入し、印度に對する讓歩も殆ど危險を齎さずに濟むであらうとは思はれ、かくしてそれは、より以上の膨脹と新しい形式による搾取の夢を畫いたのである。換言すれば印度に於ける或種の關稅、若干の産業奬勵金、産業保護の約束等々の掲げられた政策によつて、印度は新なる段梯へ、即ち新形體によつて搾取を强化し、それに基いて印度ブルジアジーを、イギリス金融資本の制御下にある從屬的伴侶として利用する爲の、その主要植民地の大規模な工業化と云ふ新段階に入りつゝあるかの如く考へられた。

確に綿業關稅は戰後も引上げられ、鐵鋼業には保護法が設けられ、其他製紙、マッチ、茶箱等に保護關稅を加へ、工業原料たる硫黄、亞鉛等の輸入稅を免除した外、帝國銀行の設立、夥しい資本の流入が見出される。

資本の流入は次の如くである。（百萬磅）

	イギリス資本輸出	內印度セイロン
一九〇九年	一八一・〇	
一九一〇年	三八九・〇	
Balance of Payment		

	イギリス總輸出	內印度セイロン
一九二〇年	一三五・九	八・七%
一九二一年	一四二・七	七・八
一九二二年	一三五・二	六・六%
一九二三年	一三六・三	一九・〇
一九二六年	一三六・一	二六・六%
一九二七年	一三五・四	一九・〇

この狀勢に於て Palm Dutt すらもかう書いてゐる。『新政策は、イギリスの管理の下に於ける且つイギリス投資者の利潤の爲の、印度の工業化の方向に突進しつゝある。先進國統治者達の利益の爲に遲されてゐる農業印度の代りに、「進止した」「開發された」「工業化された」印度――然し同樣に外國の支配と印度人自身の間での共寄生的代理人とによつて、より有效に凋渴せしめられてゐる印度――の幻影が置き換へられてゐる』『それは印度の利益の爲に起りつゝあるのではないが、印度の工業化は必然的段階である』と。又 Z. Roy も云ふ。『帝國主義の新政策は、次第に印度の植民地狀態からの脫化を來しつゝある。印度は次第に屬領から自治領へと轉化するであらう。遲れた農業的植民地領土から、印度は近代的な工業國に――イギリスの自由なる諸民族の聯合の一員となるであらう』と。

だが、果して新なる工業の發展は、全面的に可能なのであらうか。

經濟恐慌は、早くも一九二〇—二一年の冬には初まつた。イギリスの狀態は、爾來下向を示し初めてゐる。貿易はそれを次く如く物語つてゐる。

	一九一三年	一九二〇年	一九二四年	一九二八年
輸出	五二五・三	八〇一・〇	七二三・六	
輸入	六五九・二	一、三七五・三	一、〇七五・三	

主要なる大工業、石炭、鐵、機械等の生産は、既に停頓、慢性的恐慌狀態への一歩を示し出した。

	一九一三年	一九二〇年	一九二四年	一九二八年
銑鐵（千噸）	五、一三九	三、九五二	三、三一五	三、三七九
鋼材（千噸）	七、六六四	三、七〇三	八、二〇一	八、五二〇
石炭（百萬噸）	二八七・四	二二九・五	二六七・一	二三七・五

かくて事態は極めて徐々にではあるが、イギリスは平和條約の締結後、世界市場に於ける其地位を自動的には恢復することが出來ない事を示し出した。國內工業の再組織、合理化、カルテル化に力を集中し、輸出の促進の爲に凡ゆることを爲さんとする努力が益々鋭く現れる。イギリスの政策の全般的傾向は再び變化せざるを得ないのである。

イギリス資本主義が世界市場に競爭し得ないことを知れば知る程、それは植民地の獨占への勞力を集中せしむる方向を採ることは當然な成行である。印度市場は、今や新なるエネルギーを以て再び確保されねばならない。印度市場に於けるイギリスの地位は其の貿易上の比率が示してゐる。（%）

印度輸入		一九一三—四年	一九二〇—一年	一九二四—五年	一九二八—九年
	イギリス	六三・二	六一・〇	五四・一	四四・七
	アメリカ	二・六	一〇・五	五・七	七・一
	日本	二・六	七・九	六・九	七・〇
印度輸出	イギリス	二三・〇	二〇・五	二五・五	二一・六
	アメリカ	八・八	一三・五	八・八	一一・八
	日本	九・一	九・四	一四・三	一〇・二

Statistical Abstract for British India, Statesman's Year Book より算出。

此處でも戰後に於けるイギリスの地位は次第に惡化してゐる。されば全體としてのイギリスの印度政策は、その經濟的發達の阻止に、又外國商品の防遏に向はざるを得ないのである。

全體として印度の經濟的發展阻止の明瞭な表現は、再び印度幣制の改革に見ることが出來る。

金爲替本位制は、戰時及び戰後の經濟界の混亂によつて完全に其機能を暴露した。ルピー銀貨、ルピー紙幣、ソヴェレン金貨の三樣を持つ通貨の復雜さ、金本位準備と紙幣準備、並に銀行準備を擁する準備の復雜さ、銀を金に兌換せず且つ自由鑄造を認めない所の通貨伸縮の不自由性等は、[1] 銀價の二志一〇・一4 片への高騰（一九二〇年二月）續いての暴落等の激變に當面して國內產業に應ずる彈力性を缺くことを示し、他方通貨安定の爲の巨額の損失（一九二〇・二月より九月まで二八〇百萬ルピー）を導いた。

さればイギリスは一九二二年以降ルピーが再び上昇を辿り一九二五年には金に對し一志六片となつたのを機として三度幣制の改革に志し、一九二五年八月 Hilton Young 委員會を任命し一ケ年の後其報告を得た。この結果一九二七年に

は、之に基いて新なる制度、卽ち金地金本位制が設定された。新本位制の要旨は、ヒルトン委員會の報告に基礎をおくが、金貨を法貨たる地位より引下し、金貨は政府の收納にのみ用ふることゝし、ルピーの金に對する安定率を一志六片の爲替相場に相應する割合をを以て定め、政府は一五・〇二オンス以上の金地金を買上げ、最低四〇〇オンス以上の地金賣下げに應じ、更に政府保證の銀行證券を出し、この準備は四〇%とし金及び金證券を以てし、其準備金塊の一半を印度に置くと云ふのである。

印度土着資本の金貨本位制施行の要望にも拘らず、この金地金本位制の設定は、イギリス資本の利益の爲に印度經濟を犧牲としたものであつた、何故なれば、ルピーの安定率を一志四片から一志六片に引上げたことは、イギリスの輸出には便宜を與へるが、印度の輸出はそれだけ障害を置れた事となり、延いては物價下落と不景氣を來す事となる。新制度は又、金地金賣下價格をルピーの金平價プラス孟買までの金輸送費に於て決定したことによつて、金買入をロンドンで行ふを有利ならしめ、ロンドンを依然として金の中心地として強化せしむることを意味する。更に、通貨準備の四〇%の金準備は、金證券を地金より大なる割合を以て包含することを得しめ、地金の一半を在外正貨として印度以外に置くべき規定は、之によつて印度の金證券のロンドンに於ける投資、又金地金の一半のロンドンの保有、卽ち印度の金のロンドンへの吸收を意味するものである。[37] 要するに新制度は、印度産業資本の發達の事實を或程度認めさるを得なかつたが、而もこの事情の下でそれ等を犧牲とするイギリス工業資本、金融資本の利益を計つたものである。

然し乍ら、又一方には、戰後に於ける印度の政治的軍事的地位が著しく變化して來たことを注意せねばならない。ドイツの勢力こそアジアから一掃されはしたが、此處には其國境を印度の北に於て連關し、資本主義諸國に鋭く對立するソヴエート・ロシアが生成しつゝあり、彼處には諸列强は戰後繁榮の幻想が破れば破れる程、殘された市場、特にアジアに勢力を擴大せんとしてゐる。之等の地方に古き基礎を有つ諸國は戰亂の收息と共に再び其範圍を恢復せんとし、新

1、一九一五―一九年の間に、印度は、印度省手形(印度宛ルピー拂爲替手形)の支拂、近東地方に於ける軍事支出(一九一四―一九年間に二四〇百萬磅)帝國内他領の印度物資調達に對する信用設定等により通貨の需要膨脹に當面した。印度政府は、倫敦で銀を買入れてルピー銀貨を鑄造し、或は金貨モハーを鑄造發行し、又紙幣の使用奬勵等を試みた。然し、戰時中銀の生産減少によつて銀價は騰貴し、一九一七年八月にはオンス當り四十三片に達した。一方印度の輸出超過決濟の爲に、倫敦に於ける印度省手形賣出は增加し、軍需品代として倫敦受取高も增加し、印度省は資金の增大に苦しんでゐたが、ルピー爲替相場の急騰を防ぐ爲に、この資金の内一億磅を本國軍費に寄附し、將來の投資用として二千萬磅の特別準備金を置き、又紙幣準備より千九百萬磅を出して本國大藏省證券に投資した。だが引續く銀價の高騰の爲に、政府は銀貨鑄潰、銀の輸出入を禁ずると共に銀價高騰に從つてルピー爲替相場を引上げ(一九一七年八月、一志五片、一九一八年八月、一志一〇片)『今後印度省手形の賣却價格は概略銀の買價を基礎として定むべき』ことを發表した。かゝる狀勢に際して幣制調査の爲に Babington Smith 委員會が構成された(一九一九・五)。委員會報告(一九二〇・二)の特徴は、金の自由鑄造容認、印度に紙幣準備の金銀及び金本位準備の金の半を置くことを勸告した點にある。政府は之に基いて一ルピーを金二志の割合と公定した。

この爲替高は印度をしてイギリスに機械類其他物貨の巨大なる注文を發せしめ、又戰時中蓄積した資本が本國に送金されること多かつた。之と共に歐洲諸國の通貨縮少政策によつて印度の貿易は逆轉し、ルピー爲替は急轉して下落を初めた。一九二〇年六月から九月にかけて、政府はルピー比價を英貨二志に下げ、遂印度省手形の賣出を止め、爲替を成行にまかすことゝなつた。

(Jathar and Beri, ibid. Vol. II. pp.362―386 及び矢内原忠雄、印度幣制の植民政策的意義(國學家會雜誌、四三卷一一號)

2、矢内原忠雄、印度幣制の植民政策的意義(國學家會雜誌、四三卷一一號)

に發展した諸國は更に新しい基礎を維持强化せんとしてゐる。印度は地理的にも大英帝國を構成する諸領域の中心にあるが、經濟的にもかゝる狀勢の中心的位置に置かれてゐる。列國の對立、ソヴェートとの對立が激化するにつれて、印度は戰略上の要地、勢力の貯水地とならねばならぬ。この見地よりする時は、又イギリスは大戰に際して充分經驗したのであるが、印度に於ける關鍵工業の發達はイギリスの閉却しえない所である。

又他方に、イギリスは增大して行く印度の社會的不安に當面せねばならなかつた。戰後に於ける世界的規模のかの社會不安は、多少の遲早はあつたが印度をも襲つた。イギリスの標的『此國を失ふならば帝國は崩壞せねばならぬ』重要なる印度のかゝる不安の除去は、國民革命運動の戰線を分裂、弱化せしむる途が、有効にして手早き方策であつた。イギリスは土着ブルジョアジーに對する讓歩――戰時に於ても同じ理由から讓歩したのであるか――を或程度持續することによつて、彼等を自家樓中のものとせねばならない。此處に若干の印度工業に對する讓歩が續行される。

戰爭の負擔[3]並に戰後不況の打擊は印度財政を危機に陷らしめ、關稅引上げによる以外打開の途を見出すことを得さしめた。この關稅引上は、印度より外國商品の排除――イギリス商品と外國商品の差別待遇の問題を含み、同時に、關稅によつて生ずる國內產業保護とイギリス工業との利害問題を內包してゐる。

基本的には工業阻害政策を抱きつゝも、右の如き諸傾向が錯綜して、工業の發展は復雜となるのである。

二、印度經濟の惡化と工業保護

印度に於ても閉戰と共に、又或種の工業には閉戰二三年の後に恐慌が到來した。戰時の莫大なる利潤は消滅し、世界市場への工業の輸出は困難を增し、國內を獨占し世界市場に苦鬪する各工業列國の競爭は、印度に於ける物價を下落せしめてゐる。[4] 印度の貿易は惡化し、[5] 新に建設された多數の工場的企業は今や危機に陷入つた。

3、政府の戰爭負擔は、特別戰時獻金一、八九〇百萬ルピー、財政上の軍事費政治費純增加、一、五〇〇、直接戰時緊急に基く行政費二五〇、計三、六四〇百萬ルピーである。(India Analyed, Vol. III, p. 149)

又戰後財政欠乏は、一九一八―一九年……一九二二―三年の五ケ年間に一、二二〇百萬ルピーであつた。

4、物價は左の如し。(カルカッタ卸賣指數、一九一四＝一〇〇)

一九一九年	一七六	一九二五年	一五六
一九二〇年	一七二	一九二六年	一四八
一九二一年	一七三	一九二七年	一四八
一九二二年	一五六		
一九二三年	一四八		
一九二四年	一四八		

Indian Year Book. 及び V. Anstey, ibid: Statistical tables.

資本流入(イギリス資本)は次の如し。(百萬磅)(印度及セイロンの數字―Balance of Payment.

一九二三年	二五・四	一九二七年	一・四
一九二四年	二・一	一九二八年	七・七
一九二五年	一九二六年		

5、貿易狀態は次の如くである。(海上貿易百萬ルピー)(Indian Year Book, Statistical Abstract for B. I.)

	一九二二―三	一九二三―四	一九二四―五	一九二五―六	一九二六―七	一九二七―八	一九二八―九
輸入	二、六六二	二、三二七	二、二七六	二、四六六	二、二六二	二、三一二	二、四九八	二、五三三
輸出(再輸出除)	二、三一四	二、九九二	三、四八八	三、八四七	三、七四八	三、〇一四	三、一九二	三、三〇一
同一九一三―四年のルピーを基準として(同年輸入＝一八三、輸出＝二四四千萬ルピー)								
輸入	一二四	一三八	一二〇	一三七	一四三	一五六	一八一	一九〇
輸出	一八二	二一四	二四〇	二五〇	二四六	二二八	二四八	二六〇

この時期に二三の工業に與へられた保護は次の如く見ることが出來る。

最初に鐵鋼業について。戰爭の終局と共に印度鐵鋼業が、需要減退と歐米製品の投賣的輸入、鐵價の急速なる下落の爲に蒙つた打擊は深刻であつた。加ふるに戰時中の擴張計畫は、漸く一九二三―二五年に至つて完成されたが、高物價時代に契約された之等の諸設備買入原價は法外に高く、一方、未だ販賣に至らざるに既に市價は生產費を割る狀態であつた。かく利潤の減少、鐵價と生產費の乘離、流動資本獲得並に固定資本、諸費用消却の困難は、國家の犧牲に於て財政的救濟を受くるの避く可らざる事情に至つた。

既に財政委員會は（一九二二年）、鐵鋼業が國庫補助を受くべき條件に該當するものとして特に推擧してゐるが、一九二三年關稅委員會の第一回調査會は鐵鋼業の保護に關して開かれ、「自衞上」基礎工業」として保護すべきを進言し、かくて一九二四年六月には製鋼業（保護）法が發布され、關稅は三三・一三%（從前、一〇―一五%）に引上げられた。然るに同年夏は大陸鋼材の甚しい値下り、ルピー高騰によるイギリス製品の下落が起り、再び保護要求の叫を生ぜしめた。此處に於て印度政府は、每月製造される銅塊總重量の七〇%に對し、噸當二〇ルピーの奬勵金（總額限度五百萬ルピー二五年九月末限）の保護補助を行ひ、更に之を二七年三月末まで（同じく噸當り一二ルピー、最大限六百萬ルピー）延長した。一方この保護法によつて、機械工場、貨車製造工業及びブリキ製造工業（關稅噸當六〇ルピー、一五%――從來一〇%）、針金製造工業（同噸當六〇ルピー）が保護されることゝなつた。

一九二七年は第一次保護法の滿期に當る爲に、二六年關稅局によつて第三回の鋼業に關する委員會が設けられ、奬勵金は其財政上の負擔の巨大なる爲に撤廢され、之に代つて第二次の鋼業保護法が施行された。第二次法は期間を七ケ年（一九三三年迄）とし、輸入品價格に變動ありたる場合、之に適應して關稅率を自由に變更――關稅は略、英國品に對し品別に課する率を基礎とし、外國品には附加稅を付す――しうる權限を政府に殘すと云ふ從來より實質的に厚い保護を設けた。此處でイギリス製品は特惠を獲得した。同樣にして鹽化マグネシアを生產するマグネシューム工業（ボンベイ）も獨乙品に對して保護された。

綿工業について。綿布關稅の引上は財政窮乏に端を發した。一九二二年政府は輸入稅を一五%に、國產消費稅を七%に增加せんと試みたが、立法議會の反對に遭ひ、綿布關稅は一一%に、消費稅は三・五%に据置かれ、綿糸のみ五%（從價）の新稅が設けられた。然るに印度綿業は一九二三年には、日本綿業の進出と歐洲の貿易不振の諸影響を感じ初めた。價格の低落、販路の縮少、狹隘なる分野での激烈な競爭及び在庫品の堆積は、特にボンベイの紡績業に打擊を加へた。彼等はボンベイを先頭に消費稅撤廢を宣傳し、請願し、立法會議をして勸告決議を通過せしめたが、未だ政府の許容する所とはならなかつた。ボンベイ紡績業の危機は、一九二五年夏には尖銳化して來た。彼等は消費稅廢止による危機の打開に失敗するや刄を轉じて賃銀切下に向ひ、一律に一一・五%の切下を公示した。その妥協交涉が失敗して、かの二五年の大同盟罷工は勃發したのである。官廳は今や事態の惡化に驚愕した。ボンベイ州知事は消費稅撤廢に關する印度政府への紡績業者の陳情に有力なる公職的支持を與へ、又立法議會は即時徵收停止を決議した。於此處、政府は同年末月この勸告に從ひ、二六―二七年度に於てこれ（綿布三・五%、綿糸五%）を廢止した。この間二六年に關稅委員會が開かれ、綿糸に關しては、日本紡績の「不當なる競爭」を指摘して之に差別待遇を與ふべきこと、或は三二番手以上につき一封度一アンナの奬勵金の下附又は四%の附加稅の設定等を議決したが、具體的には何等進展しなかつた。然し全

印度紡績業者は依然保護を要求して止まず、全印紡績業者會議(一二七年六月)を開き斯業の保護を政府に迫つた。かくて政府は遂に同年九月、紡績機械並に工場用品の輸入税を撤廢し、綿糸に關して特に日本を對象としつゝ、四〇番手以下従價五%又は一封度につき一・五アンナの關税を加へ、この關税は日本新工場法の實施(一九年六月)を考慮して一九三〇年三月まで効力を有つことゝなつた。一方綿布は同じく日本製品の侵入に印度紡績業者をわき立たせ乍らも、此期間では具體的に障壁をきづかなかつた[6]。

次に砂糖工業に對する保護について簡單に述べよう。砂糖關税は一九一六年の改正に於て一般輸入税の七・五%に對し一〇%に引上げられてゐたが、一九二一年には一五%となり翌年二五%に増加し、更に二五年には從量税に變更され一ハンドレッド・ウェイトに付き四ルピー八アンナを以て一九三〇年の引上まで約五ケ年繼續して實施された——これは當時五〇%以上の從價税に相當した——。糖業のみがかくも厚く保護された理由——印度政府の目圖した所は蓋し次の點にあつたのである。即ち、甘庶栽培は灌漑水の使用、施肥其他の良好なる耕作を必要とし、從つて農民經濟狀態の改良に不可缺なる集約農業の奨勵に役立つこと、世界市場によつて價格を左右される小麥、米、黄麻、棉等の市價引上は極めて困難であるが、略百萬噸を輸入に待つ砂糖は、國産奨勵によつて外國品を逐ひ市價を高める事が出來、且つ國際商品たる黄麻、棉及び米の暴落によつて苦惱する農民を救濟しうること、並に其收獲は一般農閑期に勞働を與へることの三點に於てのみ與へられる。即ち、工業が戰略上又戰爭遂行に必要なるものである場合、外國競爭品驅逐の必要上、

今や印度産業保護の眞相は明白である。一般に、些少の保護は外國品の排斥と財政上の理由に附隨して與へられたに過ぎない。厚い助成それは軍需品工場に關してのみ與へられた。綿布國産消費税の如き純粹なる保護は、之を拒否したために發生したかの大罷工、社會的不安の増大の結果である。糖業への保護も亦地租、灌漑費(又は使用料)の徵收が農家の窮迫を著しからしめた事實に基礎を置いてゐる。のみならずそれは、本質に於て既に「農業政策」に於て詳論した如き地主の資本家的經營の奨勵と密接に關連ある事を注意せねばならない。繰り返して云へば、印度産業の保護助長は、次の三點に於てのみ與へられる。即ち、工業が戰略上又戰爭遂行に必要なるものである場合、外國競爭品驅逐の必要上、

6、綿糸に於ける輸入と生産との數量關係の比率(一九二七—二八年)を示せば次の如くである。

番手	一—二〇	二一—三〇	三一—四〇	四〇以上	總計
輸入	〇・五	〇・三	四四・七	四二・〇	四・六%
國産	九九・五	九九・七	五五・三	五八・〇	九五・四

即ち日本との競爭は三一——四〇番手にあることが明瞭である。

又ボンベイ紡績業の營業狀態は左如し

	一九二三年	一九一四年	一九二五年	一八二六年	一九二七年	一九二八年
拂込資本	一九一・九	一九二・八	一九二・一	一八九・六	一八〇・八	一七一・五
利益欠損	三・三	△九・二	△一三・四	△一九・五	△〇・七	△二九・九
配當金	九・四	六・一	四・三	——	——	——
同率	(四・九%)	(三・二%)	(二・二%)			

備考　二五年まで關税委員會報告、以後シラスの計數。(Dey, ibid. p. 112)

一定條件に於て(特惠關稅等)當該工業に保護を與へる場合、並に特に土着ブルジョアジーを本國の側に置くことの必要上生ずる場合である。一般的には市場の一層の狹少につれて、搾取の增大と人爲的な經濟的發展の阻止の根本基調が益々明瞭になる。

三、數字に示された諸工業の狀態

(一)　各產業生產高

鑛　業　(S. A. B. I)

		一九二二年	一九二五年	一九二八年
石　炭	(百萬トン)	一九・〇	二〇・九	二二・五
金	(千オンス)	三九〇・四	三九三・九	三七六・一
鐵　鑛	(千トン)	六二五・〇	一、五四五・〇	二、〇五六・〇
石　油	(百萬ガロン)	二九八・五	二八九・六	三〇五・九
鹽	(百萬トン)	一・六五	一・二九	一・五一

鐵　鋼　業

		一九二一—二年	一九二五—六年	一九二七—八年
銑　鐵	(千トン)	三五六(a)	八七五	一、一六二
鋼　塊	(〃)	一八二	四七一	六〇〇
鋼　材	(〃)	一二五	三二〇	四二九

備考　a、タータにベンガルの生產八六千噸を加ふ。同年他はタータのみ (Indian Year Book)

纖維工業 (I. Y. B)

		一九二一—二年	一九二四—五年	一九二七—八年
綿　糸	(百萬封度)	六九四	七一九	八〇九
綿　布	(百萬ヤード)	一、七三二	一、七〇一	二、三五七
輸出麻布	(〃)	一、一二一	一、四五六	一、五五三
同バッグ	(百萬ケ)	三八七	四二五	四六三
其　他	(S. A. B. I)			
粗　糖	(千トン)	二、六一四	二、五四六	三、二一七
茶	(百萬封度)	二七四	三七五	三九一
珈　琲	(百萬封度)	二〇・五	三〇・五	三五・六

(二)　纖維工業狀態の詳細

綿　工　業

工場	錘(千)	綿機(千)	一日平均勞働者	棉花消費(千ハンドレッドウエト)	生產 綿糸(百萬封度)	生產 綿布(百萬ヤード)	拂込資本(百萬)
一九二一—二年	二九八	七、三三一	三四三・七(千人)	七、七一二	六九四	一、七三二	四〇五・五ルピー
一九二四—五年	三三七	八、五一一	三六七・九	七、七九二	七一九	一、七〇一	四〇・二二磅
一九二七—八年	三三五	八、七〇四	三六〇・九	七、〇三四	八〇九	二、三五七	四六六・三〇三八
							四四〇・六一四

拂込資本調査工場　一二年—二七一、二五年—三〇五、二八年—二九七
Indian Year Book, 及び S. A. B. I.

綿絲生產並に消費關係(百萬封度)

第四章　戰後の工業狀態とイギリスの政策

	印度生産	同輸出	純輸入	總消費	內印度產	同%
一九二一—二年に終る三年平均	六六三	一一二	三五・〇	五八六	五五一	九四・三
一九二四—五年　同　平均	六八一	五二	四七・七	六七七	六二九	九二・九
一九二七—八年　同　平均	七六七	三三	五〇・〇	七八四	七三四	九三・六
同綿製品（百萬ヤード）						
一九二一—二年に終る三年平均	一、六五一	一六七	一、〇七四	二、五五八	一、四八四	五八・〇
一九二四—五年　同　平均	一、七九九	一六九	一、五一七	三、一四七	一、六三〇	五一・八
一九二七—八年　同　平均	二、一九〇	一三三	一、七四二	三、七九九	二、〇五七	五四・一

H. L. Dey, ibid. p. 102. 106. より算出、但し手工業製品は考慮されてゐない。

又輸入綿布に於ける日英の角逐は次の如くである。（數量に關して）— Indian Year Book

	一九一三—一四年 イギリス	一九一三—一四年 日本	一九二四—二五年 イギリス	一九二四—二五年 日本	一九二七—二八年 イギリス	一九二七—二八年 日本
グレイ	九八・八	〇・五	七六・〇	一三・〇	七四・四	二四・五
ホワイト	九八・五	—	九七・一	〇・八	九七・七	一・〇
カラード	九二・六	〇・二	八三・一	一〇・〇	六九・八	二〇・三
綿布總量中	九七・一	〇・三	八八・五	八・五	七八・二	一六・四

黃麻工業

	工場	錘（千）	織機（千）	勞働者（千）	拂込資本百萬	輸出 バツグ（百萬ケ）	輸出 麻布（百萬ヤード）
一九二一—二年	八一	九〇八	四三・〇	二八八・四	一七九・三ルピー（二・一磅 一七・〇弗）	三八六・七	一、一二〇・五
一九二四—五年	九〇	一、〇六八	五〇・三	三四一・七	一八〇・八（二・一磅 一二・〇弗）	四二五・一	一、四五六・二
一九二七—八年	九三	一、一〇六	五二・二	三三五・八	一七七・五（二・五磅 一二・〇弗）	四六三・一	一、五五二・七

（三）工業狀態（一九二九年、一萬人以上の企業群）

	工場數	勞働者（千）		工場數	勞働者（千）		工場數	勞働者（千）
綿業	三四一	三八七・三	黃麻業	九六	三四九・〇	精棉業	二、九五六	一九〇・一
黃麻壓搾	一一五	三七・三	鐵道工場	一五四	一四二・三	一般機具	三〇六	四九・九
鐵鋼業	六	三六・五	印刷製本	三八九	四一・〇	造船其他	一九	二四・四
兵器工場	二四	二二・一	セメント其他	三二	一一・三	精油	一三	一二・〇
燈油罐、其他	二九	一〇・九	精米	一、六八一	七八・九	製材	二一四	一七・八
精茶	九三六	六三・〇	砂糖工場	四五	一五・〇	油業	二七九	一四・二
タバコ	一八	一〇・三	燐寸	四四	一六・八	煉瓦、タイル	一二九	一四・七
製繩	四〇	一八・五						

第二節　印度工業の特徴

イギリス資本の抑制下にある印度は、其然るが故に經濟的發展を阻害されて來た。この途行については上來繰り返し述べた所である。此處で一應印度工業の特徴を概括することは必要であると思はれる。

凡そ發達し得たりし程度の工業の發展は、主としてイギリス資本の直接の支配の下に行はれた、と云ふことは印度工業の根本を特徴付けてゐる。鐵道はもとより、黃麻工業は一八五五年スコットランド人の設立にかゝり、爾來印度資本

の參加を見つゝあるが、尙依然としてイギリス資本が優勢である。アイルランド人が基礎を置いた南印度に於ける鑛業は、今日其主要鑛山を悉く歐洲人の有に歸さしめてゐる。特に炭業はイギリス人の支配が優勢であつて、金屬、非金屬を通じて、鑛業の主要部分がイギリス人に屬してゐる。製紙、製革、製米、釀造、機械工作等の工場の創立、支配、又栽培園工場も等しくイギリス人の手中にある。印度資本が之等に參加するとしても、それは單に出資するに過きない。僅に其例外を綿工業に見出すが、之とても其悉くが印度人の手中にあるのではない。綿業も其創設はイギリス人によつて着手されたのであるが、一八七五年タータのエキスプレス工場の設立以後、次第に土着資本の投入を見た。蓋しこの企業は建設に要する資本が重工業、化學工業に比して輕く、流動資本の回收は早く、勞働力は多く婦人及び少年より成り、その熟練工は之を家内工業に求めることが出來、更に又原料と市場が所を一にするが爲に、土着資本に取つては可能なる恐らく唯一の投資對象であつたが故である。綿業に於ては、現在ボンベイに於て占める土着資本の地位はかなりに大となつてゐる。[7]

印度は國際聯盟によつて世界八大工業國の一に數へられてゐるが、尙農業人口は全人口の七三%に當り、工業に依存する者は一〇・五%、この大部分が手工業である。工業人口三五百萬人、本業者一五・七百萬人、この内大工場勞働者は八二萬、鑛山、栽培園を合して二百萬人乃至二六〇萬人に過ない。一九三一年の新な調査では、總人口三五一百萬となつてゐるから、之を同年の綿工業に就て見ると人口千人當り錘二六・五、織機〇・五四臺となり、日本其他先進工業に比しで其發達の遲々たるを知るのである。

この發達の遲緩は、獨り綿工業に於けるのみでなく、近代的工業全般に亘つて云ふことが出來るが、尙之と共に發達の不均衡が存在する。近代的諸工業に於ても、綿業、黄麻業、栽培園等は比較的に高度に發達してゐるに反し、金屬、化學工業の發達は遲れたる狀態にあり、更に之等の近代的諸工業を、巨大なる手工業群に對比する時は、工業發展の極めて不均衡なことが見出される。

印度は二億の農民を擁し、彼等は村落制度の殘滓の裡に生活し、カスト制は根强く印度社會に根をおろしてゐる。從つてこの基礎を培養土として、手工業は尙廣況に存在を續けてゐる。この狀態を工業委員會の報告は確認して曰ふ「吾々は種々なる手工業に於ける實際勞働者數の正確なる計數を得ることは出來なかつた。然し如何なる都市にも、彼等は尙その人口の大部分を占め、又殆ど農村毎に見出される。從つて彼等の數は、組織された工業に從事する者より遙に巨大である」（報告一九四頁）と。

7、綿業に關する關稅委員會の報告に基いてラスボーンの計算した所によれば、狀態は次の如くである。（一九二七年）

	工場	錘數	織機	投資額
英國人支配人を持つ會社(九)	二七	一、一一二(千)	二二、一(千)	六、九五九(千磅)
印度人支配人を持つ會社(三二)	五六	二、三六一	五一・六	一四七・八(千台)
尙夫の數字もある。(一九三二年)				
印度資本		二八六・七(百万ルピー)		
歐洲資本		一一四・六		二、五一五
其他		二・〇		三七・六
計		四〇三・三		〇・九
				九、五〇六

様々な手工業の内、綿紡織が最大の地位を占めてゐる。手織機は工業委員會では二―三百萬臺と見做され、或は關稅委員會は二五〇萬臺を下らず、全部又は一部の生計を得る者一千萬人以上と推定してゐるが、何れにせよ未だ默殺し得ない地歩を保つてゐることは確である。之等の手織は、機械製布の及ばざる範圍に、卽ち價値少き原料より作られる下級粗布、サリー、及びドーテー用粗布を最も多く生産し、稀に工場生産に不適當なる精巧なる織布を生産する。機械紡績に壓迫されつゝも彼等は、農村婦人其他家族員の勞働を動員することによつて、無制限な勞働時間――彼等は現在先祖よりもより多く働いてゐる(一九一一年、國勢調査報告七卷、二〇七頁)――によつて、又家内職工の生活の低いことによつてその生存を維持してゐる。(手織業者は其織糸を仲介人より受け、製品を彼を通じて販賣する爲に單に賃銀を受けるのみであるが、それも一日二アンナ以下に過ぎないと云ふ)。綿糸消費高は戰前(八ケ年平均)六五二千俵(一俵＝四百封度)戰時(五ケ年)六一一千俵並に戰後(七ケ年平均)六八三千俵である。[8]

製糸及び絹織業に就ては、約百萬の勞働者がベンガル、アッサム、マイソール、カシミール等に散在し、其他羊毛毛織(敷布(カーペット)、ショール、毛布)、大工、革工、染色工、陶工、金銀、眞鍮、銅工、油工等に亘つて數夥しく、資本家的商品に壓迫され乍ら、都市に於ける工業發達の遲延、農村に於ける過剩人口にさし挾まれて、等しく商人＝高利貸に緊縛され乍ら存在を續けてゐる。[9]

8、渡邊良吉、日印綿業論、二五九頁より算出。
M. P. Gandhi 氏は手織紡の狀態を次の如く推定してゐる。("Capital" 1933. 12. Supplement) (單位百萬ヤード)

	全印消費高	全印生産高	内手織生産	同對全消費(%)	同對全生産(%)
一九二四―二五年	四七〇六	三二二六	一二五六	二六・六	三八・九
一九二五―二六年	四四七九	三一一四	一一六〇	二五・八	三七・二
一九二六―二七年	五一一五	三五五四	一二九六	二五・三	三六・四
一九二七―二八年	五四二〇	三六四八	一二九二	二三・八	三五・四
一九二八―二九年	四七七二	三〇〇九	一一一六	二三・四	三七・〇
一九二九―三〇年	五五八二	三八二二	一四〇四	二五・一	三六・七
一九三〇―三一年	四七二五	三九四九	一三八八	二九・三	三五・一

9、S. G. Panandikar 教授は云ふ。彼等の多くは其負債を完濟する望は決してない。從つて商人＝高利貸への奉仕に生涯を費されてゐると。(Industrial Labour in India, P. 263)

第五章　最近の恐慌と印度工業

第一節　イギリス經濟政策の變化と印度の恐慌

一、イギリス經濟の凋落

その阻止の爲の凡ゆる努力を空しくして、戰後に於けるイギリス經濟の凋落は、更に一九二九年秋合衆國に初まる今次の深刻なる恐慌の破局的にすら見えた打擊によつて、一層強化、深化されねばならなかつた。吾々は二三の指標を取上げよう。

生産は恐慌の進行を次の如く示してゐる。（一九二四年＝一〇〇）

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
總指數	一〇五・五	一一一・八	一〇三・三	九三・七	九三・一	九八・二
製造業指數	一〇九・四	一一五・五	一〇六・三	九六・七	九七・〇	一〇三・五
鑛業	八九・二	九六・八	九一・三	八一・六	七七・五	七六・九
鐵鋼及製品	一〇二・三	一一四・〇	八八・八	六五・九	六六・二	八二・二
造船及機械	一一三・一	一二一・〇	一一六・六	九四・九	八八・〇	九六・〇
紡織品	九九・九	九八・五	七九・五	七七・〇	八五・一	八九・八

Board of Trade 調、指數低落が大きでないことは、一九二四年既に低落の過程にあることによつて說明しうる。

物價の下落は又、此國に於ける恐慌の深さを示してゐる。（一九二四年＝一〇〇）

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
總指數（一五〇品）	八二・一	七一・九	六二・七	六一・一	六〇・八
鐵鋼	七九・九	七八・九	七三・四	七二・六	七四・一
石炭	七二・二	七〇・四	七一・〇	七一・五	七〇・九
綿製品	六七・八	五三・二	四二・五	四二・一	四二・二

同前揭。一九三一年九月、金輸出禁止

同樣にして外國貿易の衰調も著しい。一九三一年イギリスは遂に金本位を停止し、世界金融の中心地たる誇を自ら放棄せねばならぬのであつたが、金に換算した輸出狀態は次の如くなつてゐる。（百萬金弗）

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
世界輸出總額	二、四七七・一	二、四四六・二	一、九五六・一	一、三八九・五	九四八・九	九二六・三
イギリス輸出額	二九三・四	二九五・三	二三一・二	一四七・一	一〇六・六	一〇一・二
世界の指數	一〇〇・〇	九九・七	七八・九	五六・一	三八・三	三七・四
イギリスの指數	一〇〇・〇	一〇〇・六	七八・八	五〇・二	三六・三	三四・五
磅で示した輸出（英領印）	七二三・六	七二九・三	五七〇・八	三九〇・六	三六五・〇	三六七・四
國際聯盟報告						

卽ち、世界輸出に比しても、イギリスの轉落は明に示される。之等の狀態は、又國際收支にも見出される。（△印はマイナス）

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
貿易收支（銀塊、銀貨を含む）	△三五八	△三六六	△三九一	△四〇八	△二八七	△二六四

貿易外收支	四九五	四八四	
内、海運收入	一三〇	一三〇	
海外投資收入	二七〇	二五〇	
差引過不足	一三七	一一八	
Bours of Trade 調			
	四一四	三〇四	二三一　二六〇
	一〇五	八〇	七〇　六五
	二二〇	一七〇	一四五　一五五
	二三	△一〇四	△五六　△四
			二五〇

イギリスの政策が、全般に亘つて變更されねばならぬ經濟的基礎は、簡單な右の諸指標からすらも汲取ることが出來よう。イギリスは今や多年其根柢の强きを誇つた所の自由貿易論を放棄し、一九三一年十月及び十二月には關稅の改正を斷行せねばならなかつたし、續いて三二年七月には、かの帝國會議、所謂オッタワ會議に於て、エコノミック・ナショナリズムを强調した所謂オッタワ・ブロックの形成に努力せざるを得なくなつたのである。

然しこの會議は、既に衆知の如く、充分なる効果を結果することは出來なかつた。諸自治領の本國に對する商議は、『獨立國相互の間に行はれる通商條約の商議と全然異る所がなく』凡ゆる協定の全部が激しい鬪爭の結果出來上つた。自治領は、健全なる工業部門を本國に對して採用された關稅の援護の下に擁護すること、補償の義務を主として本國品に特惠を與へた。イギリスは又相互の關稅の外に、新關稅を設定し、他の條約國の承認なしに存在するものも之を廢止すべからざる義務を負つた。[2]（同月九月タイムス宛ソルターの手紙）。イギリスはこの義務を五ケ年に亘つて負はねばならない。それは本國の利益を目指して、却つて權利よりも多くの義務を負擔させられたのである。此の如くオッタワの結果は、自治領は本國の自由なる處置を受入れず、濠洲とカナダにはアメリカ資本の影響は强く感ぜられ、南阿についてすら、却つて其完全なる關稅自主制を維持するものたらしめ、イギリスとの關係は爾後寧ろ薄くさへなつた。

さればイギリスは、目標を植民地及び屬領に置き、其獨占活動舞臺へと其勢力を集中せざるを得ない。印度は、かくして將にイギリスの標的となつたのである。オッタワの英印協定には、補償的原則も見られないし、『健全な』印度工業部門の保護も見出されない。[1] イギリスは自働車について七・五%、家具、鐵製品、被服、化學製品、建築材料、アルミニューム、銅製品、紙類等々の一連の製造品六六〇余品について、原則として一〇%の一般關稅の引上げ又は特惠率の引下げによる特惠を得た—綿製品、人絹等は關稅調査會の答申に待つも、人絹布及び保護關稅の課せられるもの以外については、一〇%特惠が與へられる—。更に印度の鐵鋼の對英無關稅輸入と引換に、印度に輸入されるイギリスの亞鉛引鐵板關稅を引き下げてゐる。此場合印度原料によるイギリス製品は中位に（同五三ルピー）、外國製品の率が一番高く（同八三ルピー）なつてゐる。

かくて印度に對する政治的・經濟的支配の維持は、今や其沒落段階に當面してゐるイギリス資本主義に取つては、一

1、英印協定には次の附則がある。

一、印度品に對する保護關稅は其見込あるものに限り實施すること。但し生産費關係に於て輸入英國品が印度と合理的競爭をなし得ざるが如き高率保護關稅を設けざる主義を採ること。

二、財政の許す限り英國品に對する一切の現行附加稅を廢止すること。

三、外國政府が直接又は關接に商品の價格を定めたる結果、英印特惠稅率が無效となる懼ある場合は、當該外國品の直接又は關接の輸入を必要期間禁止する。

（外務省通商局編、オッタワ經濟會議調書參照）

層重要であることが明示される。市場が益々狭少となつた今日、印度はイギリス商品のかけ換の出來ぬ市場であり、其強制力がイギリスの地位を改善しうる所の唯一の大市場である。印度經濟に對するイギリスの政策は、戰後取られ來つた諸政策の、極度に外國製品に對する排斥の、一層の强化とならざるを得ないし、又なつてゐる。

二、印度に於ける恐慌

一方印度に於ても經濟恐慌の深化が見られる。物價の下落は工業製品についても、世界恐慌の影響の下に一九二九年以降顯著なる落勢を示してゐる。（カルカッタ一九一四・七＝一〇〇）

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
綿製品	一五九	一六〇	一三九	一二三	一一九	一一三	一一五
黄麻製品	一五〇	一二二	八八	七六	七五	七七	七七
羊毛及絹製品	一三九	一三三	八五	六八	六七	六四	六四
金屬	一二四	一二八	一一四	一〇九	一〇六	九九	一〇一
皮革	一三四	一一三	八七	六七	五〇	五九	五一
砂糖	一六五	一六二	一四九	一三五	一四六	一三一	一二五
總指數（農產品を含む）	一四五	一四一	一一六	九六	九一	八七	八九
ボンベイ	一四六	一四五	一二六	一〇九	一〇九	九八	
カラチ	一三七	一三三	一〇八	九五	九九	九七	

農業生産物と工業生産物の下落の差異については、農業の項參照。

物價低落の結果は商取引の減退に見出される。主要都市の手形交換高は之を反映して急減してゐる。（百萬ルピー）（Indian Year Book）。

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
	二〇、〇〇九・三	二一、五九一・七	一九、一八六・二	一六、三三九・七	一六、一五七・九	一六、七六六・九

更に金の流出について述べねばならない。印度は農產物、其他原料品の輸出により、常に多額の金銀輸入超過國であつたが、現恐慌以來、殊に一九三一年九月イギリスの金本位制の破局に從つてルピーが磅に融合されて以來、金の昂騰によつて、輸出は激減された。同時にそれは小生產者、農民が、負債、租稅支拂の爲に退藏金の一片までをも投出したと云ふ事情を內包してゐる。金は印度から次の如く流出してゐる。（プライヴェート百萬ルピー）（△出超）

	一九二八―九年	一九二九―三〇年	一九三〇―一年	一九三一―二年	一九三二―三年	一九三三―四年
金	二一二・二	一四二・二	一二七・五	△五七九・八	△六五五・三	△五七〇・五
銀	一三〇・四	一一八・九	一一六・五	二五・九	七・三	〇・一
通貨證券	一・二	〇・九	〇・三	△二・六	△一・三	△一・九
計	三四三・六	二六二・〇	二四四・三	△五五六・五	△六四九・三	△五七二・三

一九三一年十月から三二年十二月まで金輸出は八〇・⅓百萬磅（＝一、〇七〇・八百萬ルピー）に達した。これは一〇百萬磅——印度國庫證券に對する外國短期投資金の支拂、三四・五百萬磅——本國費、三五・五百萬磅——磅公債償却並に準備金の强化、となつてゐる。『吾人の金輸出はイギリス本國に對する負債の支拂を意味し、又若干の金を磅有價證券に換えてゐることを意味する』（Brij Narain, The Rupee and the Pound—India Analysed Vol. III. p. 113）

金輸出については次の數字もある。（千ファイン・オンス）

	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
輸入	二、五二五・二	四五〇・〇	一七二・四	一三四・九	
輸出			八、一八〇・七	八、五二六・二	六、八三〇・一

(Accounts relating to the Sea-Borne Trade and Navigation of British India.)

外國貿易も亦印度の全經濟狀態を示してゐる。此處でも殊にルピーがポンドに「融合」された時から重要な變化が初まつてゐる。（民間貿易、百萬ルピー）

	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
輸出（含再輸出）	三、三七九・六	三、一七九・三	二、二五六・四	一、六〇五・五	一、三五六・三	一、四九七・三
輸入	二、五三三・一	二、四〇八・〇	五五七・〇	一、二六三・七	一、三二五・八	一、一五三・八
差額	八四六・五	七七一・三	六〇八・五	三四一・八	三〇・五	三四三・五

輸出の洋細は次の如く示される。（民間貿易、再輸出を含まず）

	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
食料品、莫	六七三・四	六七五・七	五九六・七	四四三・四	三七三・二	三六〇・二
原料品、半製品	一、七〇二・七	一、五六四・四	一、〇一二・五	六六九・八	五四九・二	六八九・三
完成品	八九五・九	八四〇・九	五七二・七	四二六・二	三八四・八	三九九・二
總計（含其他）	三、三〇一・三	三、一〇八・一	二、二〇四・九	一、五五八・九	一、三二四・一	一、四六三・二
黄麻	三二三・五	二七一・七	一二八・八	一一一・九	九七・三	一〇九・三
同製品	五六九・〇	五一九・三	三一八・九	二一九・二	二一七・一	二一三・七
棉花	六六六・九	六五六・〇	四六七・三	二三七・八	二〇七・〇	二六九・八

	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
茶	二六六・〇	二六〇・一	二三五・六	一九四・四	一七一・五	一九八・五
穀物、粉類	三三六・九	三四七・九	二九八・八	二〇三・七	一六〇・八	一一七・五
種子類	二九六・三	二六四・七	一七八・六	一四五・九	一一三・一	一三六・六

印度主要生産物の著しい販路縮少は、イギリス支配の全體制から生じた慢性的構成的農業恐慌の下での一層の深化に重つて、農民の狀態は極度に惡化し、廣汎なる人民大衆の購買力は著しく減退してゐる。輸入高、（單位百萬ルピー）

	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
食料品、莫	四六〇・八	四〇二・六	二九〇・九	一八二・四	一四八・二	一二二・一
原料品、半製品	二二五・二	二三三・〇	二二七・五	二〇八・五	二〇四・九	一五二・七
完成品	一、八〇三・〇	一、七二八・三	一、〇九二・二	八三八・九	九四五・三	八五二・一
計（其他を含む）	二、五三三・一	二、四〇八・〇	一、六四七・九	一、二六三・七	一、三二五・八	一、一五三・八
綿製品	六三二・四	五九四・九	二五二・六	一九一・五	二六八・三	一七七・四
内、綿布	五三八・一	五〇二・五	二〇〇・五	一四六・七	二一二・六	一三四・九
機械類	一八三・六	一八二・二	一四三・五	一〇九・二	一〇五・四	一二七・七
鋼材	二〇〇・九	一七二・七	一〇七・八	六二・六	五二・四	五四・七
鐵油	一〇七・〇	一一〇・四	一〇四・八	九〇・四	六七・〇	五八・九
砂糖	一六〇・九	一五七・八	一〇九・六	六一・七	四二・三	二七・一

此處で若干の說明を加へれば、鋼材の輸入減退と機械類減少は直接に印度の工業的進展に關する指標として興味がある。機械類の詳細は次の如くなつてゐる。

	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
紡績機	三六・五	三〇・四	二八・三	二四・八	二六・八	二六・一
動力機	三〇・四	四一・二	二七・四	一五・六	一〇・〇	一二・一

電力機	二三・七	二四・一	二一・六	一五・六	一二・七
製糖機	一・八	〇・九	三・〇	一五・三	三三・六

即ち動力機、電力機械の減少は一般工業の不況を如實に反映する。紡績、製糖機械の現狀維持乃至增加は、印度政府の保護政策に原因を置くもので、それは殊に後者に於て著しい結果である。この事實は砂糖輸入の著減に對應してゐる。輸入について、此市場に對する諸國の分前の變遷も亦興味ある計數を示してゐる。

	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
イギリス	四四・七	四二・八	三七・二	三五・五	三六・八	四一・二
日本	七・〇	九・八	八・八	一〇・六	一五・四	一四・二
アメリカ	七・一	七・三	九・二	一〇・二	八・五	六・二

英領印度統計要覽、並に Board of Trade Journal, による。

イギリスが、特に日本の執拗なる努力によつて此市場より驅逐されて行く過程は、恐慌と共に激しく展開されてゐる殊にそれは、輸入の大宗たる綿布並に人絹織物について著しい。數量の上で比率は次の如くなつてゐる。

		一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
綿布總數	英	七五・二	六五・〇	五八・八	四九・四	四八・七	五三・五
	日	一八・四	二九・三	三六・一	四三・八	四七・三	四三・九
グレイ	英	六九・四	五六・二	三九・二	二三・九	三一・二	
	日	二八・八	四二・五	五九・八	七四・三	六八・五	
ホワイト	英	九四・八	九二・一	八四・六	七四・〇	六八・一	
	日	一・〇	二・九	一〇・三	二一・四	二九・二	

カラード	英	六六・二	五七・六	四九・四	四五・七
	日	二一・七	三一・九	四二・四	五〇・四

英領印度人絹織物輸入（高數量上百分比）

	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
日本	四二・二	七四・四	八八・一	九一・四	八二・七
イギリス	一二・八	四・七	一・九	二・一	四・七
伊太利	二〇・三	一〇・六	六・二	三・六	六・〇
絕對量（百萬碼）	五六・六	五一・五	八四・六	一二五・三	五八・三

Account relating to the Sea-Borne Trade and Navigation of British India

かゝる狀勢は、印度に於けるイギリス資本の利益を著しく阻害する事は事實である。殊に農業生産物の價格の下落はイギリス商品の市場を著しく狹め、それ故に精力的にイギリスが印度を確保せんとする事も亦事實である。この努力は直接には、國外的に外國商品特に日本品排斥となつて現れ、國內的には國民革命運動の一層の彈壓と云ふ方向を取る。前者の顯著なる現れを綿業關稅について見ることが出來る。既に一九三〇年四月、綿業保護法の制定によつて從來の一一%の綿布關稅は、イギリス品に五%の特惠を與へて一般綿布一五%（從價）、生地綿布一五%又は一封度につき三・五アンナ何れか高き方と改正した。從つて外國品は二〇%に增加されたのであるが、更に三一年三月從價稅をイギリス商品を含めて全般に亘つて五%の引上を斷行し（從量稅据置）、同年九月には更に增加して外國品は一般綿布三一・二五%生地綿布三一・二五%又は一封度に付四・三七五アンナと定め、イギリス製品は据置（二五%）の爲に五%から六・二五%へと特惠の增大が見出される。オッタワ以後の改正（一九三二・八）に於て一般綿布は五〇%に、生地は同上又は一封度

につき五・二五アンナと引上げられ、イギリス品は据置きの爲特惠率は二五%に及んだ。之に止まらず恐慌の深化と日本商品の進出は、イギリスをして印度産業保護法を施行せざるを得ざらめした。卽ち三三年五月、印度以外の國の商品又は製品が、英領印度の産業を危險に陷入るが如き法外の廉價を以て英領印度へ輸入又は販賣さるゝことを認めたる場合印度政府當局は、産業保護の必要と認むる額の關稅附加稅を課することる得」る規定で、これによつて爲替安に乘ずる日本商品を阻止し、强行的に印度市場を護らんとしたのである。綿布關稅はこの結果七五%に(生地從量稅一封度六・七五アンナ)(本國品は据置)上引上げられ、續いて日印通商條約が廢棄された。この日本に對する攻擊が、かの日印會商に導いた事は世人の記憶の未だ新なる所であるが、それによつて印度は年額一五〇萬俵の棉花の販賣と引換に、日本綿布四億ヤードを輸入すること、關稅は本國品据置のまゝ五〇%(生地、從量稅一封度五・二五アンナの高き方)への還元が協定された。尙同年五月、新綿業保護法案の結果綿絲關稅は次の如くなつてゐる。一——五〇番手、英國品從價五%又は一封度一・1/4アンナ、外國品六・二五%又は一封度一・1/8アンナ、五〇番手以上、英國品五%、外國品六・二五%。一見印度土着資本はイギリスとの抱合の下に、漁夫の利を得たかの如くであるが、然し、印度經濟は全體として益々强固にイギリスの利益の爲に從屬せしめられてゐることは、再び金輸出問題を想起するのみでも充分に理解され得よう。

一九三五年一月オツタワ協定の附則をなす所の英印通商協定がロンドンに於て成立した。從來オツタワ協定の承認を肯じなかつた印度は、之によつてイギリス帝國一單位化政策に追隨することゝなつた。卽ち一般綿布關稅は日印協定の成立並に英印綿業協定(一九三四年)によつて五%の附加稅を廢し、從價二〇%に、生地綿布は二〇%又は一封度三1/4アンナと五%引下げられ、一般英貨は從價二五%より五%減ぜられた。一方本協定には、イギリスが交換的に印棉、印度銑鐵の輸入增加を約してゐるが、一九三三—三四年度の實績により印棉は三六萬俵、銑鐵は一ケ年十五萬噸を超ゆる輸入は困難である爲に、この協定によつてイギリスは失ふ所少く、得る所大である。日本は協定によつて四億ヤードの輸入は確保したが、これによつて價格を叩かれる懸念を生じ、其打擊は輕視することが出來ないものがある。

第二節　諸工業の狀勢

一、綿工業

一九三〇年四月以來、全印度綿工業は特別なる關稅保護によつて、又一部には英貨ボイコットと國産提唱によつて有利なる狀勢を招來しつつ次の如き發展を示してゐる。

工場數	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—一	一九三一—二	一九三二—三	一九三三—四
	三四四	三四八	三三九	三四〇	三四四	
錘數(千)	八九〇・七	九一二・五	九三一・二	九五〇・一	九五七・二	
織機數(千)	一七〇・五	一七九・三	一八二・四	一八六・四	一八九・〇	
勞働者數(千)	三四六・九	三八四・〇	三九五・五	四〇三・八	四〇〇・八	
棉花消費量(千ハンドレッドウエイト)	七、五六四	八三四	九、二一六	一〇、二三三	九、九三〇	
綿糸生産高(百萬封度)	六四八	七九・三	八六七	九六六	一、〇一六	九二一
同輸入超過(同)	一九	一八四・〇	五	九	二八	一六
綿布生産高(百萬ヤード)	一、八九三	二、〇〇八	二、五六一	二、九九〇	三、一七〇	二、九四五
同輸入高(同)	一、九三七	一、九一九	八九〇	七七六	一、二二五	七九六

同　供給高（除輸出）　三、六五七　四、一八三　三、三三六　三、六四五　四、三〇七　三、六六〇

かくの如く全體として印度綿工業は發展しつゝある。然し、住民の購買力が衰へ、且つ高關稅に拘らず突猪する日本商品侵入の條件の下では、必ずしも全部が良好ではない。手元にある資料のみでは詳細に之を記述することは不可能であるが、例へば一九三二年決算年度では操業紡錘は八三〇萬ケで、平均に每月活動する機械は一六一千臺であつたと稱せられ、(The Times, Trade and Engineering Suppl. Jan. 7, 1933)又三三年度はボンベイ市にある一四工場を含めて三一工場が全休したと傳へられてゐる。注意すべきは、國の何れを問はず同樣な經過が採られてゐるのであるが、印度に於ても綿工業資本家は現在の苦境を、其最も弱い抵抗線、勞賃の切下げと勞働强化によつてしのぎつゝある事である。アーメダバッド紡績工場主は一九三四年には二五%の切下を計り、更に最近は九時間勞働に對し一〇%の切下を發表し遂に十時間勞働、六¼%の賃銀切下に成功した。又ショラプールに於ても一二・五%切下を要求してゐる。されば既に三三年にはボンベイ州に於ける勞働爭議八二件の中七〇件が綿業に關するものであり、昨年夏も亦ボンベイは爭議の中心地をなしてゐた。故に數字に示された全體としての發展は、其內部に於で勞働者の生活を犧牲として行はれたものであると云ふことが出來る。

二、黃麻工業

黃麻工業の發展は左の如く見られる。

	工場	錘（千）	織機（千）	勞働者（千）	拂込資本百萬ルピー
一九二八―二九年	九五	一、一〇八	五二・四	三四三・八	一八一・九
一九二九―三〇年	九八	一、一四〇	五三・九	三四三・二	一八七・二
一九三〇―三一年	一〇〇	一、二二五	六一・八	三〇七・七	一九六・二

他に拂込資は、每年二・五百萬磅、一二・〇百萬弗を計上する

尙、輸出は左の如くである。

	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
輸出黃麻袋	四九八	五二二	四三四	三八九	四一五	四〇一百萬個
同　黃麻布	一、五六八	一、六五一	一、二七一	一、〇二一	一、〇一二	一、〇五三百萬嗎

輸出の減退と價格の著しい下落は此企業を危機に立たしめてゐる。價格はガンニー・クローズについて見れば、一九二八―二九年の二二・八ルピー(Hessian, 10½oz per 100 ydh)から一九三一―三二年の一一ルピーに、五二%の低落である。

	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
原料黃麻輸出高	六〇八	五五六	六二九	七五九千トン
同トン當ルピー	一八四	一六五	一六七	一四五
製品輸出高	七一六	六六二	六八五	六六六
同トン當ルピー	三九〇	三四三	三一九	三〇二

年度は七月六月末、"Capital" Supplement, Dec. 1934

既に過去十年に亘つて、印度黃麻業組合は四〇時間勞働週及び織機一五%の封印を行つて來たが、今次の恐慌以來生産過剩、滯貨激增を强め、滯貨はヘシアン一九三二年七月の一億五千萬碼、三三年十二月の最低點に於ても五・二千萬

碼、更に三四年六月には一二・五千萬噸に達し、又サッキングは三三年八月には約一億九千萬碼、三四年同期も一億一千萬碼と云ふ有様であつた。従つて早くから組合加入者と非加入者の對立は激化した。ベンガル政廳の調停の下にこの兩者の作業は、三二年八月に締結され、（生産者の九五％以上）非加入五社は三三年六月末まで五四時間勞働週を行ひ、以後は協定時間制限を實施することゝなつた。

三、製　糖　業

一九三二年製糖業保護法の發布、同年九月一ハンドレッド・ウェイト當り九ルピーの關稅（従價換算二五〇％）は、印度工場製糖業を著しく發展せしめた要因である。粗糖（甘蔗糖）生産は兩來急速に增大し、二八―二九年共世界生産のうちに占める地位は一四・九％であつたが、三一―三二年には二二・二％に躍進し、三二―三三年には玖瑪、蘭領印度生産の顯著なる減退と共に世界第一位、其二八・三％を占め、投資も亦約二億ルピーに達するに至つた。かゝる保護助長の目的は、當面主として蘭領印度に對抗する爲であるが、同時に既に指摘した如く、イギリスの印度農業に對する新方位、地主の資本的經營の奨勵と結び付くものである。かくして糖業は過度に膨脹した。依つて政府は三四年四月工場生産品に對し一ハンドレッド・ウェイト當り一ルピー五アンナの國産消費稅を課し、以て工場亂立の抑制、經營の合理化（優良能力ある蔗糖業發達の奨勵）を計りつゝある。（單位千噸）

	一九二八―九	一九二九―三〇	一九三〇―一	一九三一―二	一九三二―三	一九三三―四
粗糖（甘蔗）生産高	二、八二七	二、八八五	三、三五九	四、一一六	四、八五九	五、〇六七
砂糖生産（土着糖業を含む）	二九九・一	三一〇・九	三五一・七	四七八・一	六四五・二	七七九・六
内蔗糖生産高	六八・一		八九・八			
同　工場	二四		二七			
精製糖生産高	三一・〇		二一・一			
同　工場數	一四		一一			
同　純輸入高	八五八		九三二			

四、製　茶　業

茶業の狀態は次の如くである。

	一九二八―九	一九二九―三〇	一九三〇―一	一九三一―二	一九三二―三
生産高（百萬封度）	四〇四	四三三	三九一	三九四	四三三
輸出高（同　右）	三六〇	三七七	三五六	三四二	三七九
同價額（百萬ルピー）	二六六	二六〇・一	二三五・六	一九四・四	一七一・五
價格（アンナ）（一封度當り）	一一―四	一一	九―四	六―五	五―二（カルカッタ）

不況による需要減退は輸出の約八五％を占めるイギリス、ロンドンの滯貨を激增せしめ、それは一九三三年一月には實に三百萬封度を超えるに至つた。

されば既に一九二九年自發的生産制限を行つたが、更に翌三〇年初めには主要生産國たるセイロン、蘭領東印度との三國生産者間に三―一五％の限産協定が結ばれたが、尙價格下落を阻止するを得ず、超えて三三年五月再び三國政府間に、五ケ年を限る輸出制限に關する新協定を結び、植付面積を現在の〇・五％以上擴張するを禁じ、輸出量を統制することゝなり　第一年度三三―四年の輸出は基準量の八五％と規定され、印度は三二五百萬封度の割當となつた。此結

果市價は次第に恢復の徴を示してゐる。

五、鐵　　道

鐵道は一九二四―二五年度に國家豫算に編入されて以來現恐慌の開始までに毎年約八百萬ルピーの利益を擧げて來たが然し一九三〇―三一年には五千萬ルピーの損失を齎し、三三―三四年度の豫算を提出する際サー・ジョセフ・ボールは三二―三三年度の缺損豫定を七千萬ルピーと述べた。かゝる經營の深刻なる惡化の裡に、恐慌の打擊を蒙つた印度の全經濟狀態が反映されてゐる。事態は、三二年一月の運賃一五%引上げにも拘らず好轉には至らない如くである。國有鐵道の狀況は左の如く示される。（百萬ルピー）

	一九二四―三〇年迄六年平均	一九三〇―一	一九三一―二	一九三二―三	一九三三―四（概算）
純收入	三五七・一	二七五・三	二三八・七	二二六・八	二四六・五
利子支拂	二六九・四	三二七・二	三三〇・七	三二九・一	三二五・八
差引損益	八七・七	△五一・九	△九二・〇	△一〇二・三	△七九・三
輸送貨物（百萬トン）	（a）一一三	一〇五	九四	九〇	九六

a 一九二七―一九三〇年三ケ年平均 "Capital" Indian Industries, Trade and Transport Supplement, Dec. 1934

六、鐵　鋼　業

冶金工業は、他の何れの經營部門よりもイギリス帝國の鐵腕の拘束を強く受けてゐるが、この冶金工業は恐慌の打擊を蒙つて萎縮し其上にイギリスへの從屬によつて惱まされ、力をそがれてゐる。鐵鋼業の狀態は次の如である。（千噸）

	一九二八―九	一九二九―三〇	一九三〇―一	一九三一―二	一九三二―三
銑鐵	一、〇五〇	一、三七六	一、一四〇	一、〇七〇	八八〇
同輸出	四四九	五六九	四三九	三五一	二一八
鋼塊	三九六	五八一	六二五	六〇二	五九一
鋼材	二七六	四一二	四三四	四五〇	四二七
同輸入	一、一六〇	九六四	六〇五	三六七	三二一

銑鐵は其生產能力約一五〇萬噸であるが、鑄物、鋼製造用に約七五萬噸を要するとしても其半を輸出に恃つ狀態にある。而も其輸出仕向の裡に大なる割合を持つ日本の斯業の進展によつて、輸出は可なりに減退し、他方國內市場は恐慌の打擊によつて益々狹少となつてゐるから、その蒙るに打擊は深刻である。鋼材については、壓延鋼材の作成はイギリスによつて人爲的に殆ど中止されてゐる。亞鉛鐵板は、其規模を擴張しようとするタータの企の前に、イギリスは鐵板の印度輸入に特權を認めさせ、タータは之の協定に基いてイギリス亞鉛引鐵板製造の爲に半製品を供給することゝなつた。現在亞鉛引鐵板の生產は四萬五千噸で、不足額はイギリスとベルギーから送られ、それは印度に對するイギリス鐵鋼輸出のうちに大きな割合を占めてゐる。

然しイギリスは、鐵鋼業を軍事的干涉の目的の爲に利用することを忘却したのではない。保護の諸手段については、既に上に述べた所であるが、その保護法適用の期間は、三四年三月の滿期を前に更に四一年まで延長され、同年七月には關稅改正乃至引上が實施された。蓋し印度鐵鋼業はイギリスに取つて重要なる「基礎產業」であり、「軍需工業」であ

るからである。

七、石　炭　業

鐵道並に鐵鋼業を主要なる購客とする炭業は、それ等の不振を反映せずにはゐない。生産は、約一二〇萬噸に達する藩王國の生産を除外して、次の如くなつてゐる。（千噸）

一九二八年	二一、五六二	一九三〇年	二二、七六二年
一九二九年	二二、三六二	一九三一年	二〇、五一五年
		一九三二年	一八、七二〇

この減退は輸出市場に於て殊にイギリス資本の管理がより強い所の南阿炭との猛烈なる競爭にも影響されてゐる。從つて數年來多くの炭坑が閉鎖され、又一九三二年の鑛業法に基く全稼働者は、前年より四・四%を減じ、一方機械使用炭坑の增加にも拘らず一人當り平均出炭量は一九二六年以來最低量（一二一・七噸）に達し、作業日數週三日乃至四日の炭坑が甚だ多かつたと云ふ狀態である。

第六章　勞働者狀態

第一節　勞働者狀態と勞働立法の概史

植民地的利潤追求の爲に、十九世紀の終りの廿ケ年以來發達した印度の近代的諸企業が、如何に勞働者を待遇したかはよし未だ電氣が導入されない結果勞働時間に自然的制限は置かれてゐたとはいへ、容易に想倒しうる所である。一八七四年ボンベイ州の綿業部監督官主席 Moore 氏は、綿業勞働者の多數は少兒及び婦人より成り、少兒すら日出より日沒に至る迄を半時間の休憩のみによつて勞働し、何等の休日をも附與されてゐない事を指摘し[1]、又 Mr. Ballard, Miss Carpenter 等も此の事情を裏書してゐる[2]。S. G. Panandikar 教授は其著 "Industrial Labour in India" に於て、この初期工業の勞働者に對する官廳の態度を、次の句を以て語つてゐる。即ち政策は、『社會制度から勞働者を保護すると云ふよりも、寧ろ勞働者から社會制度を保護するにあつた』（一一八頁）と。この謂ふ所の社會制度とは、イギリスの齎らした植民地に於ける搾取の體制を意味することは勿論である。

1、既に一八七二――三年には綿工場一八を數え、勞働者一萬に上つたが、其大部分は婦人及び小兒であつた。（Parliamentary Papers 1873 Vol.I. p. 50）

2、Clow, Indian Factory Legislation p. 2

事情が、漸次イギリス及び印度の人道主義の戰士等によつて解明されるに至つて、輿論は漸く喚起された。印度政府はかくて一八七五年に、工場法立案の爲に五人のイギリス人、四人の印度人より成る調査委員會を任命した。この委員會の見解は二つに分立し、多數派——印度人委員と同じく印度綿工業に利害を持つ一名のイギリス人——は、勞働狀態は一部壓綿工場を除外しては劣惡なるものでなく、立法の必要は存在せぬと主張し、少數派は之に反し、八才以下の幼年の勞働禁止、十四才以下の少兒の八時間勞働、成年勞働者の十二時間勞働と週休並に飮料清水の供給等を規定する全立法の要を答申した。この二派の基底にはそれ〴〵次の事が內藏されてゐる。卽ち、若き印度の土着資本は、飽くまで印度單一勞働者の保護的立法を回避することによつて自己の蓄積を增大せんとし、他方イギリス人委員は印度市場に絕大の關心を持つランカシヤ並にダンディーの强力なる支持を得てゐたと、云ふ事情である。この間を Kydd 氏は其著 "A History of Factory Legislation in India" に於て、『其聲はエクスター・ホール（當時のY・M・C・A）の聲である。だが其手は將にマンチェスターの手だ』（四七頁）と述べてゐる。

最初の工場法は、一八八一年に發布された。法令は七歲以下の幼年勞働の禁止、十二歲以下の少兒の勞働時間の制限（每日九時間、並に月四日の休日）に止まり、成人勞働者は何等保護を加へられなかつた。それは又、適用を動力を使用する、百人以上の勞働者を年四ケ月以上使用する工場のみに限り、從つて動力を使用するも季節的工場（壓棉、製粉等）又は栽培園工場には、何等の制限をも加へてゐない。

當時に於ては、ボンベイ紡績工場の成年男子勞働時間は十二時間半、婦人十一時間半、十四歲以上十八歲以下の少年は成人同樣に待遇されるのが普通であつたが、電燈の導入以前は自然に制約され、夏期十四時を限度とする狀態であつた。[1]

先進國に於てすら屢々見られる所の脫法行爲は、まして印度の如き植民地に於ては、殆ど公然と行はれた事は異とするに足りない。法令は『必ずしも常に强制されず、屢々脫法が行はれた』のである。例へば、中部諸州の工場法施行實績報告（一八八九年）は Jabalpur の紡績では、成人も少兒も共に日出より日沒までを勞働し、僅に休憩時間（少兒一時間、成人半時間）を異にするのみであつた事を述べ、又婦人勞働は、ボンベイでは成人男子より稍短きを常としたが地方工場も一般に同樣であり、休日はボンベイに於て一年五ケ日が多く、週休の與へられたる所でも半日は機械掃除に使用されたと稱せられる。[4]

されば印度の工場監督官 Jones 氏は、其著に於てこの重大なる弊害を指摘し、本國の巨手によつて壓制するに非ざれば、印度政府は何等改善の手段を講ぜざる旨を强調したのである。[5] 本國議會に於ける論議、ランカシア紡績聯合會の印度に廣汎なる勞働立法を設定すべしとの主張は、一八八四年にボンベイ政府をして委員會を任命せしめたのであるが殊にベルリンの國際會議の勸告を楯に之を印度に適用せしむべしとするマンチェスター商業會議所の巨手は、一八九〇年に至つて印度事務大臣をして印度政府に法令改正を命ぜしめ、かくて同年新なる委員會の成立を見た。當時印度勞働者が、總督と委員會に對し、彼等の要求を揭げた覺書を提出したことは注意すべき出來事である。

一八九一年には、第二次工場法が發布された。それは、適用を、一ケ年四ケ月以上經營し且つ五〇人以上を雇傭する

3、Gadgil, The Industrial Evolution of India, p. 94
4、Gadgil, ibid. p. 94—95
5、Clow, ibid. p. 17

工場(州政府の權限によつて二〇人まで適用しうる)に定め、幼年勞働禁止年限を九歲とし、十四歲以下の少兒勞働時間日中七時間、婦人十一時間(婦人夜業は原則として禁じ、地方監督官の許可により、交代制による例外を設けてゐる)、一般勞働者の週休並に一日半時間以上の休憩時間を規定してゐる。然し法令は以前と同じく、季節的工場を除外し、又婦人勞働者の多い(殊にベンガルで)鑛山勞働は、『法令による干渉は、未だ初期にある斯業の發達を阻害する傾向となる』爲に等しく保護の外に置れてゐる。[6]

然し、これ等のイギリス製造工業に直接に對立しない所の除外された諸工場の勞働者は、事實は一層の保護を必要とすべき狀態であつた。例へば Kandesh の繰綿工場では、『多忙なる時(三、四月)には、時に同一人が夕刻半時間の休憩のみにて一晝夜働くことが、八日に及ぶ』こともあり、婦人が『二十三時間の間に機械に注意を拂はなくてよい時間は、長くて二、三時間であり』、八日繼續勞働の後に、更に次の八日を繼續して勞働すべき新なる工人が引き入れられると云ふ狀態であつた。[7] 多かれ少かれ、同樣の狀態は、勞働者五〇人以下の小工場にも見出される。此處では又機械に對する危險防止の設備は無く、有害なる塵と瓦斯が工場に微慢してゐると云ふ有樣であつた。

九一年法は、やがて、樣々な障碍によつて改正を要求された。恰も此時期は印度の工場に初めて電燈が點ぜられ、從來の日出日沒を原則とする勞働時間限度の觀念はも早や不適當となつた。又一方には當時の疫病による勞働力の缺乏の爲に勞働時間は延長され、九歲以下幼兒の禁止勞働は秘に雇傭され、他方には繰綿工場の如きは、勞働を强化して操業期間を四ケ月以內に短縮することによつて、法規の外に立たんと計ると云ふ狀態であつた。殊に一九〇五年の好況に際しては、ボンベイの工場では午前五時より午後九時に至る平均十四時間半の勞働が敢行された。當時政府の調査する所によれば、それは七四工場の內十六を占め、三三工場は平均十三時間の勞働であつたと稱せられる。[8] 又聯合諸州、南マドラス、ベンガル、パンジャブーの諸工場では、少兒も成人と等しく使役され、禁止された幼兒勞働すらハーフ・タイマーとして動員され、或はグヂェラットの小繰綿工場では、勞働時間は十五時間乃至十八時間に達し、アグラ、デーリーカウンプール等の紡績では平均勞働時間は十三時間半と報告されてゐる。[9]

かくて印度政府は三度工場法の改正に着手せざるを得なくなつた。即ち、一九〇六年纖維工場委員會、翌七年の印度工場勞働委員會の報告に基いて、一九一一年第三次立法が印度立法議會を通過した。翌十二年に施行された新法令は、適用工場を前法と同一の基礎に置いたが、纖維工業に對する成年男子十二時間勞働、少年六時間を規定し、又一般工業に對し午前五時半及び午後七時前後の婦人並に少年勞働を禁じ、婦人勞働は之を十一時間と定め、繰綿工場については婦人の夜業の例外を認めたが、季節的工場勞働をも施行範圍に包括した等の諸點に於て、改善は顯著に示されてゐる。

二年後の世界大戰は、印度工業の樣相を一變させた。新工場の續立、戰爭の終息と共に瀰漫した革命的風潮等によつて、勞働問題は國際化すると共に、印度勞働者階級をも成長せしめた。一九一九年にはワシントンに勞働會議が開催され、國際聯盟に於て印度は世界八大工業の列に確認された。

6、Gadgil, ibid. p. 94
7、Report of the Bombay Factory Commission, 1885, p. 11—13; Gadgil, ibid. p. 96
8、Report of the Textile Factories Labour Committee,1907; Gadgil, ibid. p. 138
9、Repori of the Indian Factory Laboanr Commission (1908) p. 17

この狀勢の下に工場法は四度改正され、印度に於ける國際勞働會議決定批准の翌年、卽ち一九二二年に公布された。この法令は、工場の規定を動力並に二〇人以上の勞働者を使役するものと定め、幼年勞働禁止年齡の十二歲への引上。十五歲以下の少兒勞働時間六時間。成年男子十一時間日、六〇時間週、並に週休一日。每六時間につき一時間の休憩を定め、又少年及び婦人の午前五時半以前、午後七時以後の作業を禁じ、更に專任監督官を增員し其取締を嚴にした。翌二三年並に二六年には更に其一部に修正を加へ、殊に後者に於て發送電所、水道事業をも包括し、又同一少年が同日二工場に勞働することを禁止した（但し婦人は、規定總勞働時間內に於て二工場に働くことが出來る）。

鑛山勞働については、一九〇一年以來、單に鑛山監督官の任命と危險防止設備のみを規定され——監督官廳は危險ありと認めたる場合婦人並に十二歲以下の少兒の使用を禁止する權限を有つてゐた——又二三の州では鑛夫居住法によつて住居、衞生設備にのみ若干保護を加へられてゐたが、一九二三年に至つて鑛業法が發布され、翌年實施された。その主要なる點は、十三歲以下の少年の入坑禁止、成年勞働者の勞働時間五四時間週（坑內）及び六〇時間週（坑外）並に一日の週休の規定にある。但し鑛山勞働者は農村の臨時出稼多く、週に四、五日を勞働するを常とし、又婦人勞働者が全勞働者の四五%を占むる事に鑑みて、婦人に關し、更に一日の勞働時間に關しての規定は、公布されなかつたが、一九二八年に至つて一日十二時間制と交代制を實施し（三〇年）、翌二九年婦人の坑內勞働の漸次的禁止を發令した（除外、石炭岩鹽業、裕餘期間十ケ年）

其他運輸勞働については、一九二二年、從來の（一八八九年の）立法を改正し、港灣に於ける貨物取扱作業に十二歲未滿の少兒の使用を禁止した。鐵道工場は、國際勞働會議の結果、印度鐵道協會は之を鐵道工場に實施すべき立案諮問の爲の委員會を設けたが、實施に至らず、一九二八年に至つて從業員聯合會の一般要求の揭示、翌二九年政府への陳情の結果、一九三〇年印度鐵道法が公布され、六〇時間週、連續二四時間を下らざる週休が與へられ、更に間遇的勞働者は八四時間週以下の勞働時間を規定された。

印度に於ける勞働立法は、かくて東洋に於ては、極めて進歩的樣相を以て制定された。だが、法規は必ずしも全般的に嚴守されてゐるのではない。大衆は未だ尙大部分が無智蒙昧の徒である。監督官は一工場當り年一、二回を視察するに止まり、且つ彼等の力は輿論を動かし得る程度に有力でない。從つて大都市の諸工場はとも角、地方の小工場乃至季節的工場に於ける脫法行爲は著しきものがあると稱せられる。例へば地方工場は、停車場に見張を出し、或は監督官の到來を通知せる土民に賞金を出して不時の視察に備へ、不時の來場に際しては禁止幼年工を綿袋の裡に隱し、或は裏門より工場外に出す等の手段を盡してゐる。又季節的工場では、法令によつて休日をも勞働せしめうる例外を認可されてゐるが、工場主は之を利用して、規定總勞働時間を超えて休日をも勞働せしむることが屢々繰り返されてゐる。法規による違法の罰金は、五百ルピーまでとされてゐるが、實際に多くの場合少額であり、それは僅に一時間の非法勞働によつて補ふことが出來るのである。而も監督官は其後長期間は再び視察には來ない。』繰り返し罰則にふれた場合にすら、

10、Panandikar, ibid. p. 129—39, p. 133
工場法適用外の小工場の狀態は更に劣惡である。例へば『少兒勞働は、煙草工場では最も極端に使用されてゐる。又印度の多くの地方には、債務支拂の代りに少兒勞働をかたとして用ひてゐる』のであり、中部並に西部印度の一部では、奴隸勞働すらあると稱せられてゐる。(B. Shiva Rao, Labourer—India Analysed Vol. II p. 53—4)

それは、防止として役立つには餘りに少額』なのである。[10]

極めて最近に、勅命委員會の勸告に基いて、工場法は、第五次の改正を見（一九三四年八月）、三五年一月より實施された。

改正の主要なる點は、適用工場を繼續的工場と季節的工場（作業一ヶ年一八〇日又は季節を限る）に分ち、一、繼續的工場の一切の成年勞働者の五四時間週及び十時間日（連續作業を行ふ工場にても五十六時間限度）、季節的工場に於ける六〇時間週及び十一時間日（存置）とすること。二、時間延長に關して、勞働者は、繼續的工場に於て、週六〇時間以内については一二五%の、一日十一時間を超ゆる勞働、又は總ての工場について週六〇時間を超ゆる場合は一五〇%の割合で報酬を受くる權利を持つ。三、兒童の勞働時間は一日五時間、婦人は同じく一〇時間とすること。四、十歳以上十七歳以下の年少者は醫師の適應證明なき限り、成年として之を傭用し得ざること。五、一日の勞働時間を配置しこの期間は、兒童七時間半、男女成年勞働者十三時間とし、婦人及兒童は、原則として、午後七時以後午前六時以前の勞働を禁止し、この間各々十一時間、十六時間半の繼續的休息を與ふべきこと。六、其他保健及び安全施設として、人工的濕度調節、清水設備、傭使者一五〇人以上の工場に於ける適當なる休憩所設置、同じく婦人五〇人以上の工場に於ける婦人の特別少兒休憩所の設置並に六歳未滿の幼兒の職場立入禁止等々を規定し、罰則の範圍を從前より擴大してゐることである。

勞働者補償法

勞働者補償法の基礎は、一八八四年ボンベイ勞働者の要求を容れた所の Fatal Accidents Act（一八八五年）に見出すことが出來る。然し、この法律は、訴訟の爲め費用と、判定の遲延から實際上の效果は殆ど見ることが出來なかつた。爾來約四〇年の歳月を經て、世界大戰の齎らした印度の社會的、經濟的發展と勞働者階級の成長と共に一九二三年初めて確立されたのである。

補償法の適用は、組織的工場（機械使用、二人〇以上傭使）、軌道、鑛山、海運關係、電信話、油井に及び、勞働行程上の傷害並に職業病（炭疽病、鉛、燐、水銀中毒）に對し、月收三百ルピー以下の勞働者にして缺勤十日以上に達する場合に與へられる。致死の傷害は、十五歳以上、最高二、五〇〇ルピー以内にて三〇ケ月分、少兒の場合は二〇〇ルピー以下を補償され、生涯的不具は、成年四二ケ月分、少兒八四ケ月分、何れも最高三、五〇〇ルピーを限度とし、一時的不具は月收の二分の一、又は三分の一を得ることが出來、之等の補償金は債權の對象とする事は出來ないと規定されてゐる法令は一九二六年、同二九年の一部改正の後、工場勞働者調査委員會の勸告に基いて一九三三年九月の改正に於て、適用範圍を機械索引車輛の運轉、工場（一〇人以上）物品の修理、仕上企業（五〇人以上）、爆發物製造處理、道路、灣港の造築、栽培園（二五人以上）其他二三の諸企業に擴大し、更に、成年の致死、生涯的不具の場合の補償額を、月收に應じて最低月收一〇ルピー以下の者、死亡一時金五〇〇ルピー、最高月收二〇〇ルピーのもの死亡一時金四、〇〇〇ルピー、生涯不具一時金五、六〇〇ルピーと改め、又少兒生涯的不具の補償最高額を一率に一、二〇〇ルピーに改正し、一時的不具の場合の每半月給與額最高限を一五ルピーから三〇ルピー（月收二〇〇ルピーのもの）に引上げた。然し、一般に、現實には法規は、屢々資本家側の遲滯と欺僞に遭遇してゐると稱せられる。[10a][11]

10a、B. Shiva Rao, the Labourer,—India Analyed p.40

11、補償法運用統計（Indian Year Book）

	適用件數	同紛爭件數	同比率	支拂高
一九二四年	九二	一四	一五・二	一五〇千ルピー
一九二八年	一、三〇六	三〇九	二三・七	一、〇九六
一九三二年	一、三六六	三二八	二四・〇	八二三

藩王國の勞働立法

印度藩王國は、大小合して五六二、面積印度の三分の一を占めてゐるが、一方には半獨立國であり、他方には英印帝國の一部である關係上、內政事項は、英領印度政府の統制外にある。勞働立法は工場の比較的發達する二二邦に施行され、大多數印度政府のそれを模倣してゐる。通常それ等は、一八九一年法及び一九一一年法の基礎に於て行はれ、近時の改正は未だ採用されてゐないが、マイソール王國は、一九二五年に、英領印度二三年法の趣旨に從つて勞働時間と週休を定め、ハイデラバッド王國は、一九三〇年に十歲未滿(從前七歲)の幼兒の使用禁止と、十二歲以下少兒の六時間制を規定してゐる。又バローダ王國では禁止年齡を九歲に置き、十二歲以下の少兒は、教育設備ある場合にのみ雇傭を許可され、インドーア王國は、勞働時間を兒童七時間、婦人一〇時間、男子六〇時間週としてゐる。

鑛山法は若干の諸邦にあり、女子兒童の坑內勞働を禁じてゐる。鑛山勞働者の最も多いマイソールは衞生局及び鑛山監督局を有ち、勞働者補償規定(一九二八年)を實施し、他の二、三邦には茶園勞働の取締規則、勞働者契約法がある。

第二節　勞働時間と勞賃

一、勞働時間

勞働時間は、工場法規によつて定められた範圍內に於て、各企業によつて異つてゐる。

紡績工場は、成年男子が七七%を占め、主として卷揚に從事し、婦人及び少兒は、各々一九%、四%を占めてゐる。成年男子は六〇時間週を普通とし、一日一〇時間、六日の勞働日に分割されてゐる。

黃麻工場は、男子勞働者七八%、婦人一六%で、六%の少兒は男女十六對一となつてゐる。黃麻工業は、一九二一年以來二九年までシングル・シフト一週五四時間、五日勞働制を採用し、一九二九年以來、週四、五日の交互制を採つて來たが(マルティプル・シフトは一三時間半、四日制即ち四四時間週制)、一九三〇年六月以降、三日制を採用してゐる。

機具及び金屬工場は、政府の所有にかゝること多く、一般に週五〇時間、八時間勞働を採用し、鐵鋼業、製糖業、骸炭製造業は、八時間、三交代制を、ジャムシェッドプールの鐵工場では延長を含めて五一—五二時間を、他の繼續的作業を營む工場は、略々五十六時間を、其他小規模工場は六〇時間と、規定內の時間を採つてゐる。

工場法は男子の場合週十二時間の、女子、同六時間の延長を許可する權限を州政府に與へてゐる。この場合には、然し乍ら、一二五%の割合を以て支拂ふべき旨を定めてゐる。

かくて、一九三一、三二年に於ける各工場の一週勞働時間は次の如く統計される。(英領印度)(Indian Year Book.)

	男子			女子		小兒	
	一九三二年		一九三一年	一九三二年	一九三一年	一九三二	一九三一
	繼續工場	季節工場	計				
五四時間以上	一、七八七	二、九八七	四、七七四	四、七二五	三、〇二九	二、九六八	(三〇時間以下) 四二七	三八四
四八—五四時間	六二二	三五三	九七五	九八一	六五二	六六四	(三六時間以下) 七〇九	六一一
四八時間以下	一、三六九	一、〇〇七	二、三七六	二、三三一	一、八五七	一、八四四		

然し乍ら、この事は、印度勞働者の狀態が良好であると云ふ證明にはならない。樣々な資本家側の脫法行爲について は再び繰り返す要はないが、恐慌の條件の下では、資本家は一方に勞働を强化しつゝ時間拂、出來高拂の場合に共に勞働時間の短縮を有利とする(勞賃の減少)ことがあり、又逆に勞働時間の延長と週休日の增加(例へば黃麻業の三、四、五日勞働制、鐵工場の或るもの〻土曜半休制)によつて、勞賃部分の節約を計る便宜を得るものである。

二、勞　賃

農村に於ける巨大なる過剩人口、長期に亘る農業恐慌の深化は、餓死線上にある尨大な勞働豫備軍を備へることによつて印度勞働者の狀態を一層惡化せしめる因子をなしてゐる。

一九三〇年の工場勞働委員會の報告によれば、組織的工場の勞働者家族(成人勞働力一・五人として)は、マドラス、中部諸州、聯合諸州が最低を占め、月三〇ルピー、ベンガル、ビハール・オリツサは三〇ルピー以上、パンジヤーブは三五ルピー。最高のボンベイは四〇ルピーと推定されてゐる。[12] 然し、勿論勞賃は產業によつて異つてゐる。

綿工業は一九二六年六月のボンベイ勞働局の調査によれば次の如くなつてゐる。

	日給			實際平均月收			名目平均月收(無休)		
	男子	女子	少兒	男子(ルピー)	女子	少兒	男子	女子	少兒
ボンベイ	一—八—〇	〇—一一—二	—	三七・六四	一七・七	—	四四・三	二〇・二八	—
アーメダバット	一—六—八	〇—一二—六	〇—五—六	—	—	—	三八・二五	二一・〇九	九・二八
ショラプール	一—〇—三	〇—六—八	〇—四—〇	二三・九七	九・九七	五・六五	二六・六四	一一・四一	六・八八

Report of the Royal Commission on Labour in India, p. 197

最近に發表された一九三三年は指數では、それは更に次の如くなつてゐる。(一九二六・六＝一〇〇)

	平均數入			生活費			實收賃銀		
	一九三三・三	一九三四・一	一九三四・四	三三・三	三四・二	三四・四	三三・三	三四・二	三四・四
ボンベイ市	八三	—	七九	七二	—	七一	一一五	—	二一
アーメグダッド	一〇五	—	—	六九	—	—	一五四	—	—
ショラプール	九二	八三	—	七一	七二	—	一三〇	一一五	—

The Ministry of Labour Gazette, Sep. 1934.

又之を各職場についてその平均日收を見ると、次の如くである。

	全勞働者		綿布男工(受持二臺)		ワインダー(女)		リーラー(女)	
	一九二六・六	三三・一二	二六・六	三三・一二	二六・六	三三・一二	二六・六	三三・一二
ボンベイ市	一—四—八	一—一—二	一—三—四	一—一—二	〇—一一—九	〇—一一—九	〇—一〇—一一	〇—一一—〇
アーメダバッド	一—四—一〇	一—六—〇	一—一四—二	一—一三—五	〇—一一—九	〇—一一—九	〇—一〇—一二	〇—一二—二
ショラプール	〇—一三—一	〇—一三—〇	一—八—〇	一—九—九	〇—一六—二	〇—一四—一二	〇—一四—〇	〇—一三—二
Ministry of Labour Gazette, Sep. 1934.							〇—一六—二	〇—一四—一二	〇—一六—九	〇—一五—六

ボンベイ州の勞賃は、然し他州に比して最高位にあることを注意せねばならない。例へば、黃麻工場では、印度黃麻工業協會が勅命委員會に提した資料によれば、週給は次の如くなつてゐる。(一九二九年)

12、Panandikar, ibid. p. 87

		weaving	sacking	winding hessian	sacking	spining hessian	batching
Shigle shift	(五日半=50時間)	九—八—〇	八—四—六	五—二—〇	四—二—〇	四—五—三	
Multiple. s.	(四日制)	八—二—九	五—一五—〇	四—九—六	三—〇—三	二—二—九	
Multiple. s.	(五日制)	九—三—〇	七—四—九	四—八—七	三—四—九	三—一四—〇	三—九—九

Report of the Royal Commission on Labour in India, p. 199

其後の新なる統計は、現在手元にある資料では判明してゐない。然し、右の數字は、恐慌以前の、或は當初のものであることに鑑れば、狀態は、現在更に低いものと見ねばならない。

同じく勅命委員會の資料は、次のことを示してゐる。機械器具及び金屬工場では、ボンベイが最も高く、石工は月收五〇——七〇ルピー、木工、鍛冶工は六〇——七五ルピー、組立工、旋盤工は六五——八〇ルピーで、聯合諸州、マドラス、ベンガル、ビハールは低く、各々三〇ルピー、三五ルピー、四〇ルピーであり、中間に中部諸州とパンジャーブがある。

季節的工場は、勞働力を附近農村に求むる結果、一般に低く、男工日給八アンナ乃至一〇アンナ、女工五アンナ乃至八アンナである。[13]

鑛山勞働者の多くは、高原、森林地方の土人（アブオリジン）で、主として Santalis である。彼等は多く農業に從事し、一年の大半を農耕する結果、勞働の供給は、月に依つて異つてゐる。（それは二、九月が最大で、七、一一月が最少である）。從つて勞働者も週四日乃至四日半のみ勞働し、又農繁期には歸農する等によつて、一人の一ケ年の實勞働日は一五〇日に滿たない狀態にある。收入は例を石炭にとれば次の如くである。（坑內勞働、日給）

		坑夫		運搬夫		女工	
		一九二八年	一九三二年	一九二八年	一九三二年	一九二八年	一九三二年
Jharia (Bihar & Orissa)		〇—一三—六	〇—九—九	〇—一〇—九	〇—八—六	〇—八—九	〇—六—六
Raniganj (Bengal)		〇—二一—六	〇—九—三	〇—一〇—三	〇—七—〇	〇—七—〇	〇—五—九
Assam		一—七—〇	一—四—九	一—一三—〇	一—一—六	—	—
Punjab		〇—一四—三	〇—一二—六	〇—一一—九	〇—一四—九	—	—
Pench Valley (C. P)		一—〇—六	〇—一四—〇	〇—一八—六	〇—一六—九	〇—七—六	〇—六—九
Indian Year Book.							

勞働の供給は、募集人か村の親方（Sirdar）——通常一〇人乃至五〇人を支配する——を通じて行はれ、一人周旋費二、三ルピーと稱せられ、勞賃を低からしめる一原因ともなつてゐる。

交通關係勞働者の月收は、機械工場一八ルピー、汽鑵、車輛工場四〇ルピー、電氣、信號手四四ルピーの外、社宅、制服を支給される。鐵道關係從業員の平均收入は、かくて三四ルピーとなつてゐる。然しこの平均數は少數の高給者を含んでゐる事を注意せねばならぬ。實際に、主要鐵道で過半が二〇ルピー以下であり、雜役夫は七ルピー乃至九ルピーとなつてゐる。灣港勞働者は、ボンベイでは日給一ルピー乃至一四アンナであるが、就業不規則で月收二五ルピー、カ

13、マドラス州一九二八年の調査では纖維工場男工八アンナ、女工五アンナ一〇パイであつた。（R. C. L. I. p. 200）

ルカッタでは略二〇ルピーと稱せられる。一般に不熟練工は、ボンベイでは月收一五——二〇ルピー、パンジャーブは一五ルピー、他州では一〇——一五ルピーとなつてゐる。[14][15]然し恐慌の條件の下では、之等は更に低下されてゐることを忘れてはならない。事實鐵道は、恐慌の間に全般的に賃銀を切下げられたと傳へられてある。

賃銀は、様々な生産行程に於ける罰則によつて差引かれ、收入は低下せしめられてゐる。例へば綿布生産に於て、之を汚損したる織工は、當該生産品の卸賣價格を差引かれ、[16]或は一休日について二日分の差引を行ふものもある。機械及び原料の破損は同じく差引に價し、又控除は、前貸の利子、教育等々の設備費について見出される。最近に印度政府は勅命委員會の勸告に基いて賃銀支拂法令を制定し之を實施せんとしてゐるが、其改正の要項それ自身が、罰則の横暴を物語つてゐる。其賃銀控除に關する主要點は次の如くである。即ち工場内規による罰金に基く控除は一ケ月一ルピーにつき半アンナとし完濟期を二支拂日以上たらしむること、この場合政府の監督の便なる爲に特別記錄を作成すること。過失による損傷の賠償は當該品の價格以上に出でざること。成品の場合は其卸賣價格による。工場主の行ふ必需品、家具等の支出に對する控除は、勞働者が進んで之を受けたる場合に限ること等である。法令は全工場及び鐵道工場に適用されん豫定であり、紛爭は地方政府が判事其他の初級裁定所を設けて處置することゝなつてゐる。この罰金制其他の勞賃よりの控除について、パナンディカール教授は逸べて云ふ。『賃銀は、一般に低く、多くの場合、僅に生活必需品を購買しうるのみである。從つて些少なる控除すら痛い負擔となり、巨額の差引の場合は、勞働者を騙つて負債の淵に投ぜしめる』『勞働者は、巨額の差引が行はれる場合には、過失の時より數ケ月後も甚しい困苦を受けねばならない』[17][18]と。されば、此處にも高利貸の跋扈が見出される。勅命委員會すら少くも勞働者の三分の二は債務を負ふてゐることを指摘してゐる。多くの場合、其額は月收の一ケ月分より四ケ月分に達してゐる。例へばアーメダバッドの前掲の調査では六九%の家族が、又ボンベイ港灣勞働者は其八〇%が、負債の泥土にまみれてゐると稱せられる。利率は、一ケ月一ルピーにつき一アンナのものが一般に多く、年利にして七五%に當る。[19]ボンベイの調査(一九二六年)では其二九%が七二——七八%の利子を附され、一九%が二四——三〇%の利であり、カウンポールでは七五%が普通で、ベンガルの黄麻工場では平均七八%、高きは三二五%(週一ルピーにつき一アンナ)に達し、南印度鐵道勞働者は七五——一五〇%の高利の負債を負ふてゐた。[20]

14、Panandikar, ibid. pp. 190—91

15、勞働者の月收を、勅命委員會は、一九二五——二九年の資料によつて次の如く整調してゐる。(百分比)(Report, p. 204)

	一三ルピー以下	一三——一七・五	一七・五——二二・五	二二・五——二七・五	二七・五——三二・五	三二・五以上	計	調査件數
聯合諸州	二六	二七	一九	一五	九	七	一〇〇	三〇四
マドラス	二二	二五	一九	一五	四	一五	一〇〇	一一〇
中部諸州	一八	三八	一七	八	四	一五	一〇〇	二〇九
ビハール、オリツサ	二一	二四	二一	一二	八	一四	一〇〇	七一七
ベンガル	一三	一八	一八	一五	一〇	二六	一〇〇	八七四
パンジャーブ	一〇	一六	一六	一〇	七	二一	一〇〇	三二四
ボンベイ	三	一〇	一九	二三	一三	三二	一〇〇	一、二七三

16、Royal Commission on Labour in India, p. 220

17、Panandikar, ibid. pp. 195—97.

一ケ年七五%の利率は、月收三ケ月分の負債高では、ハリア炭坑勞働者は、月收のうち一週間分を高利貸に持ち去られ、マドラス州の栽培園勞働者は同じく七五%を取られ甚しきに至つては、高利貸が時に、賃銀支拂日に待ち伏せて、家族の全日給を取り上げ、このうちから極少限の生活費をその勞働者に支給することすらある。[21]

一部には、この債務奴隷救濟政策として、信用組合が設けられてゐるが、農村に於ける場合と異り、不生産的目的の借財多く、且つ抵當とすべき何物もなく、或は農村の如く相互監視が極めて薄弱で、教育的効果すら乏しく、一般に基礎貧弱で發展の可能性は多くない。從つて勞働者は、依然として內にあつては高利貸の桎梏の下にある。印度では、男子債務者は小額の支拂不能の場合は六週間、五〇ルピー以上の場合は六ケ月の投獄を規定されてゐる。勿論この惡法は、實際に用ひられることは稀であるとはいへ、高利貸をして無智な民衆を、彼の債務奴隷たらしめるに強力なる武器となつてゐることは疑ない。[22]

三、栽培園勞働者

栽培園に於ける勞働は、一部は加工の季節的工場勞働を含むが、大部分は農業勞働であり、例へば茶園に於ては男子は植培、女子は摘芽、下掻き、少兒は其他の單純なる勞働を營む等家族の勞働力を擧げて用ひうる機會がある。從つて飢餓線上にある農村の住民は、家族を擧げての出稼又は移住の機會を求めうるのである。

南印度では、工業の發達は微弱で、附近農村の一ケ月乃至三ケ月の出稼勞働を使用するを普通とするが、北部では、

18、かゝる狀態は、勞働者の生活を文字通り植民地狀態に置く。稍舊い資料であるが、一九三一年に發表された一九二六年現在アーメダバッド勞働者九百家族の家計調査によれば、一家族當りの平均收入は、次の數字を以て示される。(Royal Commission's Report. pp. 205—6)

月收	二〇ルピー以下	二〇—三〇	三〇—四〇	四〇—五〇	五〇—六〇	六〇—七〇	七〇—八〇	八〇—九〇
百分比	二	一七	二一	二五	一八	八	五	四
家族內成人勞働者	一・二		一・五	一・六	一・九	二・〇	二・四	二・二

家族當收入は五〇——二〇ルピーのものが六三%を占めてゐる。五〇——七〇ルピーの群は約四分の一に當るが、成人勞働者當りの關係から見れば、狀態は決して良好ではない。

更に之を支出の點から見れば、同一の資料は次の如くなつてゐる。即ち家族當り平均實成人數は三・八七、同全收入三七ルピー一三アンナ一一パイであつて、支出項目は

食料	一八—一〇—五	四九・二五%	家賃家庭用費	二—一二—一	七・二七%
薪燈料	三—一〇—二	九・六〇	負債利子	二——八—四	六・六五
衣服料	四—七—一〇	一一・八六	其他支出	五—一三—一	一五・三七

となり、全體の七八%は生活必要品を以て占められ、食料は全體の約半を占めてゐる。この後者は一日一人當り約二・五アンナ(邦價平價大約一一錢)となる。『どうして彼は生活しうるであらうか、而も彼は生きてゐる!』(Panandikar, p. 211)

19、Royal Commission's Report, pp. 224—5

20、Indian Year Book 1933. pp. 505—6

21、Panandikar ibid. p. 199

22、Panandikar, ibid. 232

特にアッサムは、州内の石油業、ベンガルに於ける石炭、黄麻工業の影響を加へて、勞働力を遠隔の地に、即ちダージリン、テライの茶園勞働者は、ネパール・シキムのアブオリジン土民から、又ドーアースのそれはビハール・オリッサから、少くも旬日の行程を經て求めねばならない。從つてアッサムでは、企業家は勞働者の定住を希望し、其手段として經營者は自己の所有地内の若干の土地を通常些少の地代を以て勞働者に貸與し、自らの牧獲を得しめてゐる。政府も亦移住定住を目的として、之等の移民――彼等は六、七ケ年の勞働によつて小土地を購入しうる蓄積をする――に國有地の拂下を認可して(毎年約一萬エーカー)之を助長してゐる。多くの茶園に於ては、かゝる土地貸與は、其面積を制限してゐるが、一九二九年には、一五〇千エーカーの土地が、栽培園所有者の下に小作地とされてゐた。

勞働者の募集は、南方では Kanganis 又は Maistries と稱せられる仲介人により、彼等は通常會社から無利子の資金を得て、一人當平均十五ルピーを前貸する。一九〇三年の Madras Planter's Act は、かゝる前貸に對する會社の利益を擁護したものであり、一九二九年の改正法は、舊法に乘ずる會社の暴政を制限したものである。北方に於ては、募集地の遠隔なる爲に多額の募集費(一人當り約一五〇ルピー――Panandikar, ibid. p. 105)を要し、契約も從つて長期――通常三年――に亘り、期間中の逃亡は逮捕斷罪される。募集は、以前は Arkattis と稱する周旋屋を通じて行はれ弊害も殊に甚しかつたが、一九〇一年の Assam Labour and Emigration Act により、茶園に職場を有する募集人(Plantation sardar)による以外は嚴に禁ぜられ、後の改正に於てアッサム勞働局が之を監督することゝなつた。更に勅命委員會の勸告に基く最近の改正法(The Tea District Emigrant Labour Act, 1932)に於て親權者或は保護者を伴はざる十六歲以下の募集(移民)禁止、入園滿三ケ年後は歸鄕を要求しうる權利、之に滿ざるも疫病其他の適當なる事由による歸鄕請求の權利を勞働者に認めることゝなつた。

前貸募集、又は土地貸與等の表面的に好便なる條件の下では、勞働條件はそれだけ惡化せしめられることは通例であるが、栽培園の殆どが隔邊の地にあり、勞働者の覺醒の機會も乏しいだけ、その狀態はそれだけ低劣である。この事は「逃亡者」を逮捕し、法廷に於て斷罪する規定そのものが、逃亡すべき程の惡條件を物語り、或は又勅命委員會すら屢々仲間親方又は支配人が鞭打を以て臨むことを認めてゐる。

勞賃について Panandikar 教授は『彼等に支拂はるゝ勞賃は、他の工業よりも低く、家族の全員は、小兒をも動員して、彼等の最少限の生活水準の維持の爲にさへ勞働せねばならない』(一一三頁)と述べてゐるが、實際に四、五歲の小兒が勞働することすら多く見受けられるのである。殊に茶園には、尙廣汎に殘有する舊い勞賃支拂方法がある。之はHazira と稱する五時間の規定勞働以外は、臨時勞働として取扱はれ、之に對する支拂を Tica と稱するものである。ハヂィラは日給男子六乃至四アンナ、女子五乃至三アンナで、ティッサは各々四アンナ、三アンナである。然し近來は出來高拂の方法が次第に普及しつゝある。月收は、彼等の根據が多く農業又は農村にある關係上、隨時休暇を採る爲に少く、男子一三・五――一〇・五ルピー、女子一一――八・五ルピー、小兒七・五――五・五ルピーである。之を一家族の平均月收として、アッサム州内主要茶園十四地方について見れば(一九二八年)、三〇ルピーに達するを最高とし、二八ルピーを超ゆるもの各一地方、一九――二一ルピーのもの六地方、二二――二四ルピーのもの六地方(家族男女成人各

23, Indian Year Book.

一（勞働可能小兒十分の三人 average daily strength による計算）となつてゐる。此處でも、勿論恐慌以來の茶業の衰運に伴つて、狀態は更に惡化してゐることを考慮せねばならない。

失業問題　印度に於ける失業者數については正確なる資料に乏しく、又之を推知することは困難である。この困難は、農村に於ける慢性的人口過剩と、身分的、血族的な縲々な關係を通じての農村と都市勞働者の結合によつて著しく增加される。然し、勿論失業者は云ふに足りないと云ふことは出來ない。大ざつぱに云つて、一九二九年の工場數は八一二九、平均勞働者一、五五三千人とされてゐるが、一九三二年には工場は一一二個を增したのに反し、勞働者數は却つて一三三千人を減じて一、四二〇千人となつてゐる。實際には、之等の數字は一方に於ける勞働の强化と、他方に於ける勞働日の減少、又は勞働時間の短縮、或は工場閉鎖等によつて失業、半失業の狀況は、更に深刻であると見ねばならない。

例へば黃麻工業は最近三、四年に、ベンガル工場では大部分 Multiple shift system から Single shift system とした爲に、必要勞働力は二五——三三%減となると推定され、或は就業者は一九二九年に比し昨年は八萬人を減じたと稱せられてゐる。紡績工業では、ボンベイ市に於て一九二〇——七年の平均一四〇千人は、近年合理化に（從來の一人受持一錘臺の代りに二又は三錘臺、織機二臺に代る三、四、五又は六臺）よつて二〇千人を街頭に放出したと稱せられ——勞働總聯盟大會の報告では、一九三二年七月までに三萬人以上とされてゐる——加ふるに深刻なる不況の打擊の下に、一九三四年二月初には、ボンベイ市に於ける閉鎖紡績工場は二七に達し、職を追はれたる勞働者は、四〇三五〇人を數えられてゐる。又鐵道に於て、殊に大印度半島鐵道では六〇の停車場が閉鎖されたと云ひ、鐵道從業員の失業は四萬を遙に突破し、海員の失業は約五割と稱られ、或は全印度勞働組合會議大會の（一九三三、一二）議長報告では、鐵道の失業約一〇萬、紡績羊毛七萬、黃麻四萬の失業者の存在を指摘してゐる。

第七章　勞働組合及び勞働者運動

一、世界大戰以前

勞働組合運動は其歷史を前紀の七五年に遡る。然し、未だ勞働者階級が、數に於て勢力に於て極めて薄弱であつた發展の初期にあつては、之を助長し指導した者は、一群の博愛主義者——Sarabjee, Shapurjee, Bengalee 等の名が記錄されてゐる——であつたことは或は當然の成行であつた。

ボンベイ紡績勞働者が、最初のストライキに蹶起したのは一八八二年であるが、二ケ年の後八四年には Narayan, Meghjee, Lokhande 等がこのボンベイ紡績勞働者を組織し、當時形成された勞働調査委員會に對して、勞働條件の改善を嘆願した。一八八九年には同じく勞働條件の改善を總督に嘆願し、一八九〇年にはボンベイ勞働者は、週休規定を紡績聯合會に提出する爲の一萬人の集會を持ち、この狀勢のうちにボンベイ紡績工組合（Bomby Millhand's Association）が形成されたのである。だが之等の改善要求は、其主要なる部分が資本家團の容認する所となり、一八九一年には最初の工場法が發布されて又其要望を加味した結果、運動は其後の目標を失つて、第一段階は漸く終末をつげた如くであつた。其後にアーメダバッドに最初のストライキが、又一八九七年にはボンベイ紡績工が、何れも賃銀支拂日變更に對する反對を原因として立つたが成果を收めえず、且つは當時の經濟的不況と疫病と大饑饉の裡に勞働者運動は沈滯し

てゐた。

一九〇四―〇五年には、綿工業に好況が訪れた。一方には各地に頻發する超過勞働と、他方には此期に高潮に達した國民解放運動の強力なる波濤の影響の下に、勞働者運動は再び上向を辿つた。一九〇四年にはボンベイ勞働者は超過勞働反對の旗高く、勞働時間規制の要求を揚げて罷工に入り、其他各地にも勞働組合結成の氣運は漸次醸成されて來た。だがこの間に彼等の指導者 Bengalee, Lockhande は相次で死し、運動は指導者を缺いてかく別の進展を示さなかつたが、超えて一九〇七年にはボンベイ遞郵組合成り、一九一〇年には同じく勞働者福利協會（Kamgar Hitavardhak Sabha）の結成、週刊勞働新聞の發行を見、彼等は何れも、勞働十二時間制の確立、其他勞働條件の改善に關する當時の政府の提案に支持を與へた。然し、この運動の第二次の波も亦、一九一一年の工場法改正と共に鎭靜に歸し、印度勞働運動にやがて、その眞實の發展を培つた所の世界大戰時代に移行したのである。之を要するに、印度勞働者運動は、世界大戰の終了までは多分の仁愛主義的要素を殘存し、其要望も比較的低度なる經濟的要求にのみ限られ、鬪爭の手段も亦嘆願等の溫和的方法によつて行はれる部分が多かつたのである。

二、戰後に於ける勞資對立の激化

大戰の結果は、全世界と等しく、印度勞働者運動にも急激なる變化を齎らした。印度に於ける工場勞働者の夥しい增加と世界的規模に於ける勞働者階級の覺醒は、印度勞働者階級の意識を高め、一方には戰時インフレーションによる生活費の高騰と勞賃との鋏狀差の增大があり、他方には國際勞働會議を契機とする勞働組合承認の氣運は、組合運動發展の充分なる氣運を醸成した。かゝる裡に、一九一七年にはアーメダバッド紡績に組合が結成され、翌一八年にはマドラス勞働組合が B. P. Wadia によつて組織された。戰時及び其直後にかけては、未だ好況は印度を去らず、勞働者の要求、爭議は、休業によつて巨大なる利潤の損失を恐れる資本家側によつて許容され、其故に又勞働組合は急激に發達を遂げ得たのである。だが、之等の勞働組合の多くは、ストライキ委員會の程度を出でず、一九一八年―二〇年に結成された組合の七五%は、一九二一年後には消滅したと云ふ狀態であつた。[1]

戰時好況の終焉と共に、物價の下落は初り、賃銀との開きは狹められ、勞働時間は改善された。然しそれは極めて短い期間の裡に經過し、やがて經濟狀態の惡化と共に、資本の攻勢は開始された。戰後の鬪爭では、其三分の二までが勞働者の敗北に歸してゐる。一九二三年に、アーメダバッド紡績勞働者は、同市六五工場の中五六工場四萬三千人を糾合し、延日數二三七萬日に亘つて、二〇%の賃銀引下に反抗して戰つたが、一五・五八%の減額を以て屈服した。翌二四年、ボンベイ紡績勞働者は、無賞與反對の爲に總罷工を以て抗したが敗れた。又一九二五年にはボンベイ並に Kurla の紡績工は、一一・五%の賃銀切下を原因として抗爭してゐる（此爭議は綿布國產消費稅撤廢を以て停戰した）等々。而して紛爭は全體として、件數の減少に比して日數を增してゐる點に資本家側の强硬なる態度を見ることが出來る。

	件數	人員（千）	延日數（百萬）
一九二一年	三七六	六〇〇	七・〇
一九二二年	二七二	四三五	四・〇

	件數	人員（千）	延日數（百萬）
一九二三年	二〇九	三〇一	五・一
一九二四年	一三二	三一二	八・七

1、Papandikar, ibid. p. 253

一九二五年	一三三	二七〇	一二・六
一九二六年	一二七	一八七	一・一

The Royal Commission's, Report. p. 333

	紡績、羊毛	黄麻	機械	鐵道及同工場	其他	計
一九二五年	六九	一五	七	六	三七	一三四
一九二六年	五七	三三	四	三	三一	一二八
一九二七年	六〇	一一	六	三	四九	一二九
一九二八年	一一〇	一九	一一	九	五四	二〇三

Indian Year Book 前表との差は二州に亘る爭議の集計の差による。

此の深刻なる資本の攻勢と勞働者の敗北は、組織の急速なる確立の要を彼等に認識せしめた。かくて勞働組合の組織は、他方政治部面に於ける國民革命運動の進展、擴大と共に智識階層の組合運動への參加と相俟つて、進捗した。ボンベイ州での發展は次の如くなつてゐる。(Indian Year Book)

	組合數	人員(千)
一九二二年	二二	五一・五
一九二三年	一九	四六・〇
一九二四年	三六	五二・二
一九二五年	三八	四九・三
一九二六年	五六	七四・九
一九二七年	七二	八七・三

三、勞働組合法の制定

今や政府も勞働組合の規定の要を痛感するに至つた。勞働組合法制定の意圖は、一九二一年の組合運動の高潮期に發端してゐる。其年政府は、勞働組合の規制及び保護に關して措置を執るべき旨の立法議會の決議を容認した。州政府との協議に數年を費すうちに、再び勞資の對立は廣汎に激化し、立法の要は改めて痛感された。かくて勞働組合法は、一九二五年に立法議會に提出され、翌二六年決定し、一九二七年六月に實施された。それは任意屈出主義によつてゐるが登錄された組合は、民事訴訟よりの免除特權並に徒黨犯の廉による檢擧よりの免除權を與へられてゐる事に特徴を持つてゐる。

組合法の制定は、當然に勞働組合の發達に刺戟を與へた。全印度の狀況は手元の資料では明でないが、ボンベイ州では、組合の增加は次の如くなつてゐる。(Indian Year Book)

	組合數	組合員
一九二八年	九四	一九八・一千人
一九二九年	九九	一九六・七
一九三〇年	九三	一二八・四

因に法令による登錄組合は、一九三二年三月現在左の如くである。

	組合數	人員(千人)		組合數	人員
アジメール メールワラ	二	〇・〇	ビルマ	一	〇・一
ベンガル	二八	八一・七	中部諸州	一〇	六・八
ビハール・オリツサ	三	一・四	デーリー	四	三・五
ボンベイ	三二	六八・三	マドラス	二三	四二・四
			パンジヤーブ	二二	二一・六
			聯合諸州	六	九・九
			合計	一三一	二三五・七

Indian Year Book

勞働組合の組織は、交通勞働が最も良好で、鐵道勞働者は二五組合、五萬の人員を擁し、海員及び船渠勞働者は、活動的組合を持つてゐる。又遞郵從業員の組合は約三萬人を組織してゐる。纖維工業に於ては其勞働者數に比して組織率は概して惡く、只、マドラス及びアーメダバッドに見るべきものがあるが、紡績勞働者は約五、六萬とされ、黃麻勞働者はベンガルで僅に二千人が組織されてゐるに過ぎない。栽培園と鑛山勞働者は、其性質上組織率は極めて少く、殆ど云ふべきものがない。

之等の組織勞働者は、だが、次第に產業別聯合に向ふ傾向を示してゐる。[2] 鐵道勞働者は、既に全印度鐵道從業員聯合(All India Railwaymen's Federation——約一〇〇千人)と印度ビルマ鐵道從業員國民組合(National Union of Railwaymen's of India & Burma——二千人)を持ち、他に二〇の單獨組合を有つてゐる。又ボンベイの紡績中央組合は、アーメダバッドの單獨組合を統制してゐる。

四、最近の恐慌と勞働者運動の傾向

勞働者階級の前進的な鬪爭は、一九二八年に再び開始された。ボンベイ紡績勞働者は、勞働强化（受持錘臺織機臺數の增加）に反抗して四月より十月に亙る十四萬七千六百人を內包する總罷工を決行した。罷業は、殊に改良主義的勞働幹部の無能に對して、勞働者農民黨並に革命的左翼の指導下に戰はれた事は注意せねばならない。五月にはジャムジェドプールに於けるタータ鐵鋼工場の完全なる罷工を見、更に南印度鐵道三千の勞働者、東印度鐵道工場一萬の勞働者も工場閉鎖に抗して立ち上つた。一九二九年にはボンベイ紡績勞働者は再び小さい分裂した爭議から出發して、一聯の經濟的要求を揭げて、凡ゆる壓迫に抗して五ケ月に亙る總罷工を決行し、又カルカッタ黃麻勞働者十五萬も罷工に移つた。そしてこの年の鬪爭を通じて、革命的(紡績)勞働組合 Bombay Girni Kamgar が確立した。

既に之等の勞働者の鬪爭を通じて、階級意識は著しく成長し、罷工勞働者の連帶、及び就中政治的要求の比重は强化して來たが、超えて一九三〇年に入ると、勞働者運動は、明瞭に、深刻なる政治的性質を帶るに至つた。同年のストライキは、一四八件、十九萬の參加を超え、就中大印度鐵道の大罷工——それは八時間勞働の外一連の經濟的要求と人種差別の撤廢を要求した所の、獨自的な鬪爭で二月から三月にかけて行はれた——が著名である。一九三一年は恐慌の深化と階級鬪爭の昂揚に特徵付られる。恐慌の負擔を勞働者階級の上に轉化せんとする資本家側の攻擊は、勞働者の反抗を全印度的に捲き起した。就中ショラプール紡績勞働者の罷工は、ギルニ・カムガール組合の指導下に二萬人を動員して戰はれ、「非暴力」の勸誘は「打倒國民會議」のスローガンによつて代置された。又左翼の關與なくして起つたカルカッタ

2、Parandikar, ibid. p. 176

又ボンベイの一〇五組合一一五・五千人について組織は次の如くなつてゐる。

	組合數	人員（千人）	組織者中の割合
纖維	一七	四〇・一	三四・七
鐵道	八	二一・九	一九・〇
海員	三	二九・一	二五・二

一九三三年九月現在、Indian Year Book.

第七章　勞働組合及び勞働者運動

	組合數	人員	組織者中の割合
遞郵	三四	八・一	七・一
市從	六	二・五	二・二
其他	三七	一三・七	一一・八

黄麻勞働者十萬の罷業は、遂に食糧の奪取と市街戰にまで發展した。年末にはボンベイ「マドホウジ・ダーラムシ」紡績工場の勞働者が立ち、ベンガル及びクルラの紡績工も罷工した。ベンガルのそれは工場占領と武裝警官による工場奪取の事件に於て、クルラは大衆的射殺と逮捕によつて漸く鎭壓することが出來た點で世に聞えてゐる。其他ナグプールボンベイ皮革勞働者、マドラス食料品、醸造工場勞働者等の新しい層が、戰線に姿を現してゐる。然し、罷工參加勞働者の分布は概して不均等である。輕工業勞働者の活潑なる反抗に比し、金屬勞働者、鑛山勞働者は、印度に於ける發達の狀態によつて其數に於ても、鬪爭力に於ても大でない。

ボンベイに於ける諸罷業を通じてのギルニ・カムガール組合の擴大强化は、當然に紡績資本家、否印度政府の神經を甚しく刺戟した。一九二八年に初まる左翼勞働組合に對する彈壓は、舊い指導者の能力缺除と相俟つて運動は沈滯せざるを得なかつた。一九三二年には、ボンベイに於ける罷業件數は、一九二八年の一一一件、一九三〇年の七五件に比して五三件に下つた。英領印度全體についても、それは二〇三件と一四八件から一一九件に落ちてゐる。紡績勞働者の反抗は、此間に依然首位を占めてゐるが、成功は極めて稀であつた。

一九三三年は印度經濟恐慌の一層の深化、資本の激しい攻勢と、印度に於ける彈壓に對する世界的規模の反抗と共に勞働者運動は、再び活況を呈した年であつた。ボンベイに於ける爭議は八二件に達し、內七〇件は繊維工業に關連し、其人員七〇・三千人、罷工延日數六八九千日に達してゐる。殊に紡績業に於ける罷工の增大は、一般的不況と日本商品の進出に對する負擔を、勞働者階級に轉ぜんとする資本家側の努力に起因してゐる。爭議は、一九三三年の第四四半期のみで二七件に達した。この激しい資本の攻撃は一九三四年も尙持續し、例へばアーメダバッド紡績資本家は二五%の賃銀切下を決意し(二月)ショラプールも亦一二・五%の切下を要望してゐる。四月全印度繊維勞働者評議會の要求に答へてボンベイ勞働者は總罷工に入り、五月デーリー一七千人の紡績勞働者もボンベイに呼應して起つてゐる。而して此年に於ける爭議件數一四七の內九五件は賃銀に關したものであり、成功件數二〇、不成功件數九七に及んでゐる。

かくて恐慌の數年を通じて、印度勞働者運動は、イギリス帝國主義並に之に完全に屈服追隨する印度資本家階級の攻撃に對して、漸次單なる經濟鬪爭より、更に深刻に政治的性質を帶るに至つた。印度勞働者階級は、今や新なる戰鬪的勢力として、又其鬪爭は、凡ゆる性質によつてイギリス支配の根柢を脅すであらう所の、最も危險なる敵として現れたばかりでなく、其活動は實際に於て、民族解放運動全體に及ぼした革命的影響により、民族鬪爭に於ける將來を擔ふことに第一步を踏み出したのである。今や運動を通じて大衆の進展は、舊指導者の之に對する恐怖、逸脫と阻害を生ぜしめてゐる。又勞働大衆の生長は、イギリス支配階級並に印度土着ブルジョアジーの眞實の脅威となつて來てゐる。かくてこの兩因子によつて、勞働者運動に於ける戰線の分裂が策動され、又分裂を見ねばならなかつたのである。

爭議に關する數字 (Indian Year Book)

	綿業	羊毛工業	黄麻工業	機械器具工業	鐵道及同工場	其他	合計	關係勞働者	延日數
							件	千人	千日
一九二八年	一一〇		九	一九	九	五四	二〇三	五〇六・九	三一、六四七
一九二九年	七八		三九	一三	四	三九	一四一	五三二・〇	一二、一六六
一九二〇年	六八		四八	一三	九	四八	一四八	一九六・三	二、二六二
一九三一年	七五		五六	二二	八	五六	一六六	二〇三・〇	二、四〇八

一九三二年	五四	一三	三	六	四二	一一八	一、九二二				
一九三三年	八七	一一	一	三	四四	一四六	一六四・九	二、一六九			
	ベンガル	ボンベイ	マドラス	中部州	聯合州	ビハール オリッサ	ビルマ	パンジャーブ	アツサム	アジメール メールワラ	計
一九二八年	六〇	一一一	七	一	二	八	七	二	五	—	二〇三
一九二九年	三五	七〇	一二	二	四	二	四	—	九	—	一四一(A)
一九三〇年	三四	七五	一一	一	二	二	四	三	—	一六	一四八
一九三一年	四七	五三	一五	七	一一	一	一〇	七	一五	—	一六六
一九三二年	二七	五三	一四	八	二	一	四	三	七	—	一一九(B)
一九三三年	二九	八二	六	八	五	五	—	一〇	二		一四七(B)

備考　Aはデーリーの三爭議を含む。Bは一爭議二州に亘るものを含む。

五、組合戰線に於ける分裂

印度勞働組合は、その活動の相互的援助と國際勞働總會代表撰出の爲に、一九二〇年以降全印度勞働組合會議（Indian Trade Union Congress）を形成し、一九二八年迄に、それは九回の年次大會を開催した。然し乍ら略此年以後、勞働者運動には、新しい要素の介在を見、運動は全面的に著しい變化を生じてゐる。卽ちそれは、ボンベイ紡績並に鐵道大罷業を通じて漸次に浸入した所の共産主義的勢力である。既に一九二七年には國民會議派の內部に於ける勞働者グループは、會議派と相入れず、獨自に勞働組合の組織と既成組合指導權の奪取を目標の一として勞働者農民黨を組織し、多分に共産主義分子を含んで活動してゐたが、組合運動に於ける之等の要素は一九二九年の組合會議第十次大會に際しては、その指導を爭ふまでに生成してゐた。この第十次大會は遂に P. Jawaharlal Nehru を議長として、印度工場勞働調査勅命委員會のボイコットを五三對四一票の差を以て可決し、國際勞働會議の否認、反帝國主義同盟への參加を議決したのである。於此處 N. M. Joshi, Diwan, Chaman Lall, V. Shiva Rao, R. R. Bakhale. V. V. Giri 等の穩和派は、會議を脫退し、廿四組合を以て、純粹に勞働組合主義に立脚する所の勞働組合總聯合を組織し、印度勞働組合は左右兩派に對立することゝなつた。

左派に屬する組合會議は、ボンベイ・ギルニ・カムガール組合と大印度半島鐵道從業員組合を主體として形成されてゐる。然るに一九三一年七月メールート陰謀事件に端を發する彈壓の狀勢の下にあつて、カルカッタに於ける第十一次大會（三十五組合の代表一九五人より成る）に際しギルニ・カムガール組合の代表に關連し組合會議は二派に分裂した。一つは卽ち S. V. Deshpande（組合會議總書記）を、他は G. I. Kandalkar（組合會議副議長、ギルニ組合長）を其指導者として互に抗爭を續けたが、議長 S. C. Bose を含めて資格審査委員會は Kandalkar 派に贊し、組合會議並にギルニ・カムガールは此處に共産主義派と左翼民族主義派に分裂するに至つた。かくて、この左翼民族主義者ボース其他の下にある三〇組合は、全印度勞働組合會議として七月七日第十一次大會を、ボースを議長として開催し、四四時間勞働週、熱練工週五〇ルピーの最低賃銀、藩王國並に地主の廢絕等々の左翼的決議と、國際問題に關する中立的態度を明白にした。他方、共産主義勢力の指導下にある所の左翼一〇又は十二組合は革命的全印度勞働組合會議として D. B. Kulkarni を議長とし、同じく六日大會を開き、汎太平洋勞働組合書記局への參加、反帝同盟への代表派遣、勅命委員會報告の反對、英印圓卓會議、アーウイン・ガンジー協定反對、國際勞働總會否認等の急進的決議を行ひ、獨自的勢力

成に努力し、其後にビハール・オリッサの金屬勞働等の組合を領有した。

かくて印度に於ける勞働組合運動の分野は略次の如く分立してゐる。

一、Joshi, Lall, Rao 等を幹部とする勞働組合總聯合。四十七組合、一三五千人を擁すと稱せられ、其指導精神は改良主義的であり、本質的にイギリス帝國主義と對立してゐない。

二、Nehru, Bose, 等一連の國民會議「左」派に屬するもので、『純粹的社會主義』を主張してゐるが、根底に於ては階級協調主義的である。之は彼等が罷業を全部强制調停裁判に付すること主張し、アーウィン・ガンジー協定を支持する點に見ても明白である。

三、Roy, Kandalkar, Cheik, Kabadi 等の左翼民族主義者の指導下にあるもので、印度に於ける社會主義共和國樹立を空想として斥け、卑近な防衛的鬪爭を高唱し、帝國主義反對、共産主義贊成、サヴェート同盟の擁護及び中國革命の支持を唱へてゐるが、他方に左翼の主張する如き總同盟罷工には反對し、又左翼的勞働組合を排斥してゐる。

四、國際的左翼勞働組合の指導下にあるもので、其主張する所は、栽培園勞働者、農業勞働者の組織化、農民運動の指導に及び、改良組合內部に於ける反對派の結成、全印度總罷工に對する不斷の煽動を行つてゐるが、官憲の彈壓の下に未だ微力である。

然し乍ら、勞働者運動に於けるこの分立の狀態は、もとより勞働者階級の爲には不利である。經濟恐慌の深化と共にこの缺陷は、當然に敵對陣營からの强襲を齎らさずには置なかつた。事實イギリス支配者と土着ブルジョアジーは、新なる懲罰法と銃火を含む猛烈な彈壓とを以て勞働者運動に臨んだのである。組合戰線の不統一は、かくて大衆の間に痛感され、遂にこの氣運は、一九三一年五月全印度鐵道從業員組合のイニシアティーブの下に、全國勞働組合代表をボンベイに招集し、統一協議會を開催せしむるに至つた。統一協議會は、國民會議派のメータを委員長とし、右翼派の總聯合の六名を委員を以て、統一問題調査會を任命した。

一九三二年五月、全印度勞働組合會議（非共産派）は、ナグプールに於て大會を開き、この統一協議會の報告に承認を與へた。次で同年七月には、マドラスで統一協議會を開催し、ボンベイ會議の報告を基礎に、統一綱領が可決された。

全印度勞働組合總聯合は、之に關連し、統一協議會に續いて、マドラスに大會を持ち、他方全印度勞働組合會議は、同年九月同じくマドラスに第十二次大會を開き、「統一綱領」を審議した。然る大會は、組合會議內の左派のみの會合であつた結果、一九三一年一月にギルニ組合の作成せる統一綱領を僅少の修正を以て採擇し、當然に綱領は著しく左翼化されるに至つた。

其の後、翌三三年二月、統一協議會は最終の會合を持ち、新中央團體の規約草案を審議可決し、名稱を全國勞働同盟（National Federation of Labour）と定めたが、超えて四月、全國州聯合委員會は勞働組合總聯合とカルカッタに會し後者を主體として此處に、印度全國勞働組合聯合（Indian National Trade Union Federation）を組織した。新全國聯合は、かくて、一九三三年十二月第一回大會を開催し、『統一綱領』記載の諸事項を强調し、國際勞働總會との關連を決議し、『自由なる印度に於ける社會主義國家』の要望を表示し、又アジア勞働會議開催を議決したのである。

此處に於て印度勞働組合の分野は T. Mehta を首幹とする全國聯合（四十七組合、一三五千人）と Kandalkar 派を中心とする全印度組合會議（四十七組合、五七千人）並に直接に共産主義勢力の下にあるものとの略左右二大陣營に對立

する狀態となつてゐる。

一九三二年七月マドラスに於ける統一協議會に於て可決された(全印度鐵道從業員組合ギリ氏の動議にて)『統一綱領』は左の如くである。

一、勞働組合は階級鬪爭の機關である。故に、團體交涉は勞働組合の必要附隨物であり、社會主義への過渡期に於て商議、代表派遣、其他の團體交涉手段は勞働組合運動の本質的部分たるべきであるとは云へ、其基本的任務は、勞働者の權制及び利益を擁護助長することにある。資本主義制度の下に於ては、資本と勞働は協調融和することは出來ない。

二、必要ある場合には、勞働者の利益のため、雇傭主と協力することは、必ずしも之を排除するものでない。

三、印度勞働組合運動は、勞働階級の見地から印度の政治的自由の爲め鬪爭を支持し、積極的に之に參加するであらう。この事は、社會主義國家の樹立を意味し、其過渡期に於て能ふる限り一切の生產手段及び分配手段の社會化並に國有化を意味する。

四、出版、言論、集會及び團結の自由の爲に鬪ふ。

五、一切の勞働組合當面の要求は左の如くである。(一)六時間勞働日法の制定、(二)嚴密なる標準に立つ最低賃銀の保障。(三)勞働者の要求する場合の賃銀週拂、(四)人種、性別を問はず同一勞働に對する同一賃銀、(五)賃銀全額給與の一ケ月の年次休暇、(六)雇傭主負擔の失業、疾病、養老、母性保險、(七)一切の勞働者の住居及び勞働狀態の改善、(八)工場、手工場、事務所其他集團勞働の行はるゝ場所に於ける選擧による勞働委員會の設立と勞働條件の統制、(九)十四歲未滿の兒童傭使禁止、(一〇)婦人の產前後各六週間の有給休養、(一一)勞働組合による以外の勞働募集制撤廢、(一二)公私雇傭主の課する過怠罰金撤廢、(一三)被傭者共濟基金に對する雇傭主の管理の撤廢。

六、アムステルダム・インタナショナルへの加盟は、三ケ年以上の期間につき試驗的に行ひ、其成果に照し最後的決定を行ふ。

七、中央機關の事前の選定又は事後に於けるその執行部の承認なくして、一切の勞働組合の代表は、中央又は地方の立法府に議席を有すること得ない。

八、國際勞働組合への代表選出指名

九、勞働運動の目的達成の方法は、平和的、合法的、民主的たるべきこと。

一〇、統一後の中央機關は、全印度勞働組合會議とする。

又一九三二年九月、全印度勞働組合會議に於て採用された統一綱領は左の如くである。

一、勞働組合は階級鬪爭の機關である。其基本的任務は、特定の職業又は產業の勞働者の權利及び利益を擁護助長する爲之を組織することにある。故に如何なる組合の目的も資本と勞働との利益を協調融和することであつてはならない。

二、印度の一切の勞働組合の當面の要求は次の通りである。(一)一切の職業及產業に於ける八時間勞働日(休憩一時間を含む)(二)鑛山坑內に於ける婦人及兒童使用禁止、(三)無料の初等義務教育　(他、前揭統一綱領に同じ)

三、吾國勞働組合運動全體は、(新)全印度勞働組合會議の中央指導の下に、(一)武裝權と(二)罷業權との最少要求を實現する爲め、精力的な、間斷なき、且つ一糸亂れざる煽動を行ふであらう。自覺の代表者が、雇傭主、國家機關と交涉する方法は、越權且つ有害なるものとして拒否せらるべきである。煽動は大衆の集會、示威運動及び罷業の形を採らねばならない。

四、或る一定の職業又は產業の勞働者が雇主と爭議する場合、勞働組合全體は常に之を積極的に支援すべきである。此の支援は、階級的團結の宣言、財政的援助、同情罷業等によつて行はるべきであらう。

五、雇傭主との抗爭の場合には、招集せられたる大會又は代表者會議により、若は勞働者をして充分其意見を開陳せしめる其他の方法により、關係勞働者の承認を得るに非ざれば、組合幹部は如何なる措置をも採るべきでなく、又如何なる協定をも結ぶ可きでない。

六、各組合は、過去の活動の批判、執行部改選の爲め、毎年正しく大會を開くを要する。(下略)

七、新組合會議に對する代表は、特に其爲に招集せらるゝ年次會合に於て加盟組合の組合員全體によつて選ばれねばならない

八、新組合會議執行部は、當該產業の勞働者組合の諒解、承認なくしては雇傭主又は政府と協定を結ぶことなかるべし(下略)

九、アムステルダム・インタナショナルには加盟しない。理由は、該國際聯合は植民地搾取の制度を支持又は默認しでゐる故である。會議は又、他の如何なる國際的團體にも加盟しないであらう。

一〇、會議は國際勞働總會へ代表を送らないであらう。理由は、印度の勞働者は、勞資協調の明白なる目的を以て開かるゝ此種の會義には何等期待を持ち得ぬ故である。

第七章　勞働組合及び勞働者運動

一一、會議代表のは、中央又は地方の立法府、市町村會等に議席を受諾するを得ないし、又官設委員會の委員たるを得ない。

一二、會議は勞働階級の見地から國民的自由の爲の鬪爭を支持し、積極的に之に參加するであらう。會議は外國ブルジョアジーと印度ブルジョアジーとの間の如何なる妥協（例自治領の資格付與）も勞働者の狀態を根本的に改善するとは信じない。印度勞働者階級の根本的政治的要求は、帝國主義支配の撤廢、資本主義の打倒及び生産手段の社會化である。

（一三）會議は出版、言論、集會及び團結の自由並に武裝權の獲得の爲に鬪ふ。

（League of Nations, Industrial and Labour Information による）

又、參考として赤色勞働組合の鬪爭綱領を記すれば、略次の如くである。

一、吾々の根本的要求の爲に鬪ふ總罷業の準備、帝國主義者の放逐と印度の完全な獨立、地主と帝國主義者の××を沒收せよ、勞働者農民の××××、二、解雇賃銀引下反對、解雇勞働者の復職、三、官廳手續に拘らざる八時間勞働制の實施、周旋人、親方の工場よりの放逐、被選擧工場委員會を通じての勞働者の採用、四、無負擔社會保險と失業者即時救濟、貯藏米の失業者への無償分配、五、イギリス人官吏の恩給の爲、イギリス帝國主義の國債の爲の、鐵道買上の爲の準備金を、勞農失業勞働者、破産農民、都市貧民の失業手當とせよ、六、勞働者の國民的××的自衛組織、罷業集會、示威の擁護、七、勤勞者に對する稅金の廢止、一切の收奪的利息の納付拒否、八、罷工、集會、結社、出版の自由、國民會議の調停、資本家との協調の打倒、九、五〇ルピーの最低賃金、勞働保護、一〇、政治犯人の即時釋放、一一、國民會議と帝國主義間の協定の打倒。等々。

イギリスの印度統治終

追加と訂正

最近入手した「統計要覽」（三五年版）によつて左の如く追加訂正する。

追加	九八頁表	一九三一―三二年	全灌漑面積	四八・七三	同投資額
		內生産的		——	
訂正	一〇一頁表 I	一九三一―三二年	全灌漑面積	四八、七二九	貯水池 井戸
			內運河	二一、六一一	無訂正 六、四一四 一一、四五七
	表 I	一九三一―三二年	灌漑播種面積	五二、二二九	灌漑播種面積
	表 III		內米	一八、五九五	小麥 九、九五七 大麥 無訂正 綿 二、九一一
			灌漑播種面積		
			（ボンベイ）	四、六〇三	（ベンガル）一、七一四 （其他）八三〇
追加	一〇五頁表	一九三一―三二年	投下資本	一、四二六・三	利益率 エーカー當
		內生産的		九七一・四	七〇・九 四・九七 四・六三
					六七・八 六・九八
訂正	一六一頁表	一九三一―三二年	（可耕未耕地）一五五・〇		（休閑地）四九・〇 （灌漑地）四八・七

訂正　一六三頁表　一九三一―三二年の米の生産　三三・〇　小麥、九・〇とす。尙一九三〇―三一年の米の生産を三一・二と改む。

		工場	錘	織機	勞働者
追加	二六一頁表	一九三一―三二年	一〇三	六一・四	二七六・八
		原料消費高（百萬俵）	一、二二一	二九七・六（黃麻業）	
		（三一―三二年）四・三	（二八―二九年）六・〇	（二九―三〇年）六・四	（三〇―三一年）四・六

訂正　二六六頁表　石炭生産高　一九三一年　二〇、六九四千噸。

印度侵

印度侵畧圖

西北國境州
カシミール
バルチスタン
ラジプタナ
ルーパネ
ビルマ
ハイデラバッド
マイソール
コロマンデル海岸
マラバル海岸
1818
アジュメール
メールワーラ州
1843
第一次シンド戦爭
1802
1800-3
1845
1846
第一次シーク戰爭
1856
ウード併合
1775
1838
1864-5
1872
1860
1830-3
1854
第二次ビルマ戰爭
1853-60
(条約により)
1803
1799
1834
コーグ併合
1753-60
(譲與)
1801
1765
1765-1813
1813-1833
1833-60
現在州境
數字ハ獲得ノ年度
文字ハ其理由

印度侵畧圖

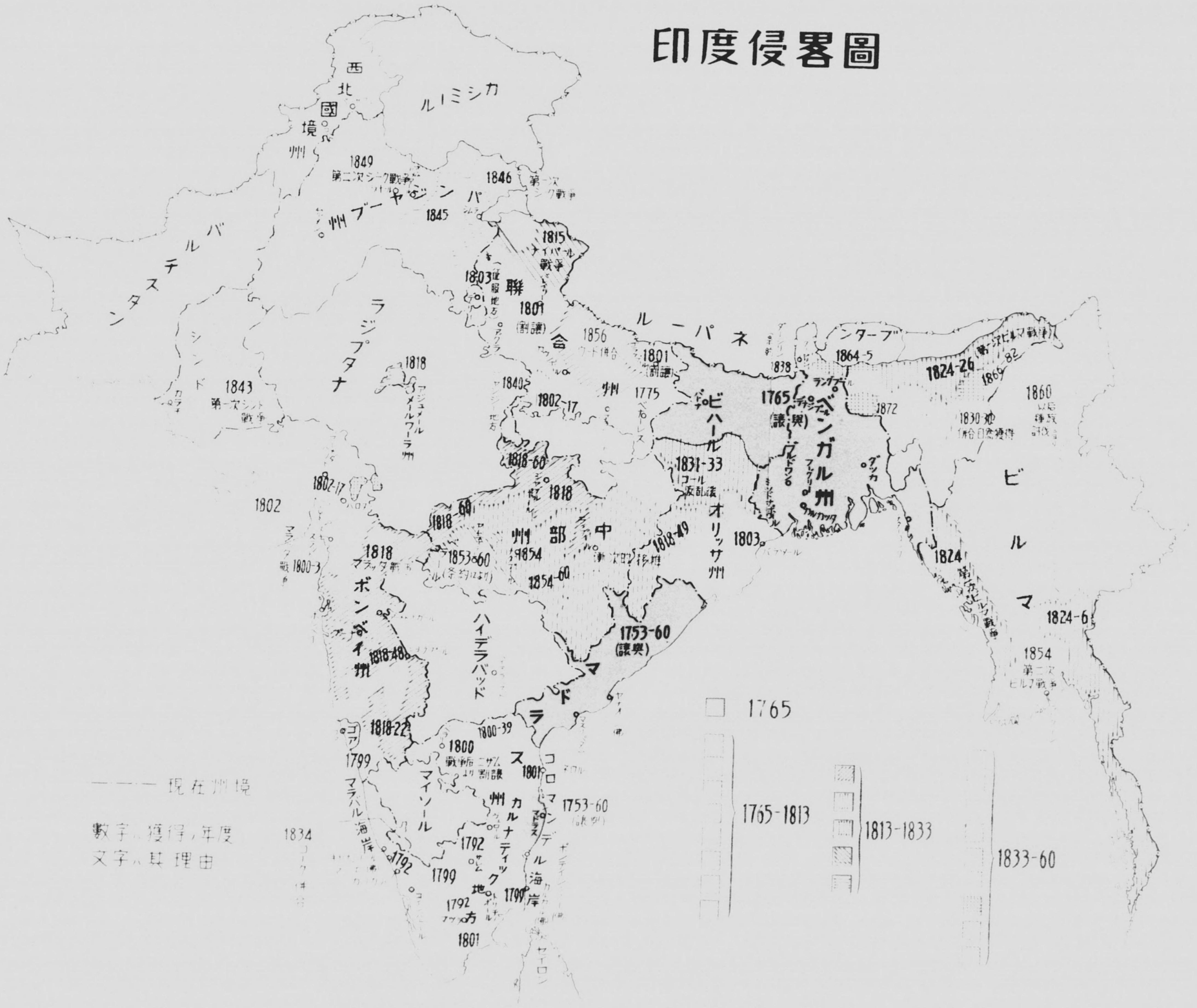

西北國境州
ルーミシカ
1849
第二次シーク戰爭
1846
第一次シーク戰爭
ブーヤジンパ州
1845
バルチスタン
1815
ナイパール戰爭
1803
(征服地方)
聯合州
1801
(割讓)
1856
ウード併合
ルーパネ
1801
(割讓)
1775
ベルレス
ラジプタナ
1818
アジュメール
メールワーラ州
1843
第一次シンド戰爭
シンド
1840
1802-17
1818-60
1818
1802-17
1802
1818-60
1818
1853-60
(条約により)
1854
1854-60
中部州
1818-49
1831-33
コール
仮乱後
ビハール
オリッサ州
1803
1765
(讓與)
ベンガル州
1838
1864-5
ランプール
1872
1824-26
1866-82
1860
1830-31
併合自然獲得
ビルマ
1824
1824-6
1854
第二次ビルマ戰爭
1800-3
マラッタ戰爭
1818
ボンベイ州
1818-48
ハイデラバッド
1753-60
(讓與)
マドラス
1818-22
1800-39
1800
戰爭后ニザム
より割讓
1799
マイソール
マラバル海岸
1801
コロマンデル海岸
1753-60
(讓與)
カルナティック地方
1792
1799
1792
1799
1792
1801
1834
1765
1765-1813
1813-1833
1833-60
現在州境
數字ハ獲得ノ年度
文字ハ其理由

印度現

印度現勢圖

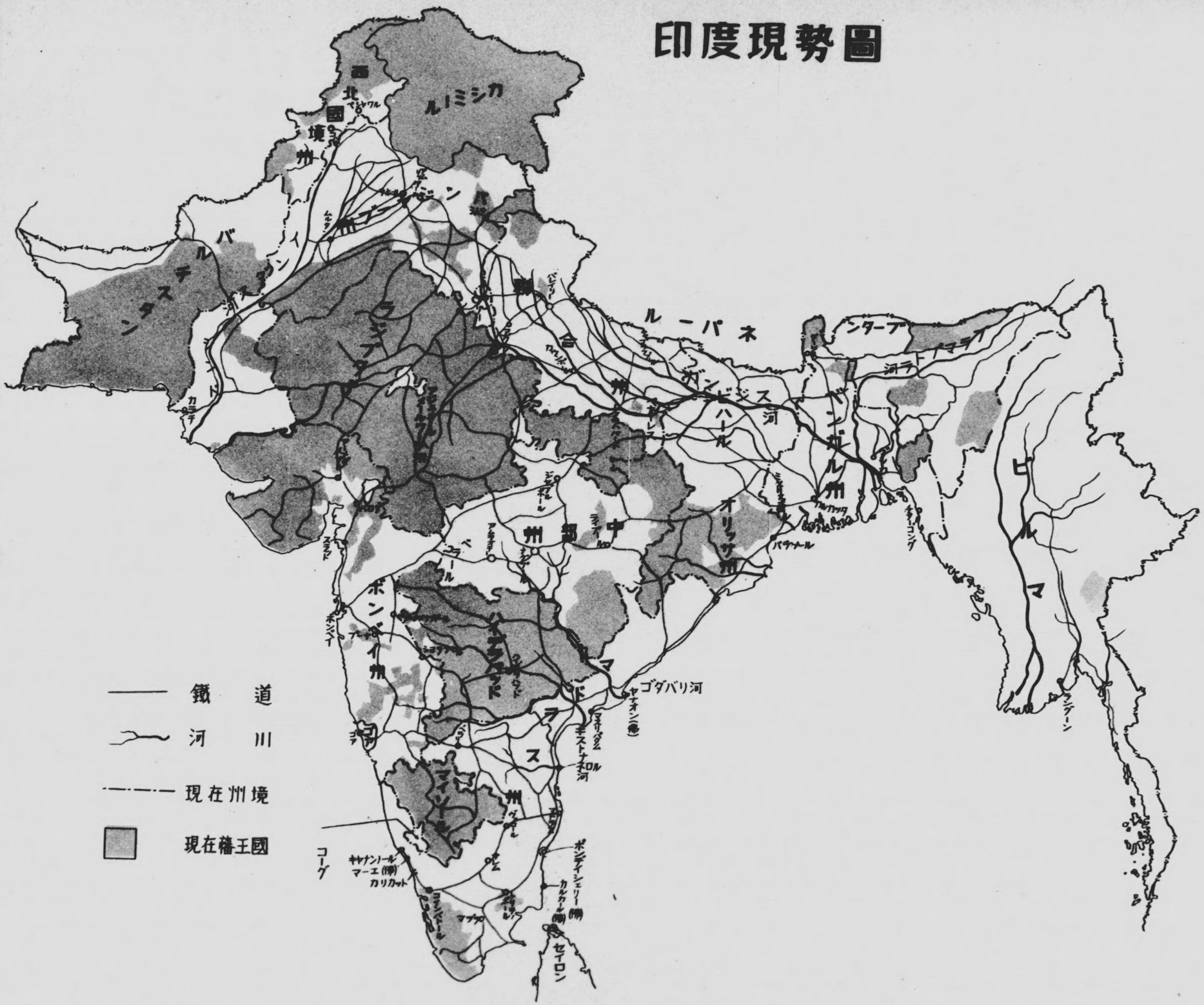

西北國境州
カシミール
バルチスタン
ブーン
ラジプタ
ルーパネ
ガンジス河
ハール
ベンガル州
オリッサ州
中部州
ボンベイ州
ハイデラバッド
マドラス州
マイソール
ゴダバリ河
ヤナオン(港)
ポンディシェリー(佛)
カルカール(佛)
セイロン
コーグ
キヤナンノール
マーエ(佛)
カリカット
ビルマ
ランゲーン
鐵道
河川
現在州境
現在藩王國

印度現勢圖

カシミール
西北國境州
パンジャブ州
バルチスタン
インダス河
ラジプタナ
聯合州
ネパール
ブータン
ブラマプトラ河
ガンジス河
ビハール
ベンガル州
オリッサ州
中部州
ボンベイ州
ハイデラバッド
マドラス州
マイソール
ビルマ
ゴア
ゴダバリ河
セイロン
カラチ
ラングーン
カリカット
ポンディシェリー(佛)
鐵道
河川
現在州境
現在藩王國

EI

印度産業畧圖

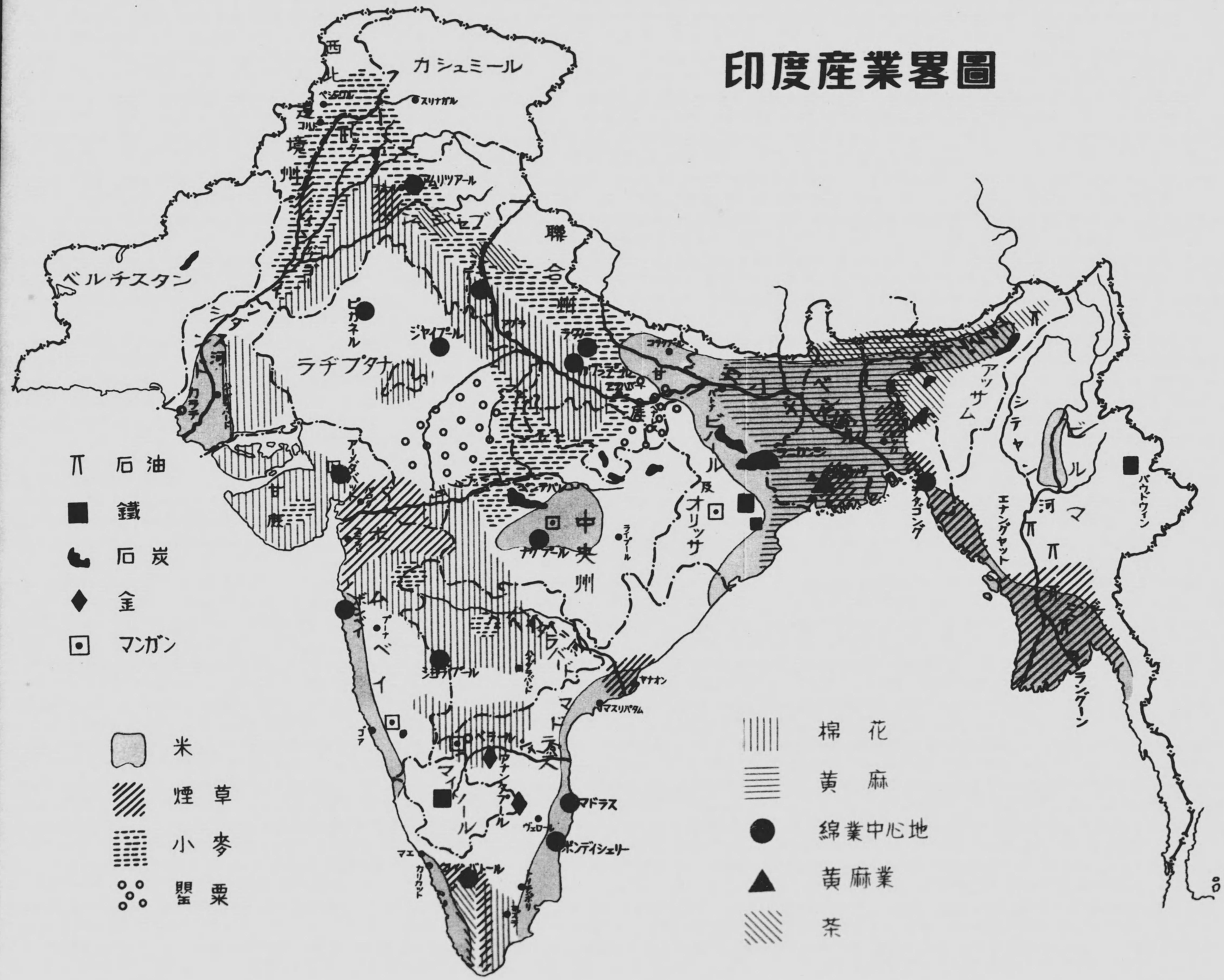

カシュミール
ベルチスタン
ラヂプタナ
ビカネル
ジャイプール
アムリツアール
スリナガル
ペシャワル
ラクノー
ナグプール
ライプール
中央州
オリッサ
アッサム
シテヤン
エナングヤット
ラングーン
バウドウィン
ヤナオン
マスリパタム
マドラス
ポンディシェリー
ヴェロール
ベラール
ゴア
マエ
カリカット
石油
鐵
石炭
金
マンガン
米
煙草
小麥
罌粟
棉花
黄麻
綿業中心地
黄麻業
茶

昭和十年五月二十五日印刷
昭和十年五月二十八日發行

版權所有

イギリスの印度統治奥付

定價一圓七拾錢

東京市麹町區內山下町一丁目一番地
著作兼發行人　佐藤貞次郎

東京市築地二丁目五番地
印刷所　川崎活版印刷所

發行所　財團法人　東亞經濟調査局
東京市麹町區內山下町一丁目一番地
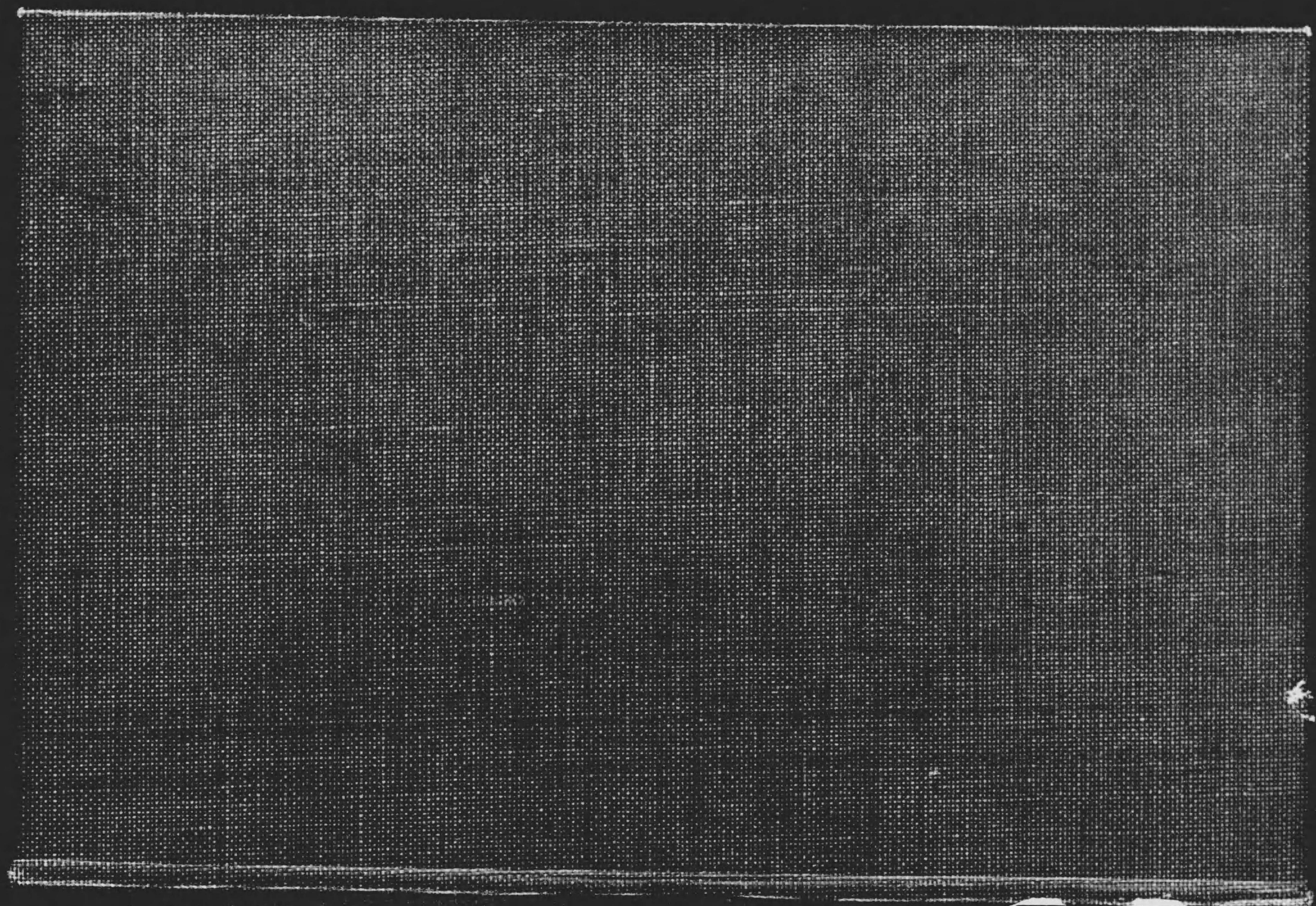
1088